

# 都城市の環境



【サクラソウ・宮崎県絶滅危惧 1A類】

令和 2 年 3 月

都城市環境森林部環境政策課



## 都 城 市 民 憲 章

わたくしたちは、風光り、水澄む霧島の大地に生きる都城の市民です。  
わたくしたちは、一人ひとりがすこやかに生活できるふるさとをつくるために、この憲章を定めます。

自然のめぐみに感謝し、豊かで美しい環境をつくりましょう。

人を思いやる心を持ち、ともに歩んでゆける社会をつくりましょう。

自分にできることを見つけ、今日の努力を明日の夢につなげましょう。

## 都城市の木・花・花木

### ケヤキ



ケヤキ・・・(ニレ科)

日本原産の落葉樹です。生長すると高さ 30 メートルを超えます。建築材・家具材としてすぐれています。伸びゆく市勢を表すような優美さと力強さをあわせ持つ木です。

写真は梅北小学校のケヤキ

### アヤメ

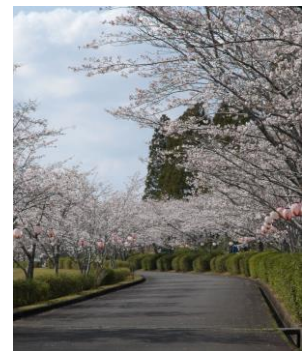


アヤメ・・・(アヤメ科)

日本各地の山野の草地、乾いた場所に自生する多年草です。初夏に紫やまれに白い色の大きな花を咲かせます。3年を目安に株分けすると良く花をつけ、管理も容易です。

写真は早水公園のアヤメ

### サクラ



サクラ・・・(バラ科)

日本を代表する花木です。自然品種にはヤマザクラ等、園芸品種は 130 種類もあります。市内には母智丘公園、石山観音池公園や一堂ヶ丘公園などサクラの名所が多数あります。

写真は一堂ヶ丘公園のサクラ (ソメイヨシノ)



# — 目 次 —

はじめに

## 第 1 章 総 論

### 第 1 節 都城市の概要

1. 沿 革	2
2. 自然環境	2
(1) 位 置	2
(2) 地 形	3
(3) 地 質	3
(4) 面 積	3
(5) 交通要件	3
(6) 気 象	4
3. 社会環境	4
(1) 人口及び世帯数	4
(2) 産 業	6
(3) 土地利用	7
(4) 交 通	9

### 第 2 節 環境行政の概要

1. 都城市環境行政のあゆみ	11
2. 機構及び事務分掌	15
(1) 本市の環境関係行政組織と附属機関等	15
(2) 環境関係行政組織の事務分掌	16
① 環境政策課の業務	16
② 森林保全課の業務	16
③ 環境業務課の業務	17
④ 環境施設課の業務	17
⑤ クリーンセンターの業務	17
⑥ 総合支所市民生活課（環境担当分抜粋）の業務	18
3. 環境保全審議会等	18
(1) 都城市環境保全審議会	18
(2) 都城市生物多様性保全対策検討会	18
(3) 環境監視員	18
(4) 都城市近郊公害対策連絡会議	18
(5) 大淀川水系水質汚濁防止対策連絡協議会	18
(6) 清流ルネッサンスⅡ（水環境改善緊急行動計画）	19
(7) 都城盆地地下水保全対策連絡協議会	19

(8) 都城盆地硝酸性窒素削減対策協議会	19
(9) 都城北諸県地区4R推進協議会	20

### 第3節 苦情処理の概要

1. 公害苦情	21
(1) 公害苦情の現状	21
(2) 公害苦情の発生源	22
(3) 苦情の種類別状況	22
(4) 苦情の発生地	23
2. 一般苦情要望等	23
3. 苦情処理の方法	23

## 第2章 公害対策

### 第1節 大気汚染

1. 概況	26
2. 大気汚染の現状	26
(1) 二酸化硫黄	27
(2) 窒素酸化物	27
(3) 光化学オキシダント	27
(4) 浮遊粒子状物質	27
(5) 微小粒子状物質	27
(6) 一酸化炭素	27
(7) 全炭化水素	28
(8) ダイオキシン類	28

### 第2節 水質汚濁

1. 河川の概要	29
(1) 水と生活	29
(2) 都城市内の主要河川	29
2. 水質汚濁の現状	30
(1) 水質汚濁に係わる苦情	30
(2) 大淀川及び市内中小河川の水質状況	31
3. 水質汚濁に関する環境基準	33
(1) 人の健康の保護に関する環境基準	33
(2) 生活環境の保全に関する環境基準	34
①河川（湖沼を除く）	34
②湖沼	35
4. 大淀川水系の類型指定状況	37
5. 水質汚濁の防止対策	38
(1) 水質汚濁防止法及びみやざき県民の住みよい環境の保全等に関する 条例による規制	38
(2) 生活排水処理施設による対策	42

①公共下水道の整備状況	42
②農業集落排水処理施設の整備状況	43
③浄化槽設置整備事業の整備状況	43
④汚水処理整備計画の策定	44
⑤生活排水処理率の見直し	44
(3) その他の対策	45
①工場及び事業場の排水対策	45
②家庭での生活排水対策	45
1 家庭でできる5項目	45
2 廃食油の回収	46
③水辺の環境整備	46
④水辺調査	46
6. 地下水保全対策	47
(1) 地下水利用の実態	47
(2) 地域河川	49
(3) 地下水の硝酸性窒素濃度	50
(4) 都城盆地の水利地質構造	52
(5) 地下水保全の取組	53
(6) 地下水保全に関する条例	53
<b>第3節 騒音</b>	
1. 騒音の概要	55
2. 騒音苦情の現状	56
3. 騒音に関する環境基準	57
4. 騒音規制法による規制	58
(1) 工場・事業場騒音	58
①特定施設に関する届出	58
(2) 建設作業騒音	61
①特定建設作業に関する届出	61
(3) 深夜営業騒音	62
(4) 拡声器	63
(5) 自動車騒音	64
①常時監視	64
②要請限度	64
<b>第4節 振動</b>	
1. 振動の概要	65
2. 振動苦情の現状	65
3. 振動規制法による規制	66
(1) 工場・事業場振動	66
①特定施設に関する届出	66
(2) 建設作業振動	69

①特定建設作業に関する届出	69
(3) 道路交通振動	70
第5節 悪臭	
1. 悪臭の概要	71
2. 悪臭苦情の現状	71
3. 悪臭防止対策	71
(1) 悪臭防止法による規制	71
①規制地域の指定	72
②悪臭物質の指定	72
③規制基準	74
(2) 事業所全体から排出しているような場合(敷地環境の基準)	74
(3) 煙突などの気体排出施設の排出口における基準	75
①規制対象の特定悪臭物質	75
②規制基準	75
(4) 工場等から排出される排水	75
①規制対象の特定悪臭物質	75
②規制基準	75

### 第3章 環境保全

#### 第1節 市民参加による生活環境の保全

1. 環境月間	78
2. 環境衛生週間	78
3. 都城市環境美化の日	79
4. クリーン作戦	79

#### 第2節 廃棄物

1. 廃棄物の概要	80
2. 廃棄物処理の現状	80
(1) 一般廃棄物	80
①廃棄物の処理	80
(2) 都城市リサイクル事業	81
(3) 校内団体資源回収事業	82
3. 廃棄物処理対策	82
(1) 廃棄物処理及び清掃に関する法律概要	82
①廃棄物処理法制定の意義	82
②廃棄物とその区分	82
③廃棄物の処理責任	84
④事業者による産業廃棄物の処理	84
(2) 廃棄物対策事業	84
①都城市リサイクル事業	84
②都城市校内資源回収事業	84



③ 庁内リサイクル事業	84
④ 指定ごみ袋によるごみ排出	84
⑤ 環境教育事業	85
(3) リサイクル事業の位置づけ	85
4. 一般廃棄物処理施設	85
(1) 都城市一般廃棄物最終処分場	85
(2) 都城市高崎一般廃棄物最終処分場	85
(3) 都城市クリーンセンター（一般廃棄物中間処理施設）	86
(4) 都城市リサイクルプラザ（一般廃棄物中間処理施設）	86
(5) し尿	87
① し尿及び浄化槽清掃汚泥の処理	87
② し尿処理施設	87
第3節 その他の環境保全対策	
1. 畜産に関する環境保全対策	89
(1) 畜産に関する苦情と発生原因	89
(2) 畜産の環境保全に関する取組	89
2. 建築及び開発行為に対する審査・協議	90
3. 空き家・空き地等の敷地管理	90
4. 砂利採取に伴う事前指導	91
5. 風水害に伴う床上、床下浸水箇所の消毒作業	91
6. 狂犬病予防事業	92
7. ダイオキシン類	92
第4節 公害防止協定	
1. 公害防止協定の締結状況	94
第5節 融資制度等	95

## 資料編

1. 環境法の体系	3
2. 本県の環境関係行政組織	4
3. 公害用語の解説	6
※関係条例	
都城市環境基本条例	18
都城市河川をきれいにする条例	22
都城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	25
都城市環境保全条例	31
※実施・交付要綱	
都城市リサイクル事業	44
都城市校内資源回収実施団体奨励金	47

# 第 1 章 総 論

第 1 節 都城市の概要

第 2 節 環境行政の概要

第 3 節 苦情処理の概要

## 第1節 都城市の概要

### 1. 沿革

天授元年（1375年）、北郷義久が都島に城を築いて治所とし、「都城」と称しました。明治4年の廃藩置県により都城県が設置され、地方行政の中心地として栄えましたが、明治6年廃県となり宮崎県に属するようになりました。

明治22年都城町となり、大正13年4月1日には市制を施行し、都城市として新しく出発しました。その後、昭和42年までに近隣の1町4村を編入合併し、平成18年に都城市、山之口町、高城町、山田町、高崎町による新設合併により、新「都城市」となりました。現在、市域面積653.36km<sup>2</sup>、人口165,029人（平成27年国勢調査）となっています。隣接の三股町と鹿児島県曾於市を含む人口約24万人の経済圏の中心都市として、さらに南九州における産業・経済・教育・文化の中心都市としての役割が期待されています。

第1表 市域の推移

年 月 日	事 由	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)
大正 13 年 4 月 1 日	市制施行	19.70	33,120
昭和 11 年 5 月 20 日	五十市村、沖水村を編入	73.14	65,263
昭和 32 年 3 月 1 日	志和池村を編入	100.61	89,464
昭和 40 年 4 月 1 日	荘内町を編入	231.35	108,220
昭和 42 年 3 月 3 日	中郷村を編入	306.70	117,660
平成 18 年 1 月 1 日	都城市、山之口町、高城町、山田町、高崎町の合併 新「都城市」誕生	653.31	173,061

資料：情報政策課（平成18年の合併時から平成27年度までは、面積653.31K m<sup>2</sup>で表記していたが、平成28年度から653.36K m<sup>2</sup>の面積表記になった。）

### 2. 自然環境

#### (1) 位置

本市は、宮崎県の南西部、都城盆地のほぼ中央に位置し、東・北部は宮崎市、日南市、串間市、北諸県郡（三股町）、西諸県郡（高原町）に、南・西部は鹿児島県（曾於市、志布志市、霧島市）に接しています。主な近隣市町との道路距離は、宮崎市 48 km、日南市 50 km、小林市 46 km、鹿屋市 53 km、霧島市 42 km、鹿児島市 78 km となっています。

位置	東 経	130° 52' 31" ~ 131° 15' 16" 吉之元町 山之口町
	北 緯	31° 37' 12" ~ 31° 56' 41" 安久町 高城町四家
◎市役所 東経 131° 03' 42" 北緯 31° 43' 11"		

資料：国土地理院

## (2) 地 形

東に鱈塚山系、北西に高千穂峰を仰ぎ、三方を山に囲まれて広大な盆地を形成し、南は大きく開け、志布志湾に達しています。

水利は、地下水や湧水に恵まれるとともに、31本に及ぶ一級河川の幹川・支川と、その他の普通河川があり、水量は豊富です。

標 高	最 高	1,574 m (高千穂峰頂上)
	最 低	56 m (高城町四家本八重)
◎ 市 役 所		146 m

資料：情報政策課

## (3) 地 質

本市の地質は、第4紀新層及び火山灰第4紀古層から成り、後者が77%を占めています。

第4紀古層は、洪積層ともいわれ、沖積層より一段高い位置にあって、台地または段丘を形成し、水利の便に乏しく、大部分は畑地または原野です。

第4紀新層は、重要な農耕地で、特に、水利の便が良いため水田が多く、ほとんど壤土、砂土、砂質壤土で、土質は良好です。

また、南九州一帯は、シラス、ボラ、赤ホヤが広く分布した特殊土壤地帯です。シラスは灰砂土と呼ばれ、火山灰、浮き石等からなっています。

## (4) 面 積

本市の面積は653.36 km<sup>2</sup>で、宮崎県総面積7,735.32 km<sup>2</sup>の8.4%(県下2位)を占めています。

面 積	653.36 km <sup>2</sup>	東 西	35.9 km
		南 北	36.1 km

資料：国土地理院『全国都道府県市区町村別面積調』(平成30年10月1日現在)

## (5) 交通要件

交通要件については、九州縦貫自動車道・国道5本をはじめ主要地方道が整備され、鉄道はJR日豊本線・吉都線の2本が走り、また、空路は40km圏に宮崎空港と鹿児島空港が位置し、東京・大阪は日帰り圏内にあります。

また、都城ICと国際バルク戦略港湾に選定された志布志港までの約44kmを40

分でつなぐ地域高規格道路「都城志布志道路」は、南九州圏域の活力ある地域づくりを支えるとともに、災害対策や緊急医療などの「防災の道、経済の道、医療の道」として重要な幹線です。計画では令和2年度までに8割が開通する予定で、開通後は陸・海・空の条件が整い物流の飛躍的効率化が期待されています。

## (6) 気象

平成30年は平均気温17.1℃、年間降水量2943.0mm、年間日照時間は2,002.6時間でした。気候は内陸性を示し、夏と冬、昼と夜の気温差が大きいのが特徴です。

気温は、4月になると急に上昇し、11月になると冷え込み、降水量は梅雨時期や台風等により5月から9月までの半年間に約75%が集中しています。

**第2表 気象概況（平成21年から平成30年までの10年間の単純平均値）**

気温（℃）			降水量 mm	平均 風速 m/s	平均 湿度 %	日照時間
平均	最高	最低				時間数(h)
16.8	35.6	-5.1	2811.0	2.0	74.6	1,900.0

資料：宮崎地方気象台

**第3表 気象概況（平成30年月別平均値）**

月	気温（℃）			降水量 mm	平均 風速 m/s	平均 湿度 %	日照時間
	平均	最高	最低				時間数(h)
1	5.2	18.8	-5.5	71.5	1.7	72	183.5
2	6.0	18.7	-5.3	102.0	1.8	73	156.8
3	12.6	25.8	-0.2	146.0	2.1	73	183.9
4	17.1	28.8	3.5	97.5	2.1	70	228.6
5	20.1	32.3	6.7	330.5	2.4	78	160.3
6	23.3	32.2	12.6	451.5	2.4	83	119.4
7	27.3	36.0	21.8	601.5	2.4	82	159.4
8	27.5	35.9	20.6	169.0	2.4	81	204.6
9	24.3	33.0	17.2	593.5	2.4	84	115.9
10	18.2	28.6	7.5	170.0	1.9	75	197.1
11	13.4	25.2	2.2	96.0	1.4	80	179.2
12	9.6	23.1	-3.0	114.0	1.7	77	113.9

資料：宮崎地方気象台

## 3. 社会環境

### (1) 人口及び世帯数

本市の人口及び世帯数は、平成30年10月1日現在で161,968人、70,724世帯となっています。人口は昭和60年に過去最高の175,728人となり、以後減少しています。一時、平成8年と28年に増加傾向を示したものの、再び現在に至るまで減少し

続ける傾向にあります。

第4表 人口及び世帯数の推移

年次	区分	世帯数	人 口			1世帯あたり 人 員
			総 数	男	女	
※	昭和 40	42,964	166,237	78,877	87,360	3.9
※	45	44,012	157,589	73,900	83,689	3.6
※	50	48,058	159,621	75,192	84,429	3.3
※	55	54,707	172,655	82,230	90,425	3.2
※	60	57,525	175,728	83,055	92,673	3.1
	平成 元	59,194	174,293	82,088	92,205	2.9
	5	61,819	172,586	80,984	91,602	2.8
	6	62,746	172,865	81,181	91,684	2.8
※	7	64,087	174,054	82,353	91,701	2.7
	8	64,997	174,453	82,642	91,811	2.7
	9	65,635	174,179	82,545	91,634	2.7
	10	66,385	174,079	82,454	91,625	2.6
	11	66,945	173,644	82,166	91,478	2.6
※	12	65,659	171,812	80,976	90,836	2.6
	13	66,380	171,515	80,689	90,826	2.6
	14	67,165	171,365	80,436	90,929	2.6
	15	67,986	171,137	80,261	90,876	2.5
	16	68,830	171,136	80,262	90,874	2.5
※	17	68,272	170,955	80,101	90,854	2.5
	18	68,960	170,394	79,909	90,485	2.5
	19	69,437	169,458	79,318	90,140	2.4
	20	70,070	168,673	78,967	89,706	2.4
	21	70,798	168,507	79,039	89,468	2.4
※	22	69,856	169,602	79,553	90,049	2.4
	23	70,337	168,944	79,215	89,729	2.4
	24	70,498	168,053	78,746	89,307	2.4
	25	70,806	167,300	78,333	88,967	2.4
	26	71,183	166,424	77,924	88,500	2.3
	27	69,965	165,029	77,521	87,508	2.4
※	28	70,234	163,965	77,070	86,895	2.3
	29	70,488	162,995	76,635	86,360	2.3
	30	70,724	161,968	76,164	85,804	2.3

資料：総務省『国勢調査』（※）、宮崎県『現住人口調査』

（注1）各年10月1日現在

（注2）平成18年以前については現在の市域の境界に基づき組み替え済み

## (2) 産 業

経済産業省『経済センサス活動調査（公務及び分類不能を除く）』による本市の産業構造は、総事業所数 7,846 ヶ所のうち最も多いのが卸売、小売業で 2,188 ヶ所（27.82%）を占め、次いで宿泊業，飲食サービス業 1,063 ヶ所（13.52%）、生活関連サービス業，娯楽業 846 ヶ所（10.76%）、建設業 756 ヶ所（9.61%）の順となっています。また、工場を業種別にみると、地場産の原料を主体とした食料品製造業や木材木製品製造業、金属製品製造業の工場が多く立地しています。

第 5 表 産業(中分類)別民営事業所数，男女別従業者数及び常用雇用者数

区 分	事業所数 (ヶ所)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)
A～B 農林漁業	195	2.48	2,120	2.83
C 鉱業，採石業，砂利採取業	2	0.03	8	0.01
D 建設業	756	9.61	5,679	7.58
E 製造業	554	7.04	13,078	17.45
F 電気・ガス・熱供給・水道業	7	0.09	264	0.35
G 情報通信業	34	0.43	408	0.54
H 運輸業，郵便業	145	1.84	3,643	4.86
I 卸売業，小売業	2,188	27.82	16,474	21.98
J 金融業，保険業	131	1.67	1,228	1.64
K 不動産業，物品賃貸業	226	2.87	936	1.25
L 学術研究，専門・技術サービス業	282	3.59	1,271	1.70
M 宿泊業，飲食サービス業	1,063	13.52	6,090	8.12
N 生活関連サービス業，娯楽業	846	10.76	3,265	4.36
O 教育，学習支援業	243	3.09	1,999	2.67
P 医療，福祉	660	8.39	12,699	16.94
Q 複合サービス事業	66	0.84	1,246	1.66
R サービス業（他に分類されないもの）	466	5.93	4,546	6.07
総 数	7,864	100.0	74,954	100.0

資料：経済産業省『経済センサス活動調査（公務及び分類不能を除く）』

(注) 平成 28 年 6 月 1 日現在

**第6表 品目群による業所数・従業者数及び製造品出荷額**

業 種	事業所数 (ヶ所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (千万円)
食料品製造業	80	3,858	15,146
飲料・たばこ・飼料製造業	20	733	8,477
繊維工業	21	1,000	1,178
木材・木製品製造業（家具を除く）	26	874	1,848
家具・装備品製造業	11	156	223
パルプ・紙・紙加工品製造業	1	22	X
印刷・印刷関連	9	257	310
石油製品・石炭製品製造業	2	12	X
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	6	220	310
ゴム製品製造業	2	1,665	X
窯業・土石製品製造業	19	691	1,164
鉄鋼業	3	67	204
金属製品製造業	24	429	843
はん用機械器具製造業	2	113	X
生産用機械器具製造業	14	321	794
業務用機械器具製造業	2	39	X
電子部品・デバイス・電子回路製造業	5	541	880
電気機械器具製造業	9	381	782
輸送用機械器具製造業	3	426	248
その他の製造業	10	314	1,203
総 数	269	12,119	44,579

資料：経済産業省『工業統計調査』

（注1）産業中分類別、従業者4人以上の事業所

（注2）平成30年6月1日現在

（注3）X：該当数字はあるが、統計法上公表を差し控えたもの

### (3) 土地利用

本市の土地利用の現況は、およそ森林が55%、農用地が20%、宅地が10%を占め、広大な緑に恵まれた盆地に農業地帯を形成しています。また、用途地域は2,853haが指定され、都市計画事業により生活環境の整備が促進されています。



## 第7表 土地利用の現況

市町村営住宅用地

市町村営住宅戸数	市町村営住宅用地 (h a)
3,546	65.2

地籍調査進捗率・概要調書修正率

市町村面積	(h a)	65,331
要地積調査面積 (a)	(h a)	46,098
地積調査済み面積 (b)	(h a)	37,830
地積調査進捗率 (b) ÷ (a)	(%)	82%
地積調査成果の「固定資産価格等の概要調書」への記載率	(%)	100

資料：総合政策課

## 第8表 都市計画区域の用途地域別指定状況

区分	種 別		面積(ha)	構成比 (%)	
都市 計 画 区 域	用 途 地 域	住居系	第一種低層住居専用地域	224	7.8
			第二種低層住居専用地域	—	—
			第一種中高層住居専用地域	572	20.0
			第二種中高層住居専用地域	133	4.7
			第一種住居地域	857	30.0
			第二種住居地域	215	7.5
			準住居地域	30	1.1
	商業系	近隣商業地域	155	5.4	
		商業地域	62	2.2	
		工業系	準工業地域	388	13.6
	工業系	工業地域	97	3.4	
		工業専用地域	122	4.3	
		計	2,853	100.0(17.0)	
用途地域外			13,964	(83.0)	
計			16,818	(100.0)	

資料：都市計画課

(注1) 平成30年3月31日現在

(注2) 四捨五入のため、内訳と計は必ずしも一致しない

**第 9 表 農業振興地域の土地利用状況**

区 分		農業振興地域 (A) (ha)	農用地区域 (B) (ha)	B/A (%)
農用地等	田	6,520.9	5,889.0	90.3
	畑	7,144.0	5,378.7	75.3
	樹園地	240.2	189.0	78.7
	計	13,905.1	11,456.7	82.4
	採草放牧地	134.2	101.2	75.4
	農業施設用地	655.9	496.8	75.7
	合 計	14,695.2	12,054.7	82.0
上記以外の山林・原野 その他		13,882.0 9,863.1	199.6 833.2	1.4 8.4
総 面 積		38,440.3	13,087.5	34.0

資料：農政課『平成30年 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況』

(注) 平成31年1月1日現在

**(4) 交 通**

**第 10 表 自動車台数の推移**

年 次	乗 用	貨 物	乗 合	特 殊	合 計
昭和 55	34,741	21,131	243	1,387	57,502
56	35,682	20,840	247	1,495	58,264
57	35,988	22,214	247	1,553	60,002
58	36,059	23,606	246	1,594	61,505
59	35,775	25,132	251	1,620	62,778
60	35,500	27,194	251	1,702	64,647
61	35,507	29,504	246	1,763	67,020
62	35,185	31,374	246	1,763	68,568
63	35,138	33,593	252	1,869	70,852
平成 元	35,475	35,519	254	1,961	73,209
2	37,496	36,345	266	2,069	76,176
3	35,131	10,929	269	2,095	48,424
4	36,813	10,888	280	2,221	50,202
5	38,013	10,914	282	2,266	51,475

年次	乗用	貨物	乗合	特殊	合計
6	39,794	10,992	276	2,357	53,419
7	41,604	11,368	281	2,478	55,731
8	43,503	11,509	274	2,619	57,905
9	45,471	11,725	276	1,969	59,441
10	46,371	11,672	284	2,063	60,390
11	47,011	11,468	275	2,271	61,025
12	47,296	11,297	271	2,364	61,228
13	47,654	11,168	276	2,409	61,507
14	47,387	10,989	282	2,460	61,118
15	47,221	10,764	271	2,458	60,714
16	47,331	10,536	279	2,473	60,619
17	47,392	10,491	277	2,518	60,678
18	59,650	13,794	344	3,136	76,924
19	58,552	13,613	345	3,148	75,658
20	57,285	13,353	319	3,129	74,086
21	56,218	12,848	324	3,154	72,544
22	55,800	12,490	327	3,195	71,812
23	55,296	12,248	314	3,155	71,013
24	55,279	11,999	314	3,135	70,727
25	54,563	11,731	307	3,112	69,713
26	54,027	11,770	306	3,164	69,267
27	53,813	11,855	318	3,168	69,154
28	53,864	11,891	304	3,244	69,303
29	54,216	11,951	309	3,344	69,820

資料：九州運輸局宮崎運輸支局

(注) 各年3月31日現在

## 第 2 節 環境行政の概要

### 1. 都城市環境行政のあゆみ

年 月 日	事 項
昭 38.05.16	公害対策連絡会議（衛生連絡協議会）
42.08.03	公害対策基本法制定
43.06.10	大気汚染防止法制定
43.06.10	騒音規制法制定
44.07.16	都城市清掃審議会条例制定
44.10.01	宮崎県公害防止条例制定
44.10.01	機構改革により市民課に市民生活係設置（一般苦情、公害苦情に対応）
45.12.25	水質汚濁防止法制定
45.12.25	廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定
46.04.01	生活公害課新設
46.06.01	悪臭防止法制定
47.07.04	騒音規制法に基づく地域指定の告示
47.07.10	騒音規制法に基づく地域指定の施行
47.09.30	都城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定
48.01.20	大淀川水系類型指定
48.03.31	空き地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例制定
48.07.01	都城近郊公害対策連絡会議発足
49.04.01	都城市環境美化の日設置
49.12.27	悪臭防止法に基づく地域指定の告示
50.01.01	悪臭防止法に基づく地域指定の施行
51.06.10	振動規制法制定
51.06.24	都城市生活環境保全審議会設置
52.04.01	都城市をきれいにする運動設置
53.03.14	振動規制法に基づく地域指定の告示
53.04.01	振動規制法に基づく地域指定の施行
53.04.01	都城市資源再利用補助金交付要綱制定
53.08.01	生活環境課の設置
56.05.19	大淀川水系水質汚濁防止対策連絡協議会発足
56.08.01	大淀川上流域上乘せ排水基準の制定
57.01.13	都城市空き缶等問題懇談会設置
58.05.18	浄化槽法制定
60.04.01	宮崎県生活雑排水対策の推進に関する要綱制定
60.04.01	宮崎県空き缶等の散乱の防止等に関する要綱制定
60.04.01	生ごみの家庭処理推進事業としてのコンポスターの購入補助金制度導入（昭和 63 年度まで）
62.06.	各中小河川浄化運動の一環として小中学生に水生生物調査を依頼（1年に2校指定継続事業開始）
63.04.01	悪臭防止法改正
63.04.01	騒音・振動規制法改正
63.	ホテル保護推進委員会発足
平 元.05.16	御池水質汚濁防止連絡協議会発足
02.04.01	合併処理浄化槽補助制度開始

年 月 日	事 項
平 07.10.28	第1回都城市環境まつり（テーマ：わたしたちの故郷は地球です）を開催
07.11.03	年見自治公民館が空缶処理対策協議会から表彰を受ける。
08.03.28	宮崎県廃家電品適正処理協力協議会からフロンガス回収車贈呈
08.04.01	環境業務課に業務1係及び業務2係を新設
08.04	市一般廃棄物最終処分場で廃家電品からのフロンガス回収を開始
08.07.07	第4回大淀川サミットを綾町で開催
08.07.29	宮崎県ごみ固形燃料化可能性調査検討委員会発足
08.10.09	宮崎県フロン対策推進協議会発足
08.10.26	第2回都城市環境まつりを開催
08.11.07	都城市一般廃棄物最終処分場（管理型）起工式
08.11.20	都城北諸県地区ごみ対策協議会に担当者会を設置 （第1回開催：三股町）
09.02.14	リサイクルモデル都市の選定を受けて、日本青年会議所が視察
09.07.07	第5回大淀川サミットを末吉町で開催
09.07.22	母と子の大淀川源流見学会実施
09.08.01	市一般廃棄物最終処分場への産業廃棄物の受入禁止
09.10.18	第3回都城市環境まつりを開催
09.11.09	第1回クリーンアップ宮崎
10.03.04	宮崎県廃家電品適正処理協力協議会から収集車（2tダンプ）を贈呈
10.03	都城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正（手数料改定）
10.03.27	都城北諸県地区ごみ対策協議会に財部町加入
10.04.01	行政組織機構の改革で環境保全課の環境企画係と水質保全係を廃止
10.04.01	事業系一般廃棄物の市直営収集を廃止
10.06.23	都城市環境監視員制度を発足
10.08	ごみ処理広域化都城北諸縣市町村ブロック会議設置
10.10.17	第4回都城市環境まつりを開催（台風のため中止）
10.11.08	第2回クリーンアップ宮崎
11.03.31	大岩田町の市一般廃棄物最終処分場（安定型）の閉鎖
11.04.01	上水流町の市一般廃棄物最終処分場（管理型）の供用開始
11.07.07	第7回大淀川サミットを山之口町で開催
11.07.25	第25回都城市夏季環境美化の日
11.10.01	小松原地区をモデル地区として、ペットボトルのリサイクル事業を開始
11.10.16	第5回都城市環境まつりを開催
11.11.14	第3回クリーンアップ宮崎
12.04.01	生活系一般廃棄物の収集を一部委託 ペットボトルの分別収集開始
12.07.07	第8回大淀川サミットを高岡町で開催
12.07.16	第26回都城市夏季環境美化の日
12.11.12	第4回クリーンアップ宮崎
13.03.10	第6回都城市環境まつりを開催
13.04.01	廃棄物処理法の改正により廃棄物の屋外焼却禁止 繁華街の生活系一般廃棄物の収集を全面委託
13.07.01	リサイクルプラザの建設準備始まる（17年4月稼動）

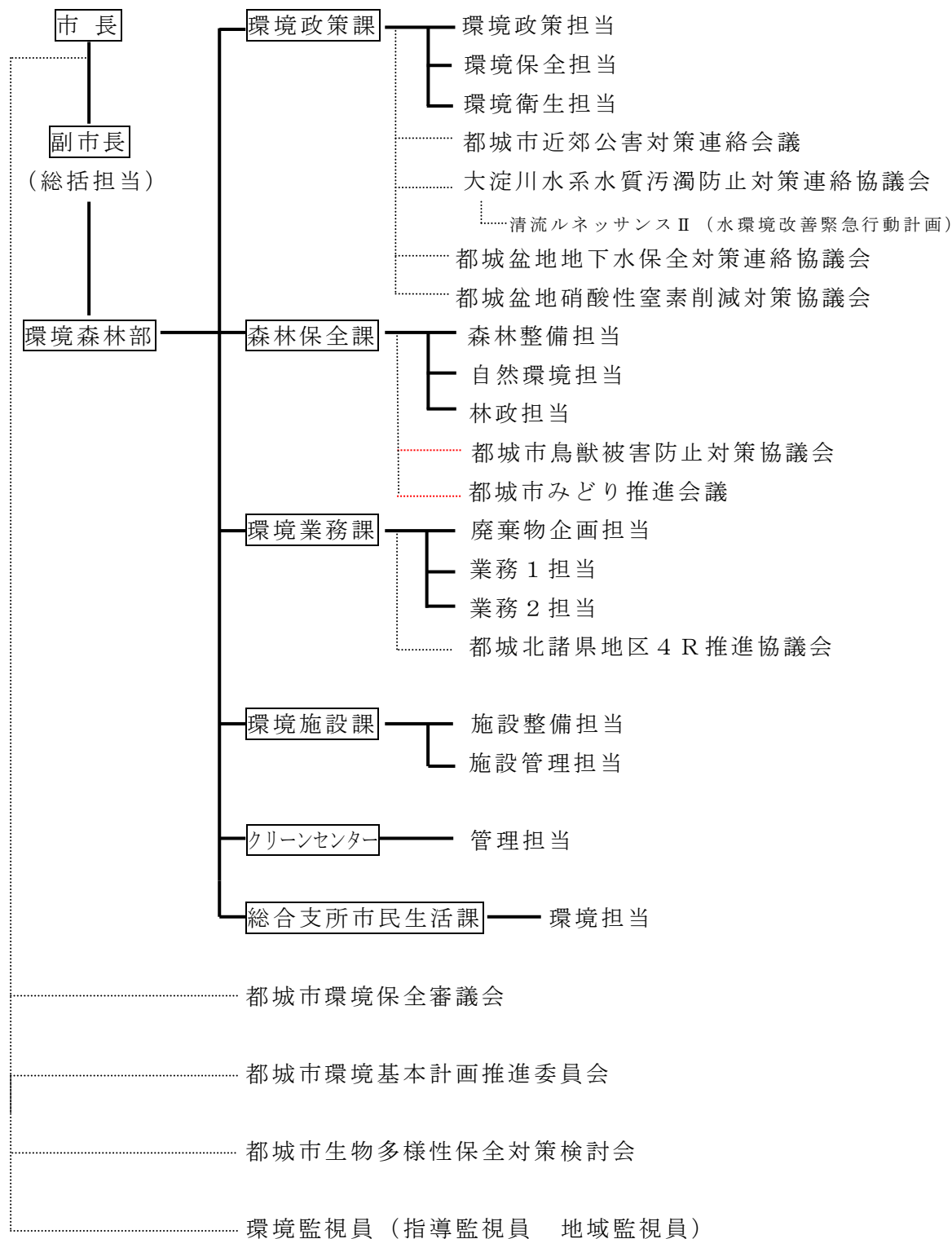
年 月 日	事 項
平 13.07.07	第9回大淀川サミットを財部町で開催
13.07.15	第27回都城市夏季環境美化の日
13.10.20	第7回都城市環境まつりを開催
13.11.11	第5回クリーンアップ宮崎
14.07.07	第10回大淀川サミットを三股町で開催
14.07.21	第28回都城市夏季環境美化の日
14.11.02	第8回都城市環境まつりを開催
14.11.10	第6回クリーンアップ宮崎
15.03.01	都城市環境基本計画の作成
15.07.07	第11回大淀川サミットを山田町で開催
15.07.20	第29回都城市夏季環境美化の日
15.11.02	第9回都城市環境まつりを開催（2日間開催）
15.11.09	第7回クリーンアップ宮崎
16.07.07	第12回大淀川サミットを高原町で開催
16.08.18	第30回都城市夏季環境美化の日
16.10.23	第10回都城市環境まつりを開催（2日間開催）
16.11.14	第8回クリーンアップ宮崎
17.07.07	第13回大淀川サミットを高崎町で開催
17.07.17	第31回都城市夏季環境美化の日
17.10.01	みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行 （併せて宮崎県公害防止条例廃止）
17.11.13	第9回クリーンアップ宮崎
17.11.23	第11回都城市環境まつりを開催
18.01.01	都城市、山之口町、高城町、山田町、高崎町で合併 新「都城市」誕生 環境施設課を新設
18.07.01	生活環境部より環境森林部を独立 環境政策課、森林保全課、環境業務課、環境施設課、清掃工場とする
18.07.07	第14回大淀川サミットを国富町で開催
18.07.23	第1回都城市環境美化の日
18.11.12	第10回クリーンアップ宮崎
18.11.23	第1回都城市環境まつりを開催
19.07.07	第15回大淀川サミットを都城市で開催
19.07.22	第2回都城市環境美化の日
19.11.11	第11回クリーンアップ宮崎
19.11.23	第2回都城市環境まつりを開催
20.07.08	第16回大淀川サミットを宮崎市で開催
20.07.27	第3回都城市環境美化の日
20.11.09	第12回クリーンアップ宮崎
20.12.06	第3回都城市環境まつりを開催
21.07.26	第4回都城市環境美化の日
21.11.08	第13回クリーンアップ宮崎
21.11.21	第4回都城市環境まつりを開催
22.03.31	都城市環境衛生推進連絡協議会解散
22.07.25	第5回都城市環境美化の日
22.11.13	第14回クリーンアップ宮崎
22.11.14	第5回都城市環境まつりを開催
23.06.30	第1回大淀川こどもサミット大会を開催
23.07.24	第6回都城市環境美化の日

年 月 日	事 項
平 23.10.15	第15回クリーンアップ宮崎
23.11.13	第6回都城市環境まつりを開催
24.04.01	規制地域・規制基準を指定及び設定する権限が知事から市長へ移譲 (騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法)
24.07.22	第7回都城市環境美化の日
24.08.03	大淀川サミット首長会談を宮崎市で開催
24.08.19	第2回大淀川こどもサミット大会を開催
24.10.27	第16回クリーンアップ宮崎
24.11.11	第7回都城市環境まつりを開催
25.07.28	第8回都城市環境美化の日
25.08.25	第3回大淀川こどもサミット大会を開催
25.10.26	第8回都城市環境まつりを開催
25.11.10	第17回クリーンアップ宮崎
26.07.27	第9回都城市環境美化の日
26.08.24	第4回大淀川こどもサミット大会を開催
26.09.22	都城市クリーンセンター条例制定
26.10.25	第9回都城市環境まつりを開催
26.11.09	第18回クリーンアップ宮崎
26.12.01	生活排水対策実践活動モデル地区 蓑原町
27.02.28	都城市清掃工場閉鎖
27.03.01	都城市クリーンセンター稼働
27.07.26	第10回都城市環境美化の日
27.08.23	第5回大淀川こどもサミット大会を開催
27.10.24	第10回都城市環境まつりを開催
27.11.08	第19回クリーンアップ宮崎
28.07.24	第11回都城市環境美化の日
28.08.21	第6回大淀川こどもサミット大会を開催
28.10.22	第11回都城市環境まつりを開催
28.11.13	第20回クリーンアップ宮崎
29.07.24	第12回都城市環境美化の日
29.08.20	第7回大淀川こどもサミット大会を開催
29.10.21	第12回都城市環境まつりを開催
29.11.12	第21回クリーンアップ宮崎
30.07.22	第13回都城市環境美化の日
30.08.19	第8回大淀川こどもサミット大会を開催
30.10.27	第13回都城市環境まつりを開催
30.11.11	第22回クリーンアップ宮崎
31.01.30	大淀川清流ルネッサンスⅡ特別シンポジウム
31.02.04	生活排水対策実践活動モデル地区 高木町
31.03.16	都城大淀川サミット創立10周年記念大会(第10回大淀川環境大学)
令 01.07.28	第14回都城市環境美化の日
01.08.18	第9回大淀川こどもサミット大会を開催
01.10.27	第14回都城市環境まつりを開催
01.11.10	第23回クリーンアップ宮崎
01.12.02	生活排水対策実践活動モデル地区 高木町・今町

## 2. 機構及び事務分掌

### (1) 本市の環境関係行政組織と付属機関等

第1図 (令和元年度)





## (2) 環境関係行政組織の事務分掌

### ① 環境政策課の業務

- 1 環境政策に関する調査及び企画に関すること。
- 2 都城市環境保全審議会に関すること。
- 3 指定ごみ袋に関すること。
- 4 河川浄化及び生活排水対策に関すること。
- 5 都城市水と緑のふるさと基金に関すること。
- 6 地球温暖化防止計画推進事業に関すること。
- 7 環境保全に係る協定に関すること。
- 8 環境調査及び環境対策に関すること。
- 9 生活環境衛生に関すること。
- 10 市民の環境関係苦情等の処理に関すること。
- 11 環境監視員等に関すること。
- 12 特定施設及び特定建設作業の届出に関すること。
- 13 環境保全に係る意見書の交付に関すること。
- 14 畜犬登録に関すること。
- 15 市営墓地の設置及び管理に関すること。
- 16 墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可に関すること。
- 17 改葬等の許可に関すること。
- 18 斎場に関すること。
- 19 斎場周辺整備に関すること。
- 20 ふるさとセンターの運営に関すること。
- 21 その他環境保全に関すること。
- 22 騒音、振動、悪臭の規制に関すること。
- 23 専用水道の指導監督に関すること。
- 24 飲用井戸等の衛生対策に関すること。
- 25 地下水保全対策（水道事業に関わるものを除く。）に関すること。
- 26 合併処理浄化槽における補助金申請に関すること。  
（その他を除く）

### ② 森林保全課の業務

- 1 林業経営の支援及び森林整備全般に関すること。
- 2 林産物の生産、加工及び流通に関すること。
- 3 林道等の整備及び管理に関すること。
- 4 林地及び林業施設の災害復旧に関すること。
- 5 市有林に関すること。
- 6 野生鳥獣に関すること。
- 7 火入れに関すること。
- 8 国有林、保安林及び林地開発に関すること。

- 9 森林環境及び緑化に関すること。
- 10 山村及び担い手等対策に関すること。
- 11 土採取事業の届出等に関すること。
- 12 土石採取に関すること。
- 13 都城市鳥獣被害防止対策協議会に関すること。

### ③ 環境業務課の業務

- 1 ごみ減量及び再資源化事業の企画及び立案に関すること。
- 2 一般廃棄物処理業の許可に関すること。
- 3 資源回収指定業者の登録に関すること。
- 4 許可業者及び指定業者の指導監督に関すること。
- 5 一般廃棄物取扱手数料に関すること。
- 6 一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関すること。
- 7 一般廃棄物並びにごみ減量及び再資源化事業に係る収集車両の管理及び運行に関すること。
- 8 広域ゴミ処理計画に関すること。
- 9 一般廃棄物の処理計画に関すること。
- 10 浄化槽清掃業の許可に関すること。

### ④ 環境施設課の業務

- 1 リサイクルプラザの管理運営に関すること。
- 2 一般廃棄物最終処分場の管理運営に関すること。
- 3 一般廃棄物最終処分場の閉鎖対策及び跡地利用に関すること。
- 4 清掃工場の管理及び跡地利用に関すること。

### ⑤ クリーンセンターの業務

- 1 クリーンセンターの運営管理及び維持管理に関すること。
- 2 環境対策に関すること。
- 3 ごみの搬入受入れに関すること。
- 4 クリーンセンターの広報に関すること。
- 5 ごみ搬入の市町別調整に関すること。
- 6 発電に関すること。
- 7 前各号に掲げるもののほか、ごみ焼却作業に必要な業務に関すること。
- 8 課専用車両に関すること。

## ⑥ 総合支所市民生活課（環境担当分抜粋）の業務

- 1 公害及び環境対策に関すること。
- 2 河川の浄化及び地下水保全に関すること。
- 3 畜犬登録及び狂犬病予防に関すること。
- 4 墓地に関すること。
- 5 ごみに関すること。

## 3. 環境保全審議会等

### (1) 都城市環境保全審議会

市長の諮問に応じ、本市の良好な環境の保全に関する基本的事項を調査審議する機関として、都城市環境基本条例第 19 条の規定に基づき設置されています。

審議会は委員 15 人以内で組織し、委員は学識経験を有する者、民間団体等の代表者、関係行政機関の職員の中から市長が委嘱し、又は任命します。

### (2) 都城市生物多様性保全対策検討会

本市の自然再生を総合的に推進し、生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図るとともに、地球環境の保全に寄与することを目的として、本市の生物多様性の保全に関する事項を検討し、市長の求めに応じ必要な提言を行います。

検討会は委員 15 人以内で組織し、委員は知識経験を有する者、民間団体等の代表者、関係部課職員、その他市長が適当と認めた者の中から市長が委嘱し、又は任命します。

### (3) 環境監視員

本市の自然環境及び生活環境の保全を目的とし、地域の環境調査及び監視活動を行うため、環境監視員を設置しています。

任期を 2 年とし、令和元年度現在、指導監視員 1 名、地域監視員 68 名を委嘱しています。

### (4) 都城市近郊公害対策連絡会議

公害の広域化に対応するため、本市、三股町及び鹿児島県曾於市の公害担当者をもって組織し、定期的に研修会等を行い、公害の広域的な対応に努めています。

### (5) 大淀川水系水質汚濁防止対策連絡協議会

大淀川は、鹿児島県、宮崎県にまたがる延長 107km、流域面積 2,230k m<sup>2</sup>、流域人口約 60 万人を擁する広域河川です。この大淀川水系の総合的な水質汚濁防止対策を進めるためには、各関係機関の緊密な連携が不可欠です。このような認識から昭和 56 年 5 月、これまでの「大淀川汚濁防止協議会」を発展的に解散し、国・県・市町村が一体となった本連絡協議会が設立され、目的達成のために次のような事業を行っています。

- ① 水質に関する情報交換
- ② 水質監視体制に関する連絡
- ③ 緊急時の措置に関する連絡及び通報体制の整備
- ④ 水質汚濁防止事業に関する協力
- ⑤ 水質汚濁防止に関する広報活動
- ⑥ 河川美化に関する事項
- ⑦ その他水質汚濁防止対策上必要と認める事項

**第 11 表 大淀川水系水質汚濁防止対策連絡協議会関係機関**

国	九州地方整備局、宮崎河川国道事務所、九州経済産業局、九州農政局、環境省九州地方環境事務所、九州農政局南部九州土地改良調査管理事務所	
県	宮崎県	環境管理課、河川課、農政企画課、教育庁学校政策課 (出先機関) 中央保健所、都城保健所、小林保健所、宮崎土木事務所、都城土木事務所、小林土木事務所、高岡土木事務所、中部農林振興局、西諸県農林振興局、北諸県農林振興局
	鹿児島県	環境保全課、河川課、都市計画課 (出先機関) 大隅地域振興局保健福祉環境部(鹿屋保健所)、大隅地域振興局建設部
市町村	宮崎市、都城市、小林市、国富町、綾町、高原町、三股町、曾於市	

**(6) 清流ルネッサンスⅡ(水環境改善緊急行動計画)**

清流ルネッサンスⅡとは、多様な自然環境の創造と、住民が安全・安心して利用できる水環境の実現を図るため、地域が一体となって取り組む計画のことであり、平成16年7月に、大淀川上流域(都城盆地)において策定されました。

地域協議会を設置し、官民一体となって水質及び施策を達成することで、河川浄化を目指します。

**(7) 都城盆地地下水保全対策連絡協議会**

都城盆地の共通の資源である地下水を保全し、もって地域住民の健康及び生活環境を守り、地域の健全な発展を図ることを目的としています。

平成7年度より関係1市8町(現在、都城市・曾於市・三股町の2市1町)で本協議会を組織し、宮崎大学地域共同研究センターと共同で、地下水量や地下水質などの調査研究を行っています。

**(8) 都城盆地硝酸性窒素削減対策協議会**

都城盆地の地下水中の硝酸性窒素を削減し、将来にわたって良質な地下水を保全することを目的としています。本協議会(宮崎県、鹿児島県、都城盆地内2市2町、関係団体、事業者及び住民代表で構成)は、盆地地域の地下水の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素濃度を地下水の水質に係る環境基準以下にすることを目標とし、家畜排

せつ物対策、施肥対策、生活排水対策に取り組んでいます。

**(9) 都城北諸県地区 4 R 推進協議会**

本地区において、4 R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）に関する地域住民啓発のための住民運動展開の方法や、ごみの分別収集体制のありかた、廃棄物処理施設の整備に関すること等を協議、審査し、循環型社会の形成を目指します。

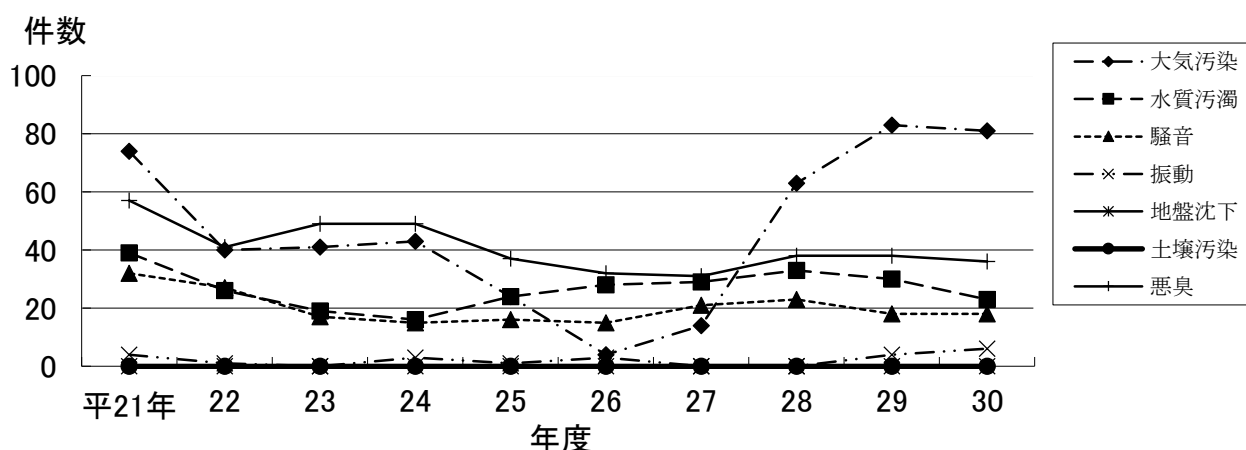
### 第3節 苦情処理の概要

#### 1. 公害苦情

##### (1) 公害苦情の現状

公害に関する苦情は、日常生活に密着した問題が多く、より快適な生活環境への欲求が強まるに従い、その内容も複雑、多様化しています。平成30年度の公害苦情処理件数は525件で前年度苦情件数の115%に相当します。処理件数を典型7公害別にみると、大気汚染が一番多く81件(15.4%)、次いで悪臭36件(6.8%)、水質汚濁23件(4.3%)、騒音18件(3.4%)、振動6件(1.1%)の順となっており、その他の苦情として361件(68.7%)あがっています。その内訳は、不法投棄によるものが多く占めていますが、他にも害虫の発生や敷地管理に関するものがあります。

第2図 公害苦情の推移（典型7公害）



第12表 種類別公害苦情処理件数

区分	合計	計	典型7公害							その他	
			大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	土壌汚染		
件数	H21	538	206	74	39	32	4	57	0	0	332
	H22	368	135	40	26	27	1	41	0	0	233
	H23	301	126	41	19	17	0	49	0	0	175
	H24	317	126	43	16	15	3	49	0	0	191
	H25	386	102	24	24	16	1	37	0	0	284
	H26	396	82	4	28	15	3	32	0	0	314
	H27	434	95	14	29	21	0	31	0	0	339
	H28	420	157	63	33	23	0	38	0	0	263
	H29	456	173	83	30	18	4	38	0	0	283
	H30	525	164	81	23	18	6	36	0	0	361

(注) H28年度より屋外焼却を大気汚染として集計

## (2) 公害苦情の発生源(平成 30 年度)

公害苦情を発生源別に見ると、家庭生活に関わるもの(焼却行為等)が多くを占めている状況です。

## (3) 苦情の種類別状況(平成 30 年度)

### ① 大気汚染

平成 13 年 4 月 1 日から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により屋外焼却が禁止されていますが、家庭ごみ等の焼却による苦情が後を絶たず、平成 30 年度では 81 件(15.4%)発生しています。これらの苦情は、原因者へ直接指導することで解決に至っています。例外規定もありますが、被害相談がきた際には指導対象としています。

### ② 水質汚濁

水質汚濁は、畜産業や工場など事業所に多く見受けられます。なかでも作業者の人的ミスによる油流出が多く、発生時には早急な対応が求められます。発生原因者には、作業の改善や施設の維持管理等の指導を行い再発防止に努めています。

### ③ 土壌汚染

市への相談はありません。

### ④ 騒音

騒音の原因についても、各種工事業、製造業の苦情等多種にわたります。騒音苦情は騒音規制法の規制基準に関わらないものが多く、原因者の気配りや苦情者とのコミュニケーションを図ることで円滑に解決するケースが多いため、施設改善の指導と併せてそのような指導を行っています。

### ⑤ 振動

主な発生源は特定建設作業に関わるものが多いです。その中で、業者が周辺地域への周知をしていないことが、苦情原因の多くを占めています。苦情の対応としては発生原因者へ対し、作業方法の改善等の指導を行っています。

### ⑥ 地盤沈下

市への相談はありません。

### ⑦ 悪臭

生活排水や堆肥化施設から発生する悪臭が原因で苦情になるケースが増えています。浄化槽の維持管理や下水道への転換、施設の改修など原因者へ対策をお願いしています。

### ⑧ その他

典型 7 公害以外の苦情では、不法投棄の苦情が最も多く、次に害虫の発生によるものが多く寄せられています。また近年では、太陽光発電施設に関する相談が増えつつあります。

#### (4) 苦情の発生地

発生地については、住居系地域内、用途地域外いずれの地域についても発生していることから、住宅が事業所や農地と混在していることにより発生するものと考えられます。

## 2. 一般苦情要望等

一般苦情要望等のうち、雑草苦情が最も多く、そのほかに不法投棄及び害虫に関するもの等があります。

毎年、雑草に関する苦情は多数寄せられており、平成 30 年度は 467 件の苦情を受け付けています。その対応については、一件一件現地確認後、地権者等を調査し、適正な空き地等の管理をお願いしました。雑草が繁茂すると、交通の視野障害や、夏季には害虫の発生源となり、冬季には火災発生のおそれもあります。また、不法投棄の場所になりやすく、二次的な公害の原因にもなっています。

苦情は、主に市の中心部で発生していますが、最近では市街地周辺部や農村部からも寄せられています。これは、空地や耕作されない農地がきちんと管理されておらず放置されたままになっていることに原因があります。

また、道路や側溝に係わる苦情要望については、現地調査を行い担当課へ処理をお願いしています。その他の苦情は敷地境界の問題や隣の立木のはみ出し、蜂や蚊など害虫に関する苦情など多種多様です。これらの中には自主的に解決出来るものが多く含まれています。

## 3. 苦情処理の方法

苦情の処理にあたっては、24 ページの第 3 図の「苦情処理の流れ」で処理していますが、具体的に次の要領で処理を行っています。

### ・発生源の指導

発生源に対しては苦情、被害が生じたことを告げ、一般的に注意を促し指導します。なお、被害が客観的に認められないもの、あるいは近隣騒音など一般家庭の苦情についてはなるべく当事者間で解決していただくようにしています。

### ・話し合いのサポート

当事者間の話し合いを求められた際、連絡調整、場の提供等のサポートをします。

### ・協力要請

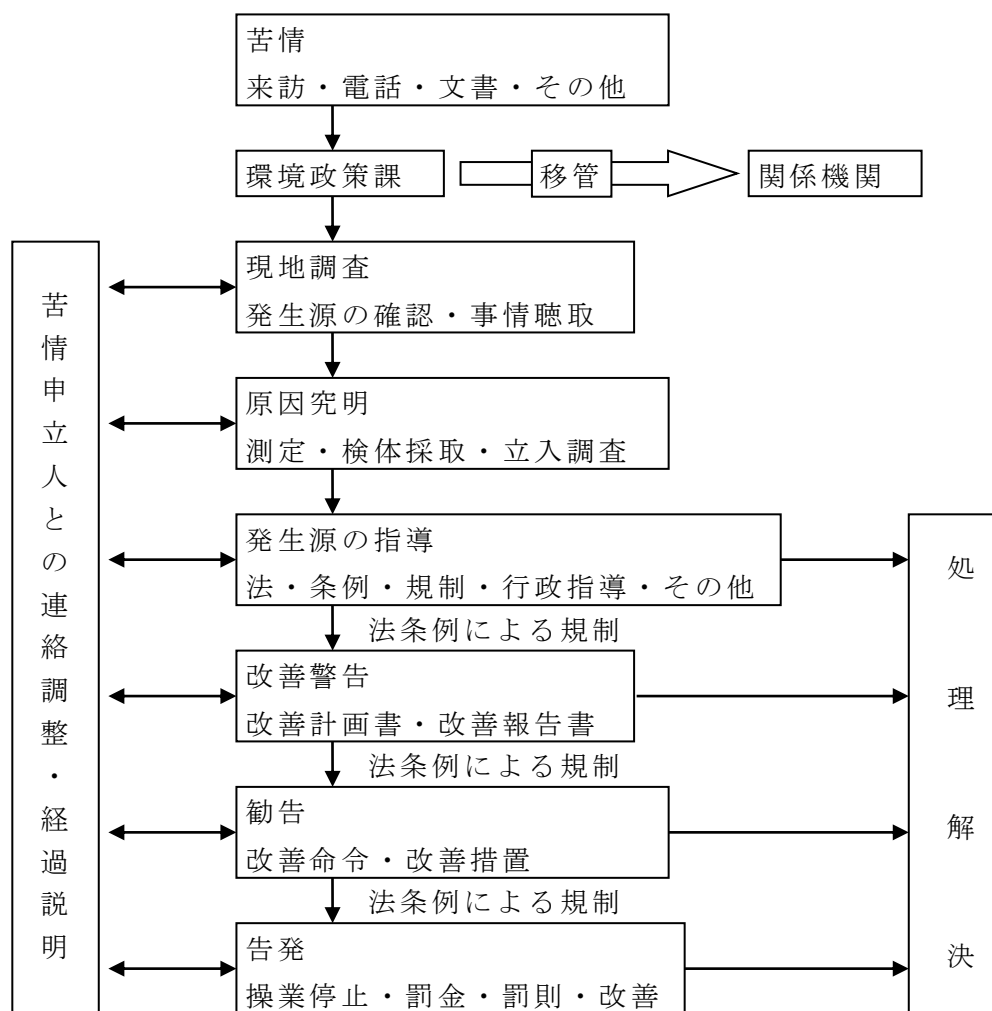
法令に該当しない場合は発生源の理解と協力を求めて具体的防止対策を講じるよう要請します。

### ・公害規制法令による勧告命令

公害規制法令による勧告をし、それでも改善されない場合は改善命令を出します。



第3図 苦情処理の流れ



## 第 2 章 公 害 对 策

第 1 節 大気汚染

第 2 節 水質汚濁

第 3 節 騒 音

第 4 節 振 動

第 5 節 悪 臭

## 第1節 大気汚染

### 1. 概況

現在の空気は、46億年前の地球誕生から長い年月を経て造られてきたものです。もちろん地球の地殻的な変動だけではなく、その過程で誕生した生命も現在の空気の組成に大きく影響を与えています。この空気は、水や土とともに地球上の生物が生存していく上で必要不可欠です。さわやかな空気は、私たち生物が豊かで快適な生活を送るために、最も大切な要素といえます。しかし、空気が汚れると、人の生活や動植物の生息や成育に悪い影響を与えます。空気が汚れる原因としては、火山の噴火による降灰等のように自然活動によるものや自動車の排気ガス、工場からのばい煙や粉じん等のように人の生活によるものが考えられます。

### 2. 大気汚染の現状

本市における大気汚染苦情は、広範囲にわたるものではなく、ほとんどが部分的な施設改善や作業管理により解決しています。また、大気汚染の監視は、県が設置した2局で常時監視を行っています。

市庁舎敷地内に設置された都城自動車排出ガス監視局では、二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、一酸化炭素、全炭化水素及びダイオキシン類、都城工業高等専門学校内に設置された一般環境大気監視局では、二酸化硫黄、窒素酸化物、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質を測定しています。

光化学オキシダントについては、令和元年5月23日に本県で初めて注意報が発令され、本市でも5月25日に初めて注意報が発令されました。

第13表 大気監視状況

項目	都城自動車排出ガス監視局 (年平均値)	都城工業高等専門学校 (年平均値)
SO <sub>2</sub> (二酸化硫黄)	0.001 ppm	0.001 ppm
NO <sub>x</sub> (窒素酸化物)	0.023 ppm	0.006 ppm
O <sub>x</sub> (光化学オキシダント)	—	0.031 ppm
SPM (浮遊粒子状物質)	0.013 mg/m <sup>3</sup>	0.019 mg/m <sup>3</sup>
PM2.5 (微小粒子状物質)	15.3 μg/m <sup>3</sup>	15.2 μg/m <sup>3</sup>
CO (一酸化炭素)	0.3 ppm	—
THC (全炭化水素)	2.13 ppm	—
ダイオキシン類	0.014 pg-TEQ/m <sup>3</sup>	—

(平成30年度宮崎県測定)

### (1) 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

二酸化硫黄は、石油などの化石燃料の燃焼、硫黄製造、金属精練等により排出されます。人体には、呼吸により体内（呼吸器系）に取り込まれ、粘膜などの水分と接触し、亜硫酸又は硫酸となり、呼吸器系の炎症を引き起こすとされています。

### (2) 窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>)

窒素酸化物は、石炭や石油系燃料が燃える時発生します。物質に含まれる窒素や空気中の窒素が燃えて窒素酸化物となるため、高温で燃えるほど多量に発生します。窒素酸化物には、一酸化窒素 (NO)、二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) などがあり、炭化水素とともに光化学オキシダントを生成するといわれています。また、二酸化窒素は、呼吸により体内（呼吸器系）に取り込まれ、気道の粘膜で硝酸化して呼吸器系の炎症を引き起こしたり、細胞におけるガス交換を妨げたりします。

### (3) 光化学オキシダント (O<sub>x</sub>)

光化学オキシダントとは、窒素酸化物や炭化水素などが太陽の強い紫外線を受けて化学反応をおこし、二次的に生成されるオゾンなどの酸化性物質です。アルデヒドや硝酸塩などとともに光化学スモッグの原因物質であり、指標となっています。光化学スモッグは、「目が痛い」「喉が痛い」「胸が苦しい」などの健康障害を引き起こします。

### (4) 浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮いている粒子状の物質で、粒径がおよそ 20 μm（マイクロメートル）以下のものを浮遊粉塵といい、このうち特に人体への影響が心配される粒径 10 μm以下のものを浮遊粒子状物質と呼んでいます。これらには、燃焼を行うボイラーや燃焼炉から排出されるばい塵やすず、その他アスベスト粉や砂塵があります。浮遊粒子状物質は、呼吸により気道や肺胞へ付着して、人体の呼吸器系へ悪影響を与えます。

### (5) 微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>)

浮遊粒子状物質のうち、特に粒径の小さなもの（粒径 2.5 μm以下）を指します。粒径が非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、喘息、気管支炎などの呼吸器系疾患のリスクの上昇が懸念されます。また、肺がんのリスクの上昇や、循環器系への影響も懸念されています。

### (6) 一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素の主な発生源は、自動車の排気ガスであり、交通量の多い交差点で特に濃度が高くなります。一酸化炭素は、無色で空気とほぼ同じ重さの気体です。呼吸により血液中のヘモグロビンと強く結合し、血液の酸素運搬能力を低下させ、頭痛やめまい、耳鳴りなどを起こし、人の判断力、決断力を低下させるとされています。

## (7) 全炭化水素 (T H C)

全炭化水素は、メタン (C H<sub>4</sub>) と非メタン炭化水素 (N M H C) に区分しています。

メタンは光化学反応にはほとんど関与しませんが、地球温暖化の原因物質です。非メタン炭化水素は、光化学オキシダントの原因物質の1つです。非メタン炭化水素は、石油などの不完全燃焼や有機溶媒の製造及び使用により発生します。主な発生源は、自動車の排気ガスや石油工業となっています。

## (8) ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン (P C D D) とポリ塩化ジベンゾフラン (P C D F) 及びコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナー P C B) をまとめてダイオキシン類と呼びます。

通常は無色の固体で、水に溶けにくく、蒸発しにくい性質の一方、脂肪などには溶けやすい性質を持っています。

主な発生源は、ごみ焼却によるものですが、その他に、自動車排ガス、タバコの煙など様々な発生源があります。

発がんを促進する作用、生殖機能、甲状腺機能及び免疫機能への影響があることが動物実験で報告されていますが、人に対して同様の影響があるかどうかはまだよくわかっていません。

## 第2節 水質汚濁

### 1. 河川の概要

#### (1) 水と生活

水は、人の生活に欠くことのできない役割を果たしています。炊事、洗濯などの日常生活に必要であるばかりでなく、農業用のかんがい、工業製品の生産、さらに水力発電所など、水の利用は多方面にわたっています。

また、川辺や湖畔などは、散策、水浴、その他のレクリエーションや憩いの場であり、水域は、魚など水資源の生育の場でもあります。水は単なる水としてだけでなく、水域全体で人の生活と深いかかわりがあるので、広い意味での生活環境として考える必要があります。

水は、このように人の生活環境に極めて重要な資源であるにもかかわらず、水を利用する人々の活動により、水質汚濁という公害問題をもたらしてきました。

かつて、清浄で豊かな水をたたえていた大淀川及びその支流の中小河川も工場排水や生活排水、畜産排水等によって自然の浄化能力を超え汚濁が進みましたが、今日では、下水道整備や民間等の環境活動が進み、改善の傾向がみられます。

一人ひとりが水と人とのかかわり合いを十分認識し、水を大切に有効に利用していくことが、これからの私たちに与えられた重要な課題です。

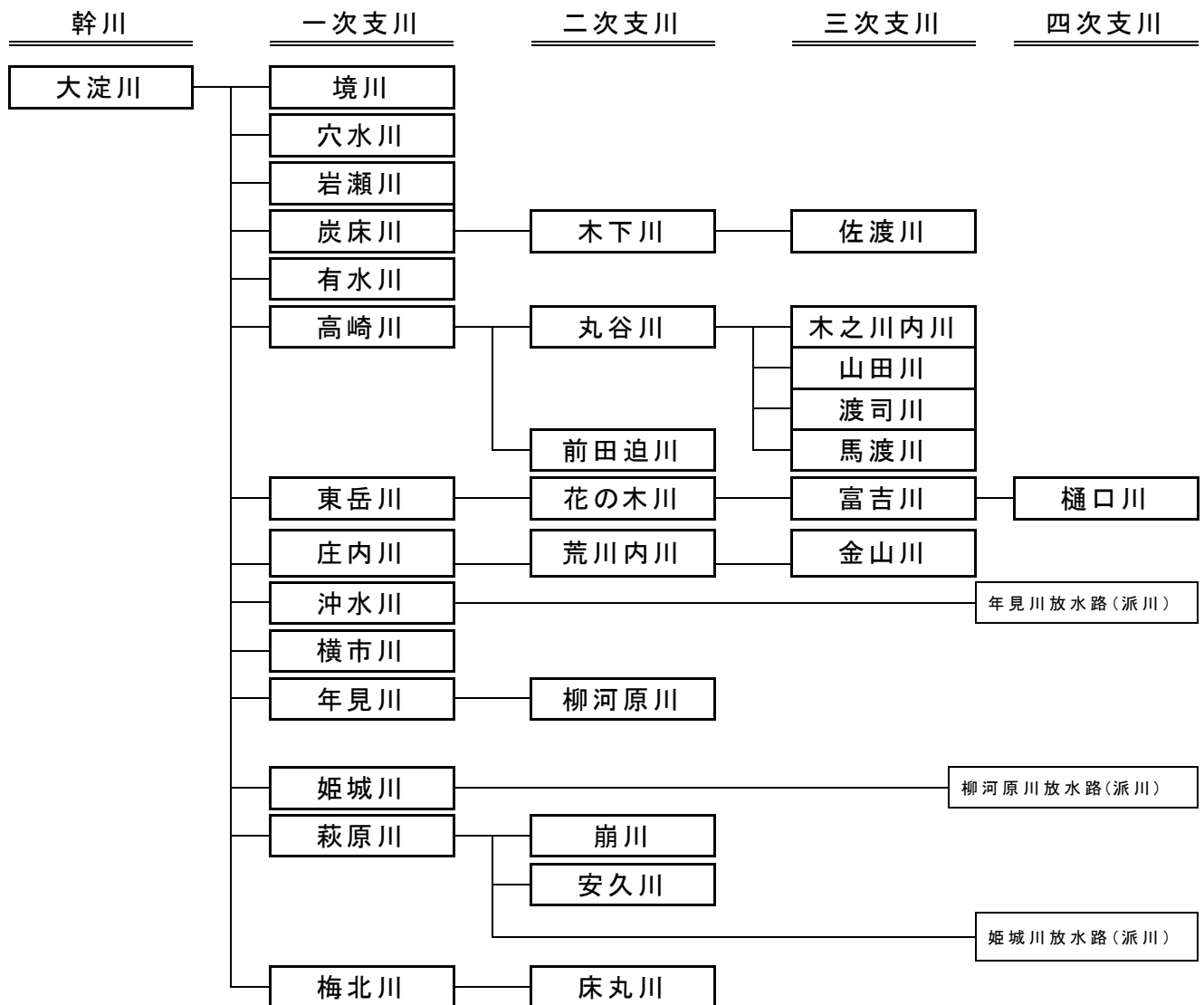
#### (2) 都城市内の主要河川

市内の河川は、幹川としての一級河川大淀川が盆地中央を南から北に向かって、市街地の中を縦断しています。

この大淀川に、市内の中小河川のほとんどが流れ込んでいますが、第4図のように一次支川14本二次支川9本三次支川7本四次支川1本の合計31本の支川があり、このうち姫城川、年見川は市街地を流れる都市河川です。

大淀川流域以外の河川は、安楽川と大矢取川（福島川）上流があり、いずれも安久町南部から志布志湾へ流れ込んでいます。

第4図 都城市内の大淀川流域河川



※派川：本川から分岐して再び本川に合流するもの

## 2. 水質汚濁の現状

### (1) 水質汚濁に係わる苦情

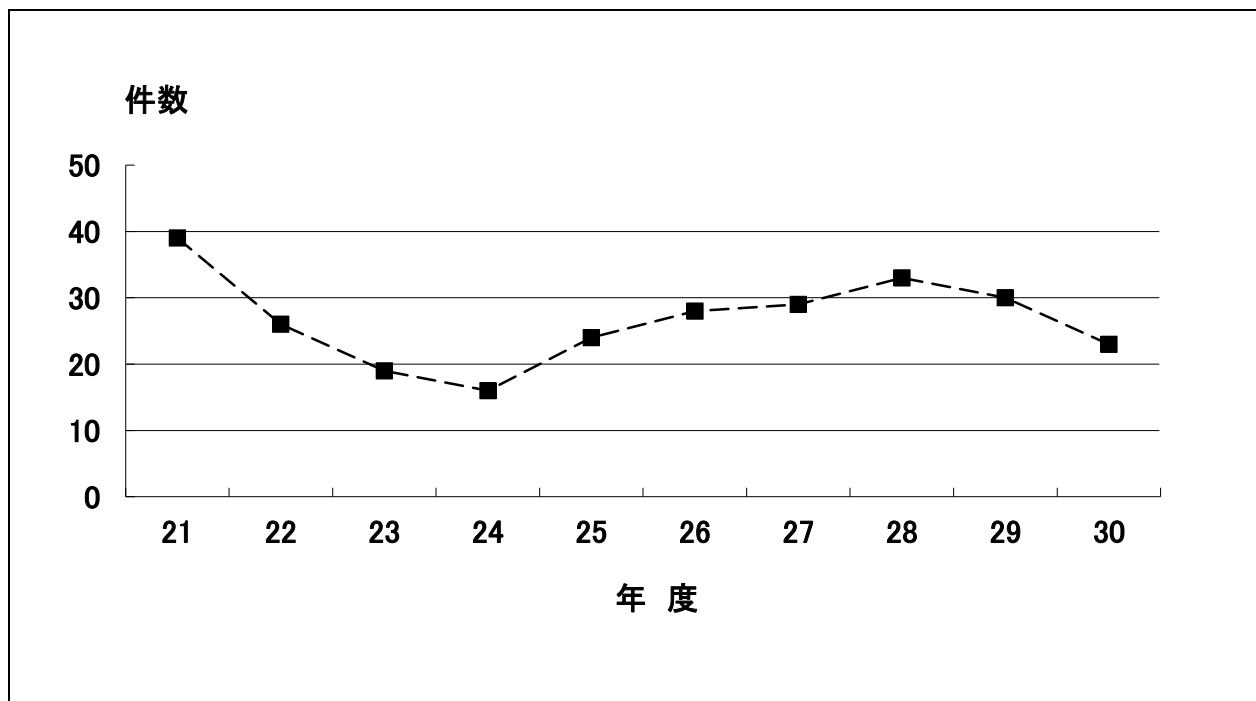
第5図のように水質汚濁に関する苦情件数は、平成24年度まで減少傾向にありましたが、平成25年度以降徐々に増加しており近年は僅かに減少しつつあります。

平成30年度の苦情は23件で、典型7公害中14.0%、全体の4.4%となっています。

内容は、車両事故（交通事故含む）に関わるもの3件、自動車解体業、学校関係、土木工事業、食品製造業に関わるものなどがあります。

これらは法に基づく規制対象外のもので、わずかな施設の改善、また作業管理の徹底をすることで防止できるものであり、一人ひとりの河川浄化に対する意識の高揚が望まれます。

第5図 水質汚濁に係わる苦情



(2) 大淀川及び市内中小河川の水質状況

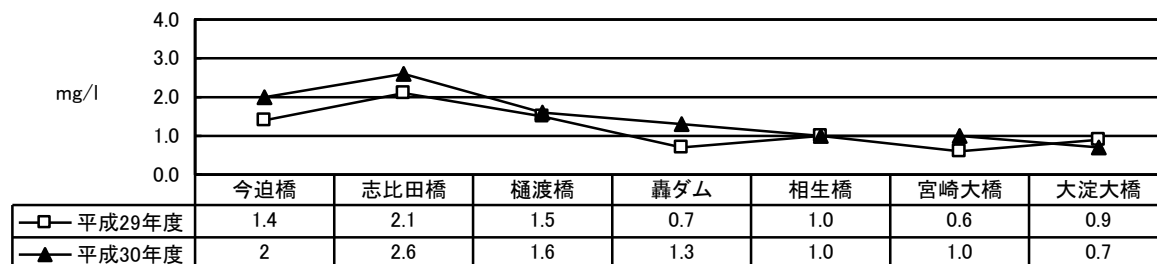
大淀川及び市内中小河川の水質状況については、国、県及び市において定期的に水質検査を実施しています。

水質汚濁に係る環境について、「生活環境の保全に関する基準」のうち、河川水質の代表的指数であるBOD（生物化学的酸素要求量）で示すと、大淀川水系は経年的に見ると横ばいを推移しています。

しかしながら、平成30年度の県、市の水質検査において花の木川の2地点で環境基準の超過が見られるなど、大淀川上流域の水質は、下流域と比べると依然として悪い状況で推移しており、注意深く見守る必要があります。

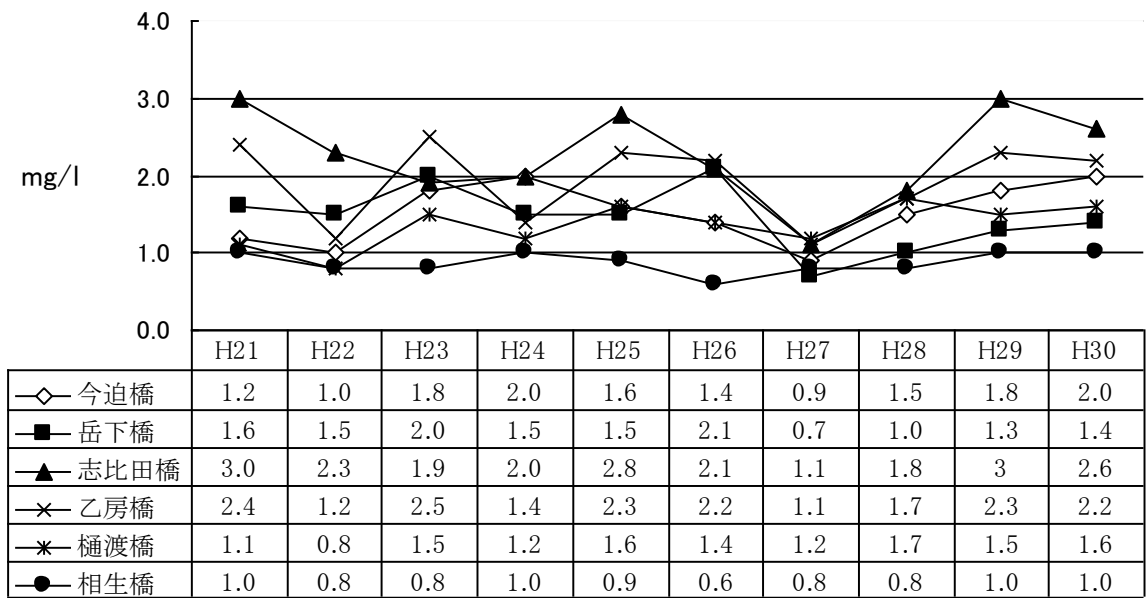
大淀川河口に位置する宮崎市では、上水道資源を大淀川に依存しており、流域の上流都市として水質保全に万全の対策を講じていくことが都城市民に課せられた大きな課題です。

第6図 大淀川の水質縦断変化（BOD75%値）





第7図 大淀川におけるBOD75%値の経年変化



### 3. 水質汚濁に関する環境基準

#### (1) 人の健康の保護に関する環境基準

第 14 表 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/l 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下
鉛	0.01 mg/l 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下
六価クロム	0.05 mg/l 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l 以下
砒素	0.01 mg/l 以下	チウラム	0.006 mg/l 以下
総水銀	0.0005 mg/l 以下	シマジン	0.003 mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/l 以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/l 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	セレン	0.01 mg/l 以下
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸窒素	10 mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下	ふっ素	0.8 mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l 以下	ほう素	1 mg/l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l 以下		

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

※昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号「水質汚濁にかかる環境基準について」

(第 15 表、第 16 表ア、イも同様)

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

① 河川(湖沼を除く。)

第 15 表 生活環境の保全に関する環境基準 河川(湖沼を除く。)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	50MPN/100 ml 以下	第 1 の 2 の (2) により水域類型ごとに指定する水域
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	1,000MPN/100 ml 以下	
B	水道 3 級 水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/l 以下	25 mg/l 以下	5 mg/l 以上	5,000MPN/100 ml 以下	
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/l 以下	50 mg/l 以下	5 mg/l 以上	—	
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/l 以下	100 mg/l 以下	2 mg/l 以上	—	
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/l 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/l 以上	—	
測定方法		規格 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 21 に定める方法	付表 9 に掲げる方法	規格 32 に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	
備考							
<p>1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/l 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>4 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>試料 10 ml、1 ml、0.1 ml、0.01 ml・・・のように連続した 4 段階（試料量が 0.1 ml 以下の場合は 1 ml に希釈して用いる。）を 5 本ずつ BGLB 醗酵管に移植し、35～37℃、48±3 時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100ml 中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。</p>							

(注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

- 水道 2 級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作に行うもの  
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用  
 水産 3 級：コイ、フナ等、 $\beta$ —中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

② 湖沼（天然湖沼及び貯水量 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

第 16 表 生活環境の保全に関する環境基準 湖沼  
 16-ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/l 以下	1 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	50MPN/ 100 ml 以下	第 1 の 2 の (2) により水域類型ごとに指定する水域
A	水道 2,3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/l 以下	5 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	1,000MPN/ 100 ml 以下	
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/l 以下	15 mg/l 以下	5 mg/l 以上	—	
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/l 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/l 以上	—	
測定方法		規格 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果が得られる方法	規格 17 に定める方法	付表 9 に掲げる方法	規格 32 に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の方法	最確数による定量法	
備考 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用  
水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は特殊な浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

## 16-イ

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値		該当 水域
		全窒素 (T-N)	りん 全磷 (T-P)	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/l 以下	0.005 mg/l 以下	水域 第1 の2 の(2) により 水域 類型 ごと に指 定す る
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下	
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/l 以下	0.03 mg/l 以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下	
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/l 以下	0.1 mg/l 以下	
測定方法		規格 45.2、45.3、45.4 又は 45.6（規格 45 の備考 3 を除く。2 イにおいて同じ。）に定める方法	規格 46.3（規格 46 の備考 9 を除く。2 イにおいて同じ。）に定める方法	
備考				
1 基準値は、年間平均値とする。				
2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。				
3 農業用水については、 <sup>りん</sup> 全磷の項目の基準値は適用しない。				

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
3. 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用  
水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用  
水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

#### 4. 大淀川水系の類型指定状況

大淀川及びその支流の主要河川においては、環境基準の第1の2の(2)による規定に基づき、知事が昭和48年1月20日（宮崎県告示第80号の4）に類型の指定を行っています。

第17表 大淀川水系の類型指定状況

大 淀 川 水 系		
水 域	該当 類型	達成 期間
大淀川上流(岳下橋より上流)	A	口
大淀川中流(岳下橋より高崎川合流点まで)	B	口
大淀川下流(高崎川合流点より下流(左岸入江を除く。))	A	口
庄内川上流(関之尾滝より上流)	A A	イ
庄内川下流(関之尾滝より下流)	A	口
丸谷川上流(渡司川合流点より上流)	A A	イ
丸谷川下流(渡司川合流点より下流)	A	口
渡司川	A A	イ
高崎川上流(湯之元川合流点より上流)	A A	イ
高崎川下流(湯之元川合流点より下流)	A	口
沖水川上流(三股橋より上流)	A A	イ
沖水川下流(三股橋より下流)	A	口
東岳川上流(山之口橋より上流)	A A	イ
東岳川下流(山之口橋より下流)	A	口
岩瀬川	A	口
境川	A A	イ
萩原川(萩原川に流入する安久川、崩川及び寺柱川を含む。)	A	イ
炭床川(炭床川に流入する木下川及び佐渡川を含む。)	A	イ
花の木川(花の木川に流入する富吉川及び樋口川を含む。)	A	イ
年見川(年見川放水路を除く。)	A	口
備考 (イ) は、直ちに達成 (口) は、5年以内で可及的速やかに達成		

(注) 萩原川は平成7年4月1日(宮崎県告示第522号の13)、炭床川及び花の木川は平成8年4月1日(宮崎県告示第493号)、年見川は平成16年4月1日(宮崎県告示第202号)に類型指定

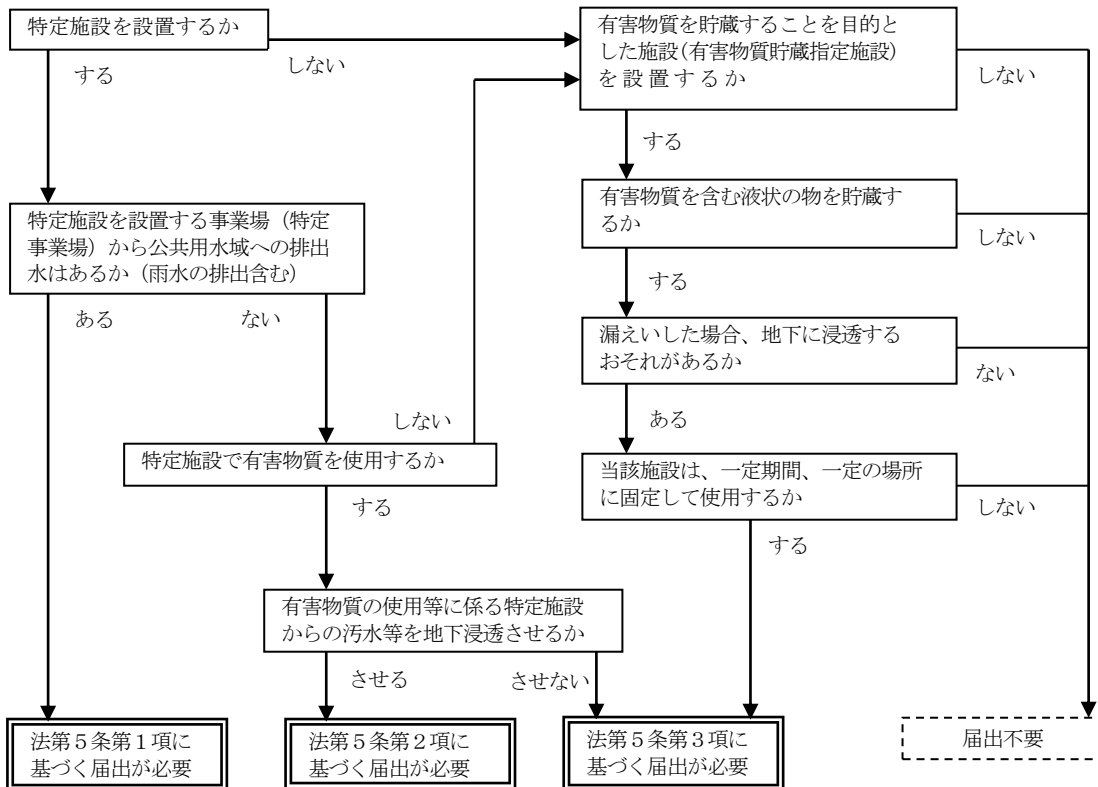
## 5. 水質汚濁の防止対策

### (1) 水質汚濁防止法及びみやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例による規制

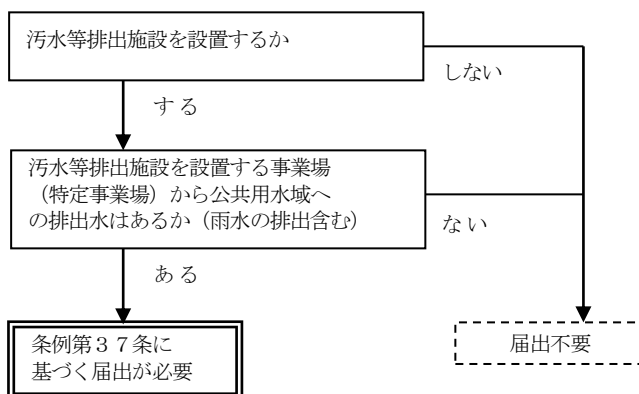
公共用水域の水質保全のため、昭和 45 年 12 月に水質汚濁防止法が制定され、特定施設を設置する工場及び事業場で公共用水域に排水を排出する者には、知事への届出が義務付けられ、排水水に対して全国一律の排水基準が設定されています。

なお、「みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例」で、大淀川上流水域については、法律の排水基準より厳しい上乘せ排水基準を設定しています。

第 8-1 図 水質汚濁防止法による届出フロー



第 8-2 図 みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例による届出フロー



〔用語の説明〕

「特定施設」……水質汚濁防止法施行令別表第1の施設。具体的には、施設内で循環使用等により、系外に全く汚水（汚水を吸収させた固形物等も含む。）を排出しない施設以外のもので、汚水や廃液が排出される施設。

「有害物質」……人の健康に被害を生ずるおそれがある物質として水質汚濁防止法施行令で定められている物質。平成26年3月末現在で28物質。

「有害物質貯蔵指定施設」……有害物質を貯蔵する指定施設のうち、有害物質を含む液体が地下に浸透するおそれがあり、有害物質を含む液状のものを貯蔵する施設。

「水質汚濁防止法の特定事業場」……特定施設を設置している工場又は事業場。

「公共用水域」……河川・湖沼・海域等の工場や事業場の敷地外の水域や水路（公共下水道を除く。）。

「排出水」……特定事業場から排出されるすべての水（事業所排水や雨水も排出水に含まれる。）。

「汚水等排出施設」……みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則別表第3の施設。具体的には、施設内で循環使用等により、系外に全く汚水（汚水を吸収させた固形物等も含む。）を排出しない施設以外のもので、汚水や廃液が排出される施設。

「条例の特定事業場」……汚水等排出施設を設置している工場又は事業場。

※特定事業場から公共用水域に排出水を排出しない例

- ・ 排出水（雨水を含む。）を公共下水道に全量放流する場合
- ・ 排出水（雨水を含む。）を共同処理施設（第74号特定施設の設置届出済みのもの）に全量放流する場合
- ・ 特定事業場が建物内に設置される場合（複合商業施設内のテナント等）

（宮崎県「水質汚濁防止法等届出の手引き 平成30年4月」より）



## 第 18 表 一律排水基準

### 別表第 1 有害物質

有害物質の種類	一律排水基準 (総理府令)	有害物質の種類	一律排水基準 (総理府令)
カドミウム及びその化合物 (一部業種で暫定基準適用)	0.03 mg/l	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/l
シアン化合物	1 mg/l	1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/l
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	1 mg/l	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/l
鉛及びその化合物	0.1 mg/l	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/l
六価クロム化合物	0.5 mg/l	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/l
砒素及びその化合物	0.1 mg/l	チウラム	0.06 mg/l
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005 mg/l	シマジン	0.03 mg/l
アルキル水銀化合物	検出されないこと	チオベンカルブ	0.2 mg/l
P C B	0.003 mg/l	ベンゼン	0.1 mg/l
トリクロロエチレン	0.3 mg/l	セレン及びその化合物	0.1 mg/l
テトラクロロエチレン	0.1 mg/l	ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg/l 海域 230 mg/l
ジクロロメタン	0.2 mg/l	ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg/l 海域 15 mg/l
四塩化炭素	0.02 mg/l	アンモニア、アンモニア 化合物、亜硝酸化合物及 び硝酸化合物	NH <sub>4</sub> -N に 0.4 を乗じたもの、NO <sub>2</sub> -N, NO <sub>3</sub> -N の合計量 100 mg/l
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/l	1,4 ジオキサン	0.5 mg/l

### 別表第 2 生活環境項目

項 目	一律排水基準 (総理府令)	項 目	一律排水基準 (総理府令)
水素イオン濃度 (p H)	海域以外 5.8~8.6 海域 5.0~9.0	亜鉛含有量	2 mg/l
生物化学的酸素要求量 (B O D)	160 mg/l (日間平均 120 mg/l)	溶解性鉄含有量	10 mg/l
化学的酸素要求量 (C O D)	160 mg/l (日間平均 120 mg/l)	〃 マンガン含有量	10 mg/l
浮遊物質 (S S)	200 mg/l (日間平均 150 mg/l)	クロム含有量	2 mg/l
ノルマルヘキサン抽出物質含有 量(鉱油類)	5 mg/l	大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>
〃 (動植物油脂類)	30 mg/l	窒素含有量	120 mg/l (日間平均 60mg/l)
フェノール類含有量	5 mg/l	燐含有量	16 mg/l (日間平均 8mg/l)
銅含有量	3 mg/l		

第 19 表 大淀川水域上乗せ排水基準

区 分		項 目 及 び 許 容 限 度						適 用
		水 素 イオン 濃 度 (p H)	B O D (mg/l)		S S (mg/l)		大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	
			日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間平均	
昭和 56 年 8 月 1 日前に設置されて いる特定事業 場 (特定施設の設 置の工事をして いるものを含 む。)	排出水量 50 m <sup>3</sup> 以 上のもの		30	40	40	60		昭 和 57 年 8 月 1 日から
	排出水量 25 m <sup>3</sup> 以 上 50 m <sup>3</sup> 未満のも の	5.8 以上 8.6 以下	120	160	150	200	3,000	
昭和 56 年 8 月 1 日以降に設置さ れる特定事業場	排出水量 50 m <sup>3</sup> 以 上のもの		20	25	30	40		昭 和 56 年 8 月 1 日から
	排出水量 25 m <sup>3</sup> 以 上 50 m <sup>3</sup> 未満のも の	5.8 以上 8.6 以下	120	160	150	200	3,000	

備考

- この表において「特定事業場」とは、水質汚濁防止法第 2 条第 6 項に規定する特定事業場をいう。
- 「特定施設」とは、同条第 2 項に規定する特定施設をいう。
- 「排出水量」とは、特定事業場から排出される 1 日当たりの平均的な排出水の量をいう。
- 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる上乗せ排水基準は、一の施設が特定施設となった際、現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場については、当該施設が特定施設となった日から 1 年間は適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が特定事業場であるときは、この限りでない。

区域の名称	範 囲
大淀川水域	宮崎県と鹿児島県の境から樋渡橋(左岸－都城市高崎町繩瀬字鳩越 4100 番地の 1 地先、右岸－都城市高城町有水字宮田島 850 番地の 1 地先)に至る区間の大淀川及びこれに流入する公共用水域

## (2) 生活排水処理施設による対策

少子高齢化の進展や、国の三位一体改革、公共事業の削減など、社会・経済状況が変化しており、一層の効果的かつ効率的な生活排水処理施設の整備が求められています。このような状況の変化に対応するため、第二次計画の検証を行うとともに、経済比較を実施し、各生活排水処理施設処理区域及び維持管理を含めた整備手法及び整備スケジュールについて、平成27年度から令和7年度を目標とし、中間年度を令和2年度とする、第二次計画再改訂計画を策定しました。

これを基本に、住民の理解と協力を得ながら、公共下水道や農業集落排水施設、合併処理浄化槽の整備などの生活排水対策を計画的に進めてきました。その結果、生活排水処理率は向上し、河川の水質もおおむね良好な水準を維持しています。

平成30年度末の生活排水処理状況は下記のとおりとなっています。

### ① 公共下水道の整備状況

都城市の下水道は、本庁管内において昭和35年から事業に着手し、昭和47年に中央終末処理場、平成8年に都城浄化センター(清流館)が供用を開始しています。

また、総合支所管内では、平成7年に事業着手し、平成15年度には処理場の供用を開始しています。

平成30年度末時点での普及率は第20表に示すとおりです。

第20表 下水道整備状況

区分	処理区名	終末処理場名	放流先河川	認可計画		処理区域		普及率 (%)	接続人口 (人)
				面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)		
本庁管内	中央	中央終末処理場	大淀川、年見川、	620.3	20,100	620.3	19,600	14.9	18,706
	都城	都城浄化センター(清流館)		1228.7	46,100	1,080.6	41,872	31.8	33,482
	本庁管内計				1849.0	66,200	1,700.9	61,472	46.7
山之口総合支所管内	山之口	山之口浄化センター	花の木川	157.0	2,470	153.3	2,762	44.9	2,126
高城総合支所管内	高城	高城浄化センター	大淀川	148.0	2,430	141.6	2,722	26.2	1,438
山田総合支所管内	山田	山田浄化センター	丸谷川	99.0	1,750	96.0	2,404	33.9	1,564
高崎総合支所管内	高崎	高崎浄化センター	高崎川	140.0	1,900	138.4	2,016	22.8	1,329
都城市計				2,393.0	74,750	2,230.2	71,376	43.5	58,645

平成30年度末現在

## ② 農業集落排水処理施設の整備状況

都城市の農業集落排水施設は、本庁管内の上水流地区において、昭和 60 年度から事業に着手しました。昭和 63 年に供用を開始し、その後、平成 10 年に安久地区、平成 16 年に平田地区が供用を開始しています。また、総合支所管内では、平成 2 年度から事業に着手し、山之口総合支所管内で 3 地区、高城総合支所管内で 3 地区、山田総合支所管内で 2 地区、高崎総合支所管内で 1 地区、計 9 地区が供用を開始しています。

第 21 表 農業集落排水施設の整備状況

区分	地区名	放流先河川	処理区域内		接続		事業年度	供用開始
			戸数 (戸)	定住 人口(人)	戸数 (戸)	人口 (人)		
本庁管内	上水流	大淀川	355	782	342	757	S60～H 1	S63. 4
	安久	萩原川	1,362	2,748	1,181	2,401	H 6～H14	H10. 9
	平田	庄内川	368	717	291	589	H10～H16	H16. 4
山之口総合支所管内	麓	東岳川	269	504	237	468	H 3～H 6	H 6.11
	中原正近	花の木川	307	655	254	554	H 6～H 9	H 9. 4
	下富吉	花の木川	308	653	219	456	H 9～H13	H12. 4
高城総合支所管内	横手原中	花の木川	200	477	166	409	H 2～H 4	H 5. 7
	桜木宝光	東岳川	667	1,502	397	877	H 6～H12	H12.9
	石山	大淀川	622	1,551	276	614	H10～H18	H16. 4
山田総合支所管内	竹脇	丸谷川	484	1,011	394	815	H 6～H12	H12. 4
	万ヶ塚	木之川内川	254	561	210	465	H 9～H13	H13. 7
高崎総合支所管内	町倉	高崎川	398	720	184	398	H 7～H13	H13. 4
都城市計			5,594	11,881	4,151	8,803		

平成 30 年度末現在

## ③ 浄化槽設置整備事業の整備状況

浄化槽設置整備事業は、公共下水道の事業認可区域外及び農業集落排水事業の実施が見込まれない地区において、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、住宅に合併処理浄化槽を設置する際に助成金を交付する事業です。

平成 2 年度の事業開始以来、平成 30 年度末で 13,693 基が整備され、水環境の改善に寄与してきました。都城市における浄化槽設置整備事業による各年度末での設置状況は第 22 表に示すとおりです。

第 22 表 都城市の浄化槽設置整備事業による年度毎の設置状況（単位：基）

2 年度～17 年度		18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
6, 250		703	730	725	587	622	541
24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	合計
619	631	637	527	564	285	272	13, 693

#### ④ 汚水処理整備計画の策定

平成 26 年度に第 2 次都城市生活排水対策総合基本計画（再改訂計画）が策定され、排水処理区分ごとに、区域の設定や整備手法・スケジュールの方針が示されました。本計画は、平成 18 年度に策定した「第 2 次計画」の見直し計画（改定計画）を踏まえ、少子高齢化の進展や、国の三位一体改革、公共事業費の削減など、社会・経済状況が変化する状況下において、一層の効果的かつ効率的な生活排水処理施設を整備するため、第 2 次計画（改定計画）の検証を行うとともに、各生活排水処理施設処理区域及び維持管理を含めた整備手法及び整備スケジュールを考慮したうえで、より経済負担の少ない効率的なものとなっています。

また、令和 2 年度に中間目標年度を迎えることから、全てにおいて検証作業を行い、同年度に「第 2 次都城市生活排水対策基本計画二次改定（仮称）」の策定を行う予定です。

**第 23 表 汚水処理整備計画**

区分	計画内容
公共下水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁管内については、現認可区域に加え、計画決定区域の見直しをしながら公共下水道で整備する。</li> <li>・総合支所管内については平成 24 年度までに概ね整備が完了した。</li> </ul>
農業集落排水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現処理区域までの整備とする。</li> </ul>
合併処理浄化槽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記以外の区域をすべて合併処理浄化槽区域とする。</li> </ul>

**第 24 表 処理区の変化**

区分	改訂計画以前	改訂計画後
公共下水道	6 処理区	6 処理区
農業集落排水	15 処理区	12 処理区

#### ⑤ 生活排水処理率の見通し

第 2 次都城市生活排水対策総合基本計画（再改定計画）をもとに生活排水処理対策を効率的に実施しています。平成 25 年度末の生活排水処理率 65.0%を、令和 7 年度末には 83.0%に向上させることを目標とします。

**第 25 表 生活排水処理率（接続率）の見通し** （※公共下水道は目標達成済）

整備手法	現況 (H25 年度)		目標 (R7 年度)	
	人口 (人)	処理率 (%)	人口 (人)	処理率 (%)
公共下水道	56,045	33.1	63,205	※40.4
農業集落排水	9,076	5.4	9,592	6.1
合併処理浄化槽	45,011	26.6	56,817	36.4
小計	110,132	65.0	129,614	83.0
行政人口	169,348		156,071	

### (3) その他の対策

#### ① 工場及び事業場の排水対策

高度経済成長期における工場及び事業場からの排出汚水の増加は、公共用水域の水質汚濁を引き起こし、大きな社会問題になりました。

本市の河川も例外ではなく、でん粉工場排水、食料品製造工場排水、畜産排水等により、深刻な水質の悪化がもたらされました。

このような状況の中で昭和 45 年 12 月、公共用水域の水質保全を図るため「水質汚濁防止法」が制定されました。特定施設を設置する工場等が公共用水域に排水する場合には届出が義務付けられ、全国一律の排出基準が設定されました。

さらに県の「みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例」により、法に規制されていない事業場及び項目についても届出と水質の規制が行われ、昭和 56 年 8 月、大淀川上流域については、法律の排水基準より厳しい上乘せ排水基準が設定されました。

また、本市においても「都城市環境保全条例」により、公共下水道の処理区域外の条例に定める施設において、油水分離施設を設置するように義務付けられました。

このように法整備の強化と共に工場排水に伴う水質汚濁の状況は大幅に改善されてはきましたが、今後も排水基準の遵守を徹底されるための排水検査や行政指導を強化していく必要があります。

#### ② 家庭での生活排水対策

河川の汚濁源としては、生活排水も大きな割合を占めています。公共下水道整備区域、農業集落排水整備区域については、接続の促進を図る必要があります。

また、未整備区域については、台所、風呂場、洗濯場などの生活雑排水が法的な規制を受けないため未処理のまま放流されているところもありますので、今後、合併処理浄化槽設置の促進を図る必要があります。

##### 1 家庭でできる 5 項目

水質汚濁源として家庭食料品を見てみると、みそ汁は B O D 値 49,700 mg/l、天ぷら油は 324,000 mg/l と非常に大きな数値となっています。何気なく流しに捨てられるこれらの汚水は、一家庭あたりでは少量でも、流域全体では莫大な量となります。本市では生活排水対策のため、次の「家庭で出来る 5 項目」を推奨しています。また、下水道未整備地区の自治公民館をモデル地区に選定し、本項目の実践活動も行っています。

- ◆ 廃食油の回収
- ◆ 油汚れ等の拭き取り
- ◆ 野菜くず、残飯等の回収
- ◆ 米のとぎ汁の処理
- ◆ 洗濯洗剤の適正使用

## 2 廃食油の回収

平成9年度より、家庭からの廃食油を回収するための容器（ドラム缶）を自治公民館単位に設置しています。令和元年度までに51公民館等に設置しており、回収された油はリサイクルされ、洗濯石鹼等の原料として利用されています。

第26表 廃食油回収ドラム缶設置公民館

地区名	設置館数	地区名	設置館数	地区名	設置館数
姫城	3館	小松原	4館	妻ヶ丘	8館
祝吉	12館	五十市	8館	横市	2館
沖水	7館	志和池	0館	庄内	2館
西岳	0館	中郷	5館	計	51館

(令和元年11月30日現在)

### ③ 水辺の環境整備

河川へ一歩足を踏み込むと、空き缶、ビニール袋等のごみが見受けられます。きれいで、親しみやすい川であるためには、水質が良いことは勿論ですが、水辺の環境が整備されたものでなければなりません。

本市では大切な河川を守るため、監視を行い廃棄物の不法投棄対策に努めています。また、多数の民主団体等の参加、協力を得て河川の清掃や雑草除去、稚魚の放流等も行っています。

今後もこのような美化活動の推進を図り、環境整備に努めていく必要があります。

### ④ 水辺調査

本市では、小中学校等の要望に応じて、河川の調査活動を行っています。この調査では、実際に子供たちと川に行き、周辺環境や水質についての体験学習を行っています。なかでも、自然にふれあえる水辺調査には、河川に生息する水生生物を指標とした調査や簡易な試薬を用いたパックテストがあり、その河川の平均的な水質の状態が一回の調査でわかります。また、一般の人にもわかりやすく、楽しみながらできる調査方法です。

子供たちが、この調査を通じて身近な河川の水質について知ることにより、河川の浄化と愛護に努める心を育むことを目的としています。

## 6. 地下水保全対策

### (1) 地下水利用の実態

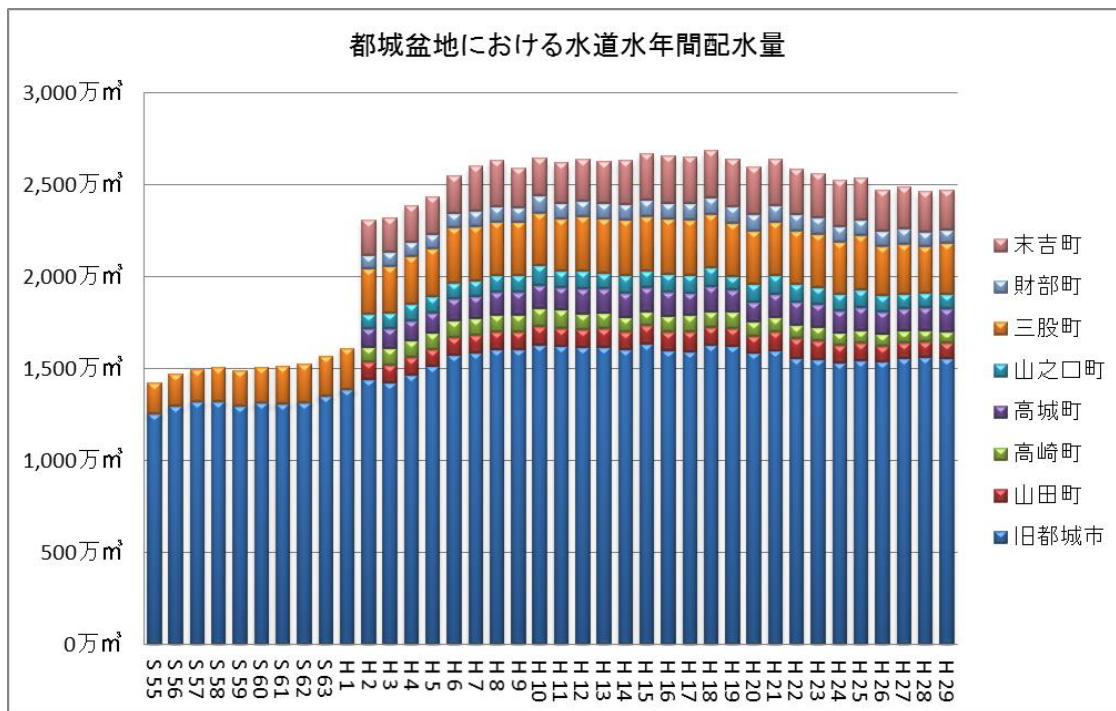
都城盆地の地下水は、幾層にも堆積した地層の中を長い年月をかけ地下に浸透し、新生第四期に形成されたとされる末吉層、都城層、二万二千年前の始良カルデラ形成による入戸火砕流のシラスや溶結凝灰岩のひび割れた間隙に滞留しています。

この水は、その良好な水質、安定した水温や経済性等から高く評価され、1985年厚生省の選んだ10万人以上の都市の水道水の「おいしい水」に入っています。都城盆地に味噌、醤油、焼酎などの醸造食品が盛んなのも良質で豊かな水があったからです。都城盆地の地下水は貴重な水道水源であり、地域の産業活動にも大きな役割を果たしています。しかし、過去の当地域の各種地下水調査等により揚水量の増大、かん養域の減少、一部地域の浅井戸における高濃度の硝酸態窒素の検出等、水量、水質の面から、地下水環境の悪化が懸念されています。

本市においても、市の水道水源のほとんどを地下水に依存すると共に、工業用水、ビル用水、農業用水の多くが地下水に依存しており、生活はもとより産業、経済等地域発展に欠くことのできない重要な資源となっています。

また、昭和40年当時、早水神社内や一万城町にあった養魚場では日に8,000<sup>m</sup>³湧水がありましたが、平成6年度及び平成20年度に行った調査では、湧水量は激減している状況です。地下水の汲み上げによる水位の変化を昭和60年4月からの観測井戸で観ると第11図となり平成10～12年あたりまで約1<sup>m</sup>低下しています。その後、水位は上昇傾向に転じ、水収支の改善の兆候が伺えますが、以前のような豊富な湧水量は確認されていません。

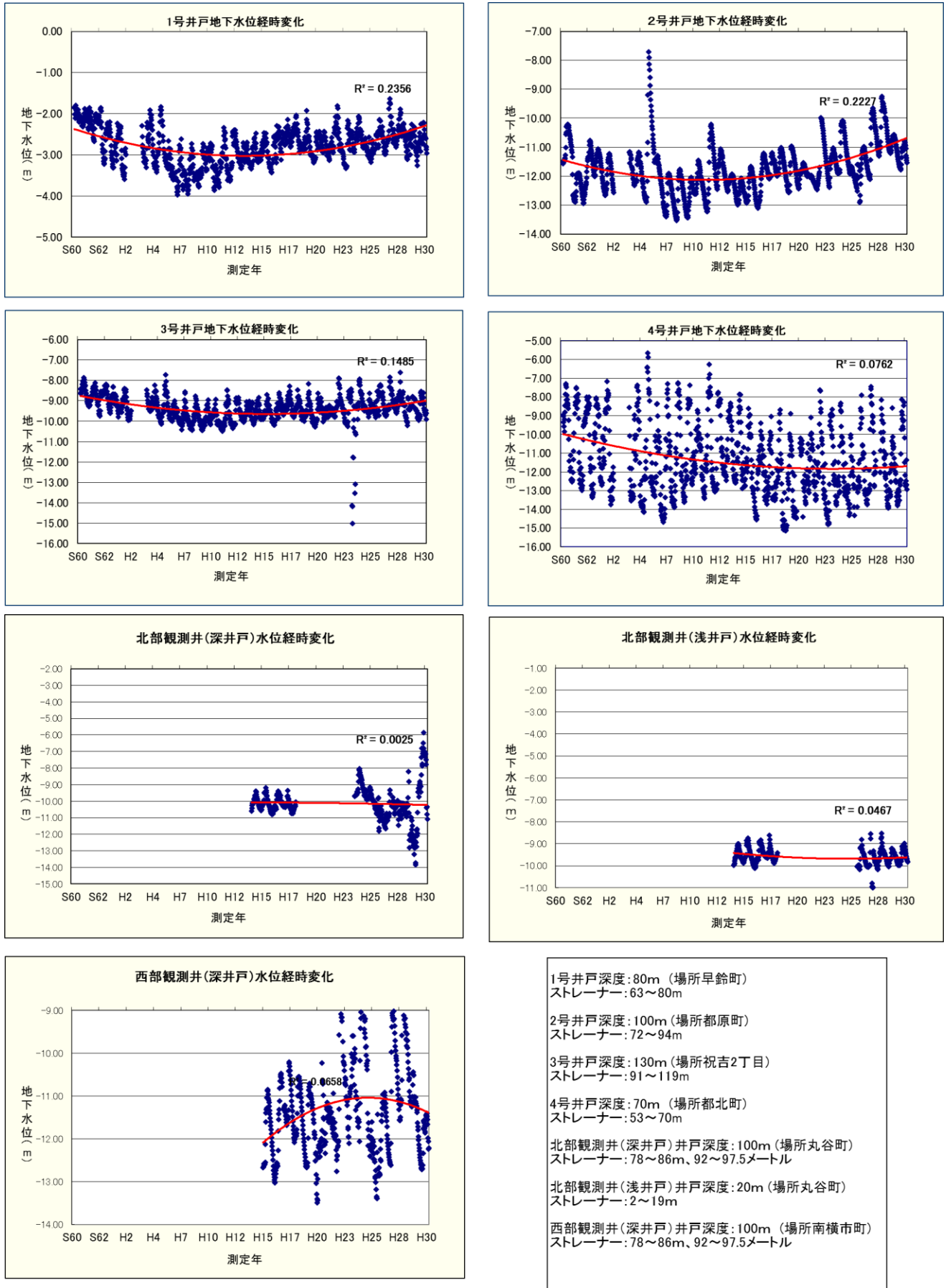
第9図 都城盆地における水道年間配水量<sup>m</sup>³



(都城盆地地下水保全対策連絡協議会調査より)



第 10 図 観測井戸における地下水位経時変化



1号井戸深度: 80m (場所早鈴町)  
 ストレーナー: 63~80m

2号井戸深度: 100m (場所都原町)  
 ストレーナー: 72~94m

3号井戸深度: 130m (場所祝吉2丁目)  
 ストレーナー: 91~119m

4号井戸深度: 70m (場所都北町)  
 ストレーナー: 53~70m

北部観測井(深井戸)井戸深度: 100m (場所丸谷町)  
 ストレーナー: 78~86m、92~97.5メートル

北部観測井(浅井戸)井戸深度: 20m (場所丸谷町)  
 ストレーナー: 2~19m

西部観測井(深井戸)井戸深度: 100m (場所南横市町)  
 ストレーナー: 78~86m、92~97.5メートル

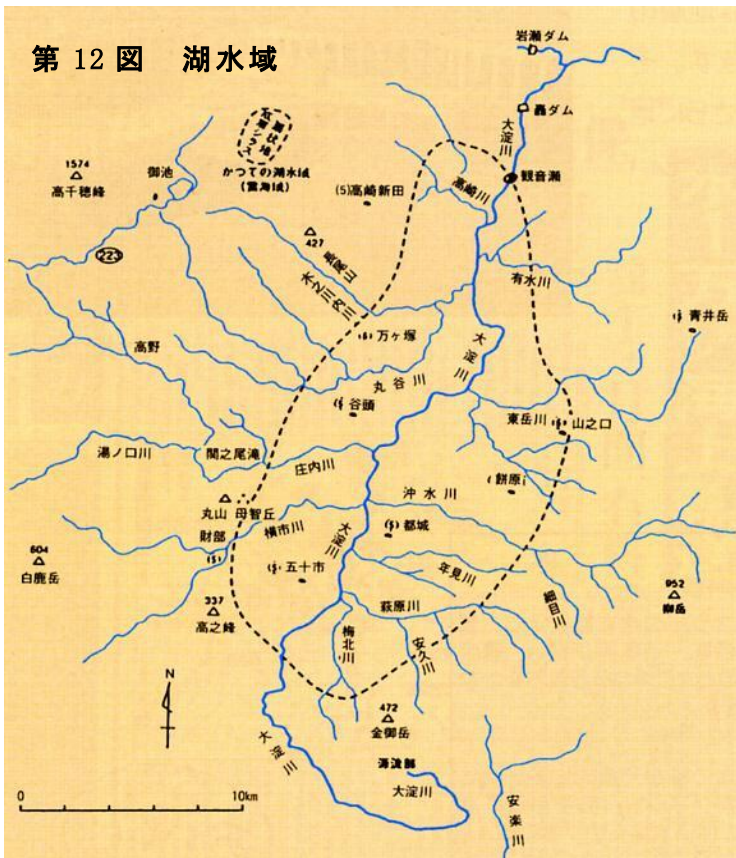
## (2) 地域河川

本市の市域面積は 653.36K $m^2$ で、南北に大淀川が縦貫し、さらに北部より高崎川、東岳川、庄内川、沖水川、横市川、年見川、姫城川、萩原川、梅北川が東西に横断しています。旧字の集落単位において河川を区域界にしている箇所も多く、これらの河川を境に集落を形成した沿革が伺えます。本市は、大正 13 年の市制施行以来、幾つかの地区の合併を変遷して現在に至っており、地域集落区分は、この河川流域に良く対応しています。(かつての湖水域 第 12 図点線で結んだ楕円内)

第 11 図 地域河川



第 12 図 湖水域



地域別地下水利用量は、中央東部が突出しており、当地区に上水道水源が集中し、その利用が地下水利用量に大きく影響しています。

次いで、沖水地区の地下水利用量が多く、この地区は工業用と水田の土地利用が一番多い地区であり、その結果これらの地下水利用が多いものと判断されます。

その他の地域は地下水利用は比較的少なく、地下水をかん養する効果が高いと言われる林野、農用地及び緑地の利用率が高い地域でもあります。

### (3) 地下水の硝酸性窒素濃度

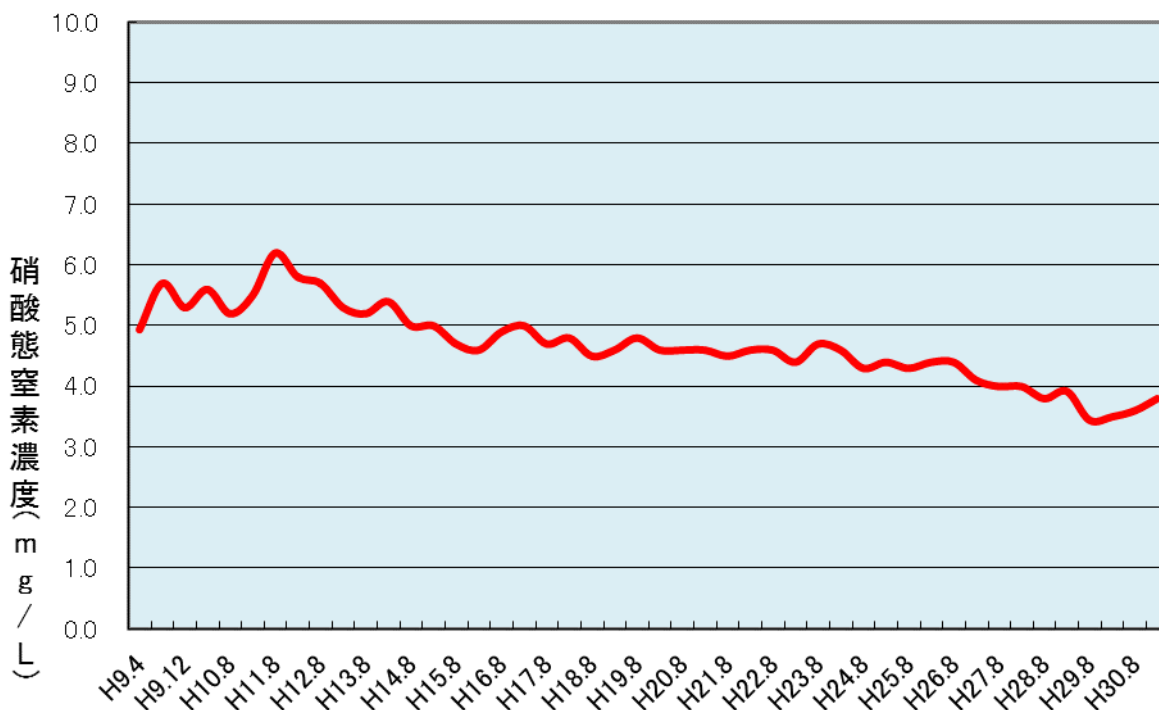
地下水の硝酸汚染については全国的にも汚染事例が報告され、平成 11 年 2 月に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が地下水の水質汚濁に係る環境基準に追加されました。続いて、平成 13 年 7 月には水質汚濁防止法施行令が改正され、硝酸化合物等を有害物質に追加して排水規制、地下浸透規制等の対象物質となりました。

昭和 57 年から 61 年に都城保健所が管内井戸水の硝酸性窒素について、飲用井戸検査 3,524 検体中 116 本基準超過 3.29 分の報告を行いました。昭和 63 年からは、都城工業高等専門学校 平原洋和教授らにより硝酸性窒素について、講演・研修会等で説明・啓発が行われました。

本市では、平成 6 年に都城市地下水保全推進計画を策定し、平成 7 年度より都城盆地地下水保全対策連絡協議会を組織し、宮崎大学地域共同研究センターと連携し、地下水の硝酸態窒素濃度測定を継続して行っています。

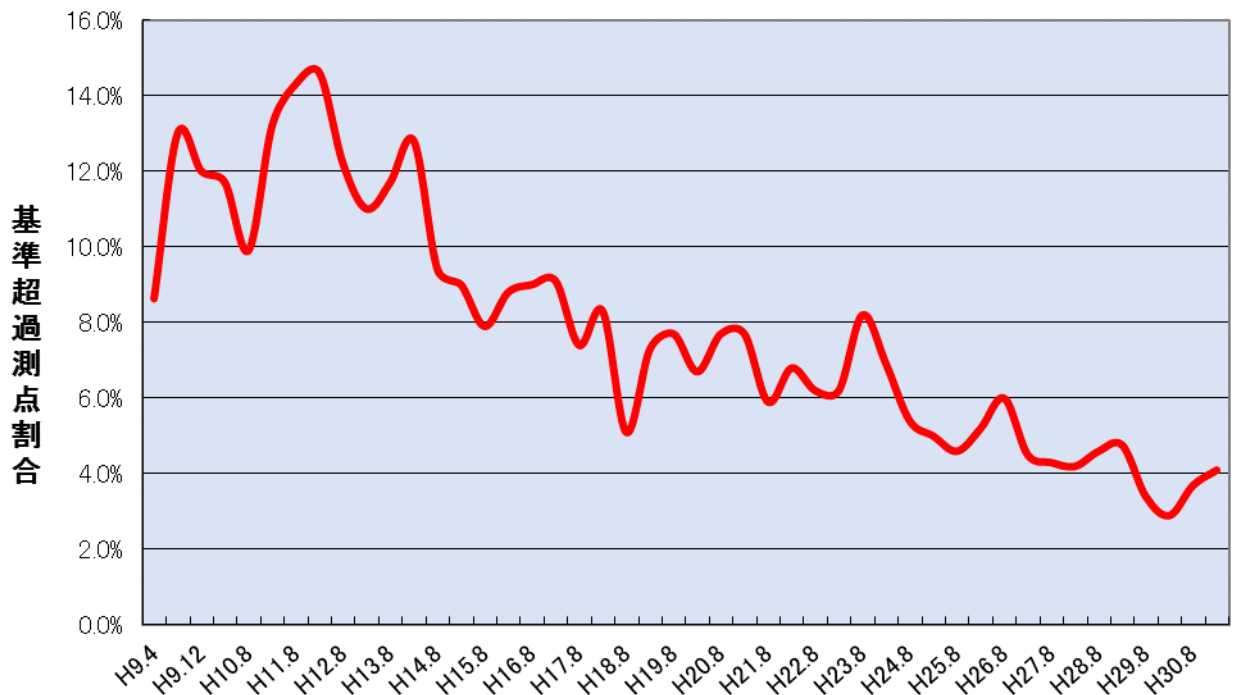
調査延検体数は、平成 31 年 2 月までで、639 箇所の井戸において 3 万件以上に達し、同一地域内でこれほど多くの井戸の調査を 20 年以上行っているのは、全国的でも類がありません。

第 13 図 都城盆地における浅井戸の硝酸性窒素濃度の平均推移



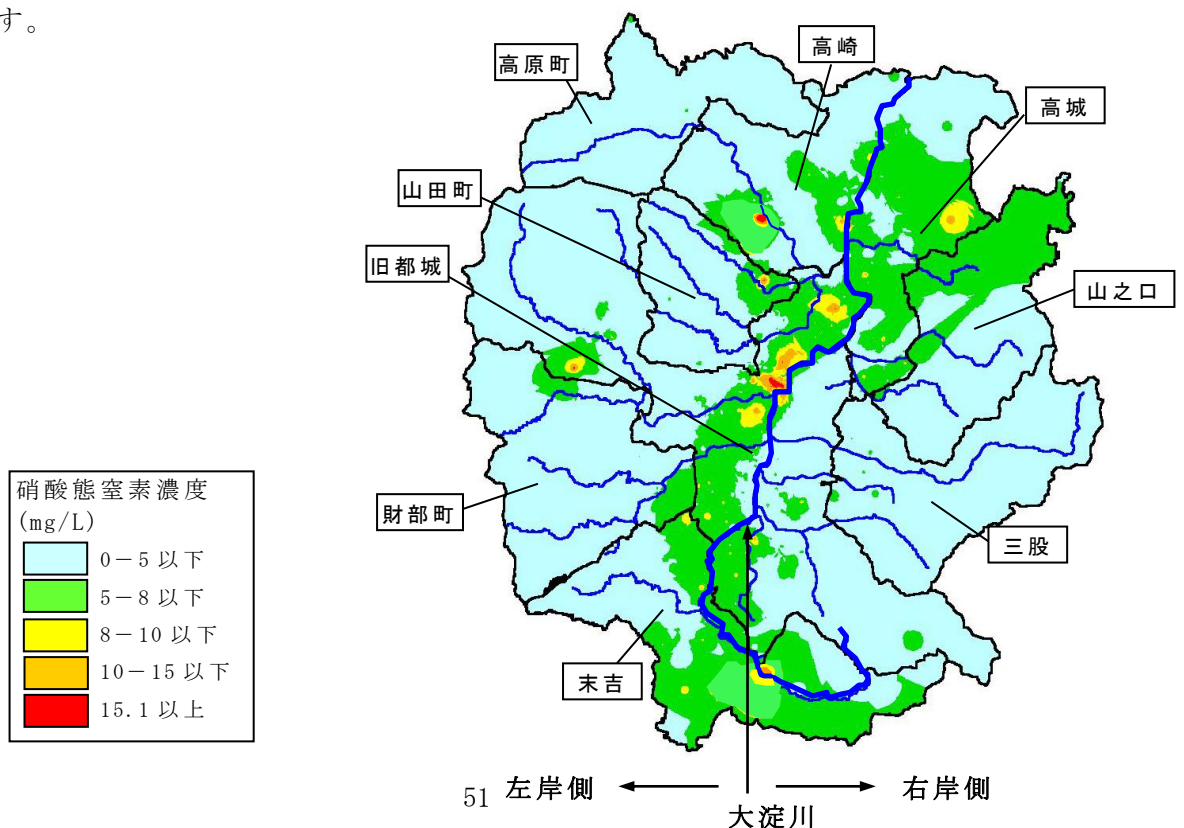
第 13 図によると盆地全体における浅井戸の硝酸性窒素濃度の平均は、6 mg/L を超える時期もありましたが、漸次低下して 5 mg/L を下回り、低下傾向で推移してきています。

第 14 図 都城盆地における浅井戸基準 (10mg/L) 超過測点割合 (基準超過測点 / 測点数)



第 14 図によると都城盆地における浅井戸基準 (10mg/L) 超過測点割合は、ピーク時 15 鉢弱でしたが、3 鉢～4 鉢に漸次低下して、全国平均の 2.8 鉢 (平成 29 年度) に近づきつつあります。

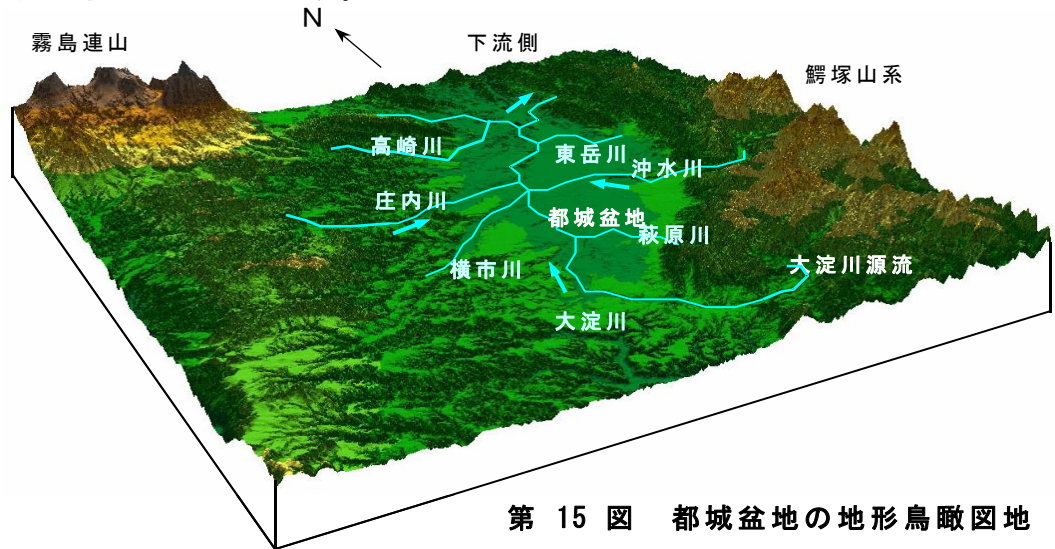
しかしながら、一部地域の浅井戸における高濃度の硝酸性窒素の検出があり、健康被害防止のため、高濃度の硝酸性窒素の井戸水は飲用しないよう啓発に努めています。



#### (4) 都城盆地の水利地質構造

都城盆地は東を鰐塚山地、西を霧島山地に挟まれています。一方、南部には東西に見られるような急峻な山地はありませんが、南方に向かって緩やかに高度を増す台地が広がっています。

主要河川で見ると、盆地中央部を南から北に流れる大淀川に向かって、左右岸から複数の支川が流れ込んでいます。



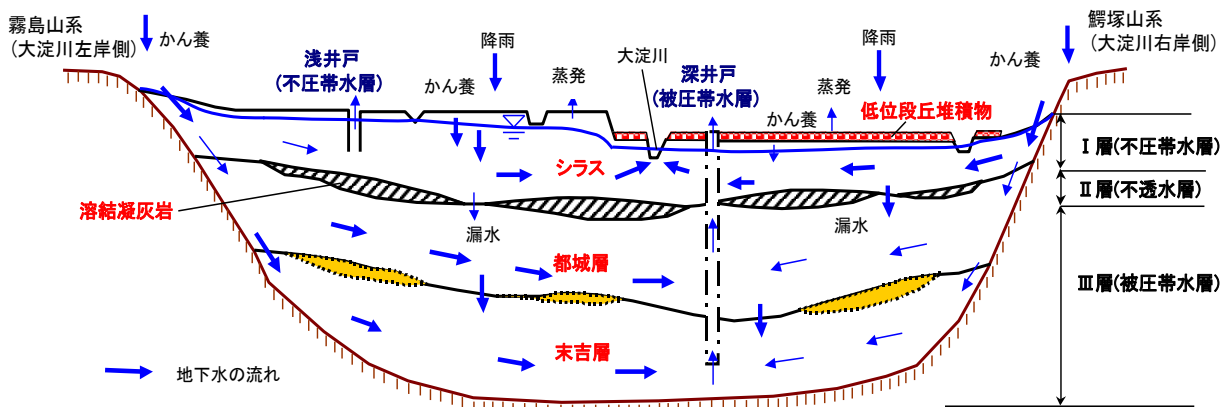
第 15 図 都城盆地の地形鳥瞰図地

都城盆地の地下水盆は、周辺山地に分布する四万十累層を基盤とし、大淀川をはさんで南北にのびる閉鎖された地下水盆を形成しており、その基盤構造は大淀川に沿ってのびる都城断層を基調としてこれに直交する断層性構造を伴う旧没性の構造盆地と考えられています。

地下水盆を構成する地層のうち、水利地質的に重要な地層は、下位より末吉層、都城層、溶結凝灰岩層（灰石）、シラス層及び段丘積層です。

末吉層及び都城層は被圧帯水層を形成し、盆地の主要帯水層となっています。溶結凝灰岩層は、下位の被圧帯水層（都城層以深）の加圧層となっており、その分布は盆地全域を一様に覆って分布するのではなく、旧地形面の凹地に沿って分布しています。またシラス層及び段丘堆積層は不圧帯水層を形成していると考えられています。

第 16 図 都城盆地の地質と地下水の関係



## (5) 地下水保全の取組

本市では、市民の貴重な水資源である盆地の地下水を、将来にわたって保全するために、「都城盆地地下水保全推進計画」を策定し、都城盆地の地下水保全に取り組んでいます。この中で地下水保全対策のイメージとして、

- ①都城盆地の地下水がどの程度存在し、その循環がどのようになっているか等の現状を把握する地下水環境の現況調査を行う。
- ②地下水位の観測、地下水汚染対策の検討及び法的規制の検討を行う地下水保全上の施策の検討を行う。
- ③具体的な保全事業を推進するための都城市地下水保全推進体制を構築する。
- ④都城盆地としての地下水保全体制を検討する都城盆地地下水保全推進体制をつくる。

の4つの大きな柱を立てて事業計画策定がなされています。

この中で④については、平成7年4月26日に都城市、北諸県郡5町、高原町、末吉町、財部町の1市8町の環境及び水道事業担当課長で構成する「都城盆地地下水保全対策連絡協議会」を組織し、広域的な地下水保全体制ができました。

また、宮崎大学地域共同研究センターと一緒に、地下水環境現況調査及び地下水保全上の施策検討を行うために、「都城盆地地下水保全対策研究会」も発足しました。

さらに平成12年10月から環境省環境管理局水環境部の委託を受け「硝酸性窒素総合対策推進事業」を行っています。この事業は、地下水の硝酸汚染問題について先進的な取組を行っている青森県、静岡県、長崎県、熊本県と本市が、地域の特性に応じた効果的な対策を立案するために、平成14年度まで行われました。

また、宮崎県は、平成15年5月に盆地内の硝酸性窒素削減対策のため、鹿児島県、盆地内1市8町関係行政機関や関係団体、有識者による「都城盆地硝酸性窒素対策推進連絡会議」を設立しました。この連絡会議の総意を得て、地域の特性に応じた硝酸性窒素削減対策を盆地全体で計画的かつ効果的に講じていくために「都城盆地硝酸性窒素削減対策基本計画」を平成16年6月に策定しました。平成16年度～22年度を第1次ステップ、平成23年～27年を第2次ステップ、平成28年～令和2年を第3次ステップに分け、令和2年度までにすべての井戸の硝酸性窒素濃度を基準値10mg/L以下にすることを目標に具体的な対策を行っています。

## (6) 地下水保全に関する条例

平成18年1月1日に施行された「都城市環境保全条例」の中に、地下水保全に係わるものが、次の様に定められています。

### 第6節地下水の保全

(地下水の採取の届出)

第73条 規則で定める規模以上の施設（井戸又は揚水設備）をもって地下水（温泉を除く。）を採取しようとする者（以下「採取者」という。）は、当該井戸又は揚水設備ごとに、規則で定めるところにより、次の各号に定める事項を市長に届出

なければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 井戸又は揚水設備の設置場所
- (3) ストレーナーの位置
- (4) 揚水機の種類
- (5) 揚水機の吐出口の断面積
- (6) その他規則で定める事項  
(揚水量の測定)

第74条 前条の採取者は、地下水の揚水量を測定し、その結果を記録するとともに、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

(汚水浸透の禁止)

第75条 何人も、土壌及び地下水の汚染を防止するため、規則で定める物質を地下に浸透させてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反していると認める者がいるときは、その者に対し直ちにその事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

## 第3節 騒音

### 1. 騒音の概要

私たちの周囲には、いろいろな音が氾濫しています。

音は、普段気にならないものでも、聞く人の心理状態や健康状態により不快に感じることもあり、騒音は悪臭と共に感覚的な公害だといわれています。

一般的には、

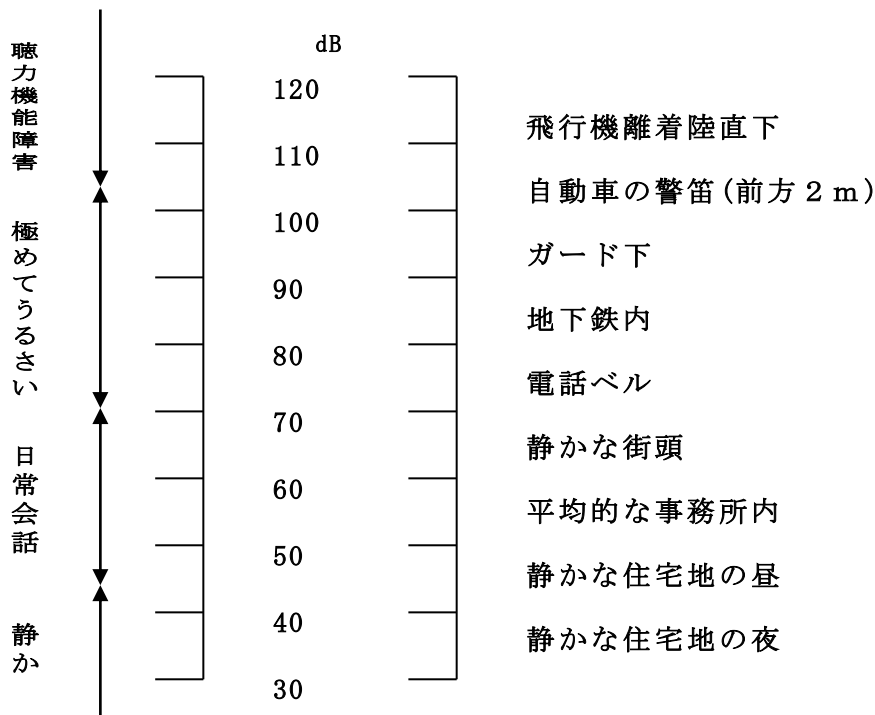
- ・概して大きな音
- ・生理的な障がいをおこすような音
- ・勉強や事務能率を低下させるような音
- ・休養や安眠を妨害するような音

などのように、多くの人が不快、またはないほうがよいと感じる音が騒音といえるようです。

騒音を発生源別に分類すると、(1)工場・事業場騒音、(2)建設作業騒音、(3)営業騒音、(4)拡声機騒音、(5)生活騒音、(6)自動車騒音に分けられます。この中で、近年、事業場での作業音に関する苦情の増加が目立っています。

騒音問題は、法的な手段だけではなかなか解決しがたい面があり、各人の社会生活を営むうえでのモラルの向上、啓発を図っていく必要があります、さらには住民相互の理解を深めるなど良好な隣人関係の確立が望まれます。

第27表 音の大きさと身近な例





**第 28 表 騒音の人体に対する影響**

音の大きさ（単位：デシベル）	人体に対する影響
100 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短時間でも一時難聴となる。</li> <li>・ 長時間さらされると難聴となる。</li> </ul>
90	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消化不良となる。</li> </ul>
85	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 疲労の原因となる。</li> <li>・ 気持ちをいらいらさせる。</li> </ul>
70	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 血圧が上昇する。</li> </ul>
60	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会話のじゃまになる。</li> <li>・ 食欲が減退する。</li> </ul>
50～55	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勉強ができない。</li> <li>・ 落ち着かない。</li> </ul>
40～45	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病気の時、寝てられない。</li> <li>・ 睡眠が妨げられる。</li> </ul>

## 2. 騒音苦情の現状

本市の騒音苦情件数は、ここ数年横ばい状態にあります。

平成 30 年度は 18 件であり、総苦情件数 525 件に占める割合は 3.4%です。種類別にみると、

- (1) 工場・事業場騒音に係る苦情は、住・工の混在により発生するケースがほとんどです。工場敷地が狭い、企業に資金面の余裕がないなど防音対策を施せない場合が多く見受けられます。そのような場合は、作業時間や作業方法などの改善が望まれます。
- (2) 建設作業騒音に係る苦情は、工事期間中だけの一時的なものがほとんどを占めます。これらの苦情に対しては、工法の変更や作業時間帯の短縮などが対策として考えられます。また、建設時には周辺住民への十分な説明を行うよう指導しています。
- (3) 営業騒音に係る苦情は深夜営業などによるもので、機器の音量の引き下げや防音壁などの設置を促しています。また、使用時間についての指導も行っています。
- (4) 拡声機騒音に係る苦情は、店舗などから流れる定置放送によるものが主です。騒音レベルが高いことや長時間放送していることなどが原因となっており、音量の引き下げなどの指導をしています。
- (5) 生活騒音に係る苦情は近年多くなってきています。発生源としては、動物（犬、鶏など）の鳴き声、家庭用機器（クーラーなど）の使用に伴う騒音、音響機器（ステレオ、テレビなど）、楽器（ピアノなど）からの騒音、自動車のから吹かしなど多種多様にわたっています。これらの苦情は、機器などの設置場所、使用時間などちょっとした配慮があれば問題にならなかったケースが多いようです。
- (6) 自動車騒音に係る苦情は、ほとんど寄せられていませんが、規制値を超えることにより周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときは、道路管理者や関係行政機関に対策の要請や意見を述べることとしています。

### 3. 騒音に関する環境基準

環境基本法では、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準として下記の基準を定めています。

第 29 表 騒音に係る環境基準について

対象地域	基準値（等価騒音レベル）（単位：デシベル）	
	昼間 （6時～22時）	夜間 （22時～6時）
AA	50以下	40以下
A及びB	55以下	45以下
C	60以下	50以下
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
幹線交通を担う道路に近接する空間	70以下	65以下
	騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45以下、夜間にあつては40以下）によることができる。	

- （注1）
- 1 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
  - 2 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
  - 3 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
  - 4 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

（注2）「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。）等を指す。また近接する空間とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離により範囲が指定されている。

- ・ 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15m
- ・ 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20m

#### 4. 騒音規制法による規制

騒音規制法では、工場・事業場騒音、建設作業騒音及び自動車騒音について規制を行っており、規制地域の指定、規制基準の設定及び規制事務は市長が行うこととされています。なお、規制地域は、都市計画法に基づく用途地域の区分に準じて、また、用途地域以外の地域については土地利用状況等を勘案して指定されており、用途地域の変更や都市化に伴う土地利用状況の著しい変化に応じて、見直しを図っています。

##### (1) 工場・事業場騒音

工場・事業場騒音については、騒音規制法、都城市環境保全条例により規制の対象となる施設が定められており、特定施設（第31表）として位置付けられています。

##### ① 特定施設に関する届出

特定施設については指定地域内において下記に該当する場合、市長に届け出なければなりません。

- 1 特定施設を新しく設置するとき（工事開始の30日前まで）
- 2 特定施設の種類ごとの数を変更するとき（工事開始の30日前まで）
- 3 特定施設の騒音の防止の方法を変更するとき（工事開始の30日前まで）
- 4 特定施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名を変更したとき（その日から30日以内）
- 5 特定施設を設置する工場・事業場の名称及び住所地の変更があったとき（その日から30日以内）
- 6 特定施設のすべてを廃止したとき（その日から30日以内）
- 7 特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けたとき（その日から30日以内）
- 8 特定施設を設置する工場・事業場を相続又は合併したとき（その日から30日以内）
- 9 騒音規制法に係る指定地域が変更になったり、新たに特定施設が追加指定されるなどの事情により特定施設の設置者になったとき。（その日から30日以内）

（注1）2と3については、ただし書による規定があります。

（注2）都城市環境保全条例で定める特定施設は、このほか設置工事の完成届も必要になります。

**第30表 騒音規制法に基づく特定施設**

種 類	特 定 施 設	規 模 ・ 能 力
1 金属加工機械	イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。
	ロ 製管機械	すべてのもの
	ハ ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。
	ニ 液圧プレス	矯正プレスを除く。

	ホ 機械プレス	呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。	
	ヘ せん断機	原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。	
	ト 鍛造機	すべてのもの	
	チ ワイヤフォーミングマシン	すべてのもの	
	リ ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。	
	ヌ タンブラー	すべてのもの	
	ル 切断機	といしを用いるものに限る。	
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。	
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。	
4	織機	原動機を用いるものに限る。	
5	建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。
	ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。	
6	穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。	
7	木材加工機械	イ ドラムバーカー	すべてのもの
	ロ チッパー	原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。	
	ハ 碎木機	すべてのもの	
	ニ 帯のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。	
	ホ 丸のご盤		
	ヘ かな盤	原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。	
8	抄紙機	すべてのもの	

9 印刷機械	原動機を用いるものに限る。
10 合成樹脂用射出成形機	すべてのもの
11 鋳造型機	ジョルト式のものに限る。

**第 31 表 都城市環境保全条例に基づく特定施設**

種 類	特 定 施 設	規 模 ・ 能 力
1 金属加工機械	機械プレス	呼び加圧能力が 30 重量トン未満のもの
2 土石用又は鉱物用の切断機、破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	石材引割機	すべてのもの
3 その他の機械	イ クーリングタワー	原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上のものに限る。
	ロ 冷凍冷蔵機	原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上のものに限る。
	ハ 天井走行クレーン	すべてのもの
	ニ 門型走行クレーン	すべてのもの
	ホ 自動式車両洗浄施設	すべてのもの

**第 32 表 騒音に係る特定工場等の規制基準**

(単位：デシベル)

時間の区分 区域の区分	昼 間 (8～19時)	朝(6～8時) 夕(19～22時)	夜 間 (22～6時)
第 1 種区域	45	40	40
第 2 種区域	55	50	45
第 3 種区域	65	60	50
第 4 種区域	70	65	55

(注 1) 第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として市長が定めた区域をいう。

第 1 種区域 良好な環境を保全するため特に静穏の保持を必要とする区域

第 2 種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第 3 種区域 住居の用にあわせて商業・工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するために、騒音の発生を防止する必要がある区域

第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

(注2) 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートル以内の区域における規制基準は、表に掲げるそれぞれの値から5デシベル減じた値とする。

**第33表 騒音規制法に基づく特定施設届出状況**

施設の種類	特定工場等数	特定施設数
金属加工機械	21	100
空気圧縮機等	107	835
土石用破砕機等	9	27
織機	1	26
建設用資材製造機械	3	7
穀物用製粉機	1	16
木材加工機械	62	222
抄紙機	0	0
印刷機	26	127
合成樹脂用射出成形機	2	7
鋳型製造機	0	0
計	232	1,367

(平成30年度)

## (2) 建設作業騒音

規制対象となるものは、指定地域内において行われる政令及び条例で定められた特定建設作業で、市長に届出を行うことになっています。これらの特定建設作業には、規制基準が定められていて、市長はこの基準に適合しないことにより周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときには、その作業の施工業者に対し、騒音防止方法の改善や作業時間の変更を勧告、命令することができます。

### ① 特定建設作業に関する届出

特定建設作業とは次に掲げるもので、この作業を伴う建設工事を指定地域内で施工する場合、工事の開始7日前までに市長へ届出なければなりません。ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものは除きます。

#### 【騒音規制法に基づく特定建設作業】

- 1 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
- 2 びょう打機を使用する作業
- 3 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）

- 4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
- 5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
- 6 バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
- 7 トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
- 8 ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

**【都城市環境保全条例に基づく特定建設作業】**

- 1 コンクリートポンプ車を使用するコンクリート打設作業
- 2 動力源として発電機（10キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
- 3 家屋の解体作業（木造家屋を除く。）のうち、重機（ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これに類する機械）を使用する作業

**第 34 表 特定建設作業の規制基準**

騒音の 大きさ 制限	規 制 基 準					
	夜間又は深夜作業の停止		1日作業時間の制限		作業期間 の制限	日曜休日
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
85デシ ベル	19時～7時	22時～6時	10時間 以内	14時間 以内	連続して 6日以内	原則とし て禁止

**(3) 深夜営業騒音**

深夜営業騒音については、都城市環境保全条例により規制されています。規制の内容は、音量制限及び音響機器の使用時間制限となっており、市長はそれらに適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、改善勧告や改善命令の措置を行うことができることとされています。

**第 35 表 都城市環境保全条例に基づく音響機器の使用時間制限**

規制時間	午後 11 時 ～ 午前 6 時
対象営業	飲食店、喫茶店、興行場、カラオケボックス
対象地域	第 1 種区域、第 2 種区域 第 3 種区域のうち病院、診療所のうち患者の収容施設を有するもの及び住居の周囲 10m 以内の地域
対象機器	カラオケ演奏装置、音響再生装置 有線ラジオ放送装置（受信装置に限る。）、楽器

（注）ただし、当該音響機器等から発生する音が外部に漏れない営業施設については、この限りでない。区域については、第 33 表に同じ。

**第 36 表 都城市環境保全条例に基づく音量の制限**

規制時間	午後 10 時 ～ 午前 6 時
対象営業	飲食店、喫茶店、興行場、カラオケボックス
対象区域	規制基準（単位：デシベル）
第 1 種区域	40
第 2 種区域	45
第 3 種区域	50
第 4 種区域	55

（注）区域については、第 33 表に同じ。

#### （4） 拡声機

拡声機については、条例により学校又は病院の周辺等静穏の保持を必要とする区域内（要参照）において、下記の場合を除き、商業宣伝を目的として使用することが禁止されています。また、午後 5 時から翌日午前 9 時までの間は、商業宣伝を目的として、航空機から機外に向けての拡声機の使用を禁止しています。

- 1 法令により認められた目的のために使用する場合
- 2 広報その他の公共のために使用する場合
- 3 官公署、学校、工場等において時報等に使用する場合
- 4 祭礼、盆踊り、運動会その他社会生活において相当と認められる一時的行事のために使用する場合
- 5 市長が相当と認める背景音楽等に使用する場合

参照：都城市環境保全条例第 68 条、都城市環境保全条例施行規則第 18 条



## (5) 自動車騒音

### ① 常時監視

市では、平成 24 年度より、県から権限が委譲され、自動車騒音の測定を行っています。監視対象は、原則として 2 車線以上の車線を有する道路（市町村道にあつては、4 車線以上の区間に限る。）で、住居のある地域です。

### ② 要請限度

要請限度は、自動車騒音がこの限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときは、県公安委員会や道路管理者に対し交通規制や道路の管理などを要請できるものとして定められています。

自動車騒音は、自動車本体から発生する騒音、走行条件、交通量、道路構造等の要因が複雑に絡み合つて発生します。その対策は、自動車構造の改善、道路構造の改善、建築物の防音構造化等沿道における環境保全対策、交通規制による対策など総合的なものが必要とされます。

**第 37 表 自動車騒音の要請限度**

	区域の区分	時間の区分	
		昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～6 時)
1	a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

(注) a 区域 第 33 表の第 1 種区域又は第 2 種区域（第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域である区域に限る。）

b 区域 第 33 表の第 2 種区域（第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域である区域を除く。）

c 区域 第 33 表の第 3 種区域又は第 4 種区域

**第 38 表 交通騒音の測定結果（平成 30 年度）**

等価騒音レベル ○：達成 ×：未達成 (単位：デシベル)

	測定場所	路線名	区間 延長 (km)	環境 基準 類型	昼 間 (6 時～22 時)		夜 間 (22 時～6 時)	
					測定値	要請限度	測定値	要請限度
						環境基準		環境基準
1	下長飯町	一般 国道 10 号	1.0	C	71.0	○ 75	66.0	○ 70
						× 70		× 65

## 第4節 振動

### 1. 振動の概要

公害として問題となる振動は、人間の事業活動によって発生する振動で、この振動が周囲の地盤を伝播して周辺住民の生活環境を損なうことにより問題とされるものです。

発生源としては、工場・事業場、建設作業、道路交通等さまざまですが、騒音の発生源と重複するものが多いようです。

振動公害の一般的な特徴としては、その大きさが地震の震度階級でいう微震（震度Ⅰ）から弱震（震度Ⅲ）の範囲であること。また、伝播距離がだいたい振動源から100m以内（多くの場合ゆれ幅が10mm～20mm程度）であること、さらには鉛直振動の方が水平振動より大きいこと等の点が挙げられます。

第39表 地震と振動レベル（dB）との関係

補正力の速度レベル（dB）	地震の程度
55以下	人体に感じられない
55～65	静止している人や、特に地震に注意深い人だけが感じる程度 (微震)
65～75	大勢の人が感じる程度のもので、戸・障子がわずかに動くのがわかる (軽震)
75～85	家屋がゆれ、戸・障子がガタガタと鳴動し、吊り下げたものは相当ゆれ器内の水面が動くのがわかる (弱震)
85～95	家屋の振動が激しく、すわりの悪い花瓶等は倒れ、器内の水はあふれ出る (中震)
95～105	壁に割れ目が入り、墓石・石灯籠が倒れたり、煙突・石垣等が破損する程度 (強震)
105～110	家屋の倒壊は30%以下で山崩れが起き、地割れを生じ、多くの人は座っていることができない (烈震)
110以上	家屋の倒壊は30%以上に及び、山崩れ、地割れ、断層等を生じる (激震)

### 2. 振動苦情の現状

振動苦情は公害苦情の中では比較的少ないものの、被害の内容は心理的、感覚的なものに加えて、家屋等のひび割れ等物理的な被害を伴うものがみられます。

工場・事業場振動では、住宅とあまりにも近接していることによるもの、建設作業振動では、くい打工事、家屋の解体工事によるもの、また、道路交通振動では、路面の段差やくぼみによるもの等がみられます。

**第 40 表 振動苦情件数の推移**

年 度 振動の種類	25	26	27	28	29	30
工場・事業場振動	-	2	-	-	2	1
建設作業振動	-	1	-	-	-	2
道路交通振動	-	-	-	-	2	2
その他の振動	1	-	-	-	-	1
計	1	3	0	0	4	6

### 3. 振動規制法による規制

振動規制法では、工場・事業場振動、建設作業振動及び道路交通振動について規制を行っており、規制地域の指定、規制基準の設定及び規制事務は市長が行うこととされています。なお、規制地域は、都市計画法に基づく用途地域の区分に準じて、また、用途地域以外の地域については土地利用状況等を勘案して指定されており、用途地域の変更や都市化に伴う土地利用状況の著しい変化に応じて、見直しを図っています。

#### (1) 工場・事業場振動

工場・事業場振動について規制対象となるのは、指定地域内にあって政令で定められた特定施設（第 42 表）及び都城市環境保全条例に係る特定施設（第 43 表）を設置している工場・事業場（以下「特定工場等」という。）で、これらは市長に届出をすることになっています。特定工場等には規制基準（第 44 表）が定められており、市長はこの規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が損なわれると認めるときには計画変更や改善勧告等を行うことができることとされています。

##### ① 特定施設に関する届出

特定施設については下記に該当する場合、市長へ届出なければなりません。

- (1) 特定施設を新しく設置するとき（工事開始の 30 日前までに）。
- (2) 特定施設の種類及び能力ごとの数を変更するとき（工事開始の 30 日前までに）。
- (3) 特定施設の振動防止の方法を変更するとき（工事開始の 30 日前までに）。
- (4) 特定施設の使用方法を変更するとき（工事開始の 30 日前までに）。
- (5) 特定施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を変更したとき（その日から 30 日以内）。
- (6) 特定施設を設置する工場又は事業場の名称及び所在地の変更があったとき（その日から 30 日以内）。
- (7) 特定施設のすべてを廃止したとき（その日から 30 日以内）。
- (8) 特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けたとき（その日から 30 日以内）。
- (9) 特定施設を設置する工場又は事業場を相続又は合併したとき（その日から 30 日以内）。

(10) 振動規制法に係る指定地域が変更になったり、新たに特定施設が追加指定されるなどの事情により特定施設の設置者になったとき（その日から30日以内）。

※(2)～(4)は、環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

**第41表 振動規制法に係る特定施設**

種類	特定施設	規模・能力
1 金属加工機械	イ 液圧プレス	矯正プレスを除く
	ロ 機械プレス	すべてのもの
	ハ せん断機	原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限定
	ニ 鍛造機	すべてのもの
	ホ ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限定
2 圧縮機		原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限定
3 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機ふるい及び分級機		原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限定
4 織機		原動機を用いるものに限定
5 コンクリートブロックマシン コンクリート管製造機械 コンクリート柱製造機械		原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限定
		原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限定
6 木材加工機械	イ ドラムバーカー	すべてのもの
	ロ チッパー	原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限定
7 印刷機		原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限定
8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限定
9 合成樹脂射出成形機		すべてのもの
10 鋳型造形機		ジョルト式のものに限定

**第42表 都城市環境保全条例に係る特定施設**

種類	特定施設名	規模・能力
金属加工機械	機械プレス	呼び加圧能力が30重量トン未満のもの
土石用又は鉱物用の切断機、破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	石材引割機	すべてのもの
その他の機械	クーリングタワー	原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限定
	冷凍冷蔵機	原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限定
	天井走行クレーン	すべてのもの
	門型走行クレーン	すべてのもの
	自動式車両洗淨施設	すべてのもの

**第 43 表 振動規制法及び都城市環境保全条例に係る規制基準** (単位：デシベル)

時間の区分 区域の区分	昼間 (8～19時)	夜間 (19～8時)
第1種区域	60	55
第2種区域	65	60

(注1)第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として市長が定めた区域をいう。

- (1) 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域(緑色)
- (2) 第2種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域(桃色)

(注2)規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における値とする。

(注3)デシベルとは、計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。

(注4)測定値は、鉛直方向の値。

**第 44 表 特定施設(振動)の届出状況**

施設の種類	特定工場等数	特定施設数
金属加工機械	29	153
圧縮機	89	382
土石用破碎機等	7	30
織機	2	35
コンクリートブロックマシン等	6	6
木材加工機械	14	18
印刷機	11	75
ゴム練用ロール機等	0	0
合成樹脂用射出成形機	3	9
鑄型製造機	0	0
計	161	708

(平成30年度)

## (2) 建設作業振動

建設作業で規制対象となるのは、指定地域内において行われる政令及び条例で定められた特定建設作業で、市長に届出することになっています。

特定建設作業には規制基準（第 46 表）が定められており、市長はこの規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは建設工事の施工者に対し、振動の防止方法の改善や作業時間の変更を勧告、命令することができることとされています。

### ① 特定建設作業に関する届出

特定建設作業とは次に掲げるものです。この作業が伴う建設作業を指定地域内で施工する場合は、その作業開始の 7 日前までに届出することになっています。ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものは除きます。

#### 【振動規制法に係る特定建設作業】

- 1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
- 2 鋼球を使用して建築物、その他の工作物を破壊する作業
- 3 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。）
- 4 ブレーカー（手持式を除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。）

#### 【都城市環境保全条例に係る特定建設作業】

- 1 コンクリートポンプ車を使用するコンクリート打設作業
- 2 動力源として発電機（10 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
- 3 家屋の解体作業（木造家屋を除く。）のうち、重機（ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これに類する機械）を使用する作業

**第 45 表 特定建設作業の規制基準**

振動の 大きさ 制 限	規 制 基 準					
	夜間又は深夜作業の停止		1 日作業時間の制限		作業期間の 制限	日曜休日 における作業
	第 1 号区域	第 2 号区域	第 1 号区域	第 2 号区域		
75 デシ ベル	19 時～ 7 時	22 時～ 6 時	10 時間以 内	14 時間以 内	連続して 6 日以内	原則として 禁止

- (注) 1 規制基準は特定建設作業の場所の敷地の境界線における値である。
- 2 第 1 号区域は振動規制法の指定地域のうち第 1 種区域及び第 2 種区域（工業地域においては、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲 80 メートルの区域内に限る。）であり、第 2 号区域以外の区域である。

### (3) 道路交通振動

市長は、道路交通振動について、指定地域内でその振動レベルが環境省令で定める限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し道路交通振動の防止のため舗装、維持又は修繕の措置を要請するものとされ、県公安委員会に対し交通規制等の措置を要請することができることとされています。

**第 46 表 道路交通振動の要請限度**

(単位：デシベル)

時間の区分 区域の区分	昼 間 (8時～19時)	夜 間 (19時～8時)
第1種区域	65	60
第2種区域	70	65

## 第5節 悪臭

### 1. 悪臭の概要

私たちは、日常生活で様々な「におい」を体験していますが、この中には花や果実、香水の香りのように多くの人から好まれる良いにおい（芳香）もあれば、動物のし尿や、食物や動植物の腐敗臭のように誰からも嫌われるにおい（悪臭）もあります。

これらのおいには、人の嗅覚に直接訴えるもので、においに敏感な人もいれば、また、そうでない人もいて、嗅覚は個人差があるといわれています。この様に、においは感覚的なものでありますが、悪臭は人に不快感を与え、極端に強い時は、食欲不振、嘔吐、頭痛等がみられることもあります。

近年では、生活水準の向上と共に、快適な生活環境を確保するために悪臭の規制を望む声が高まってきています。現在の規制対象となる悪臭物質は22種類の物質が指定されていますが、人の嗅覚で臭気を感じずる臭気指数規制の導入が今後の検討課題となっています。

### 2. 悪臭苦情の現状

本市の悪臭苦情の件数は、横ばいの状態にありますが、平成30年度では、36件で、典型7公害の6.8%を占めています。

発生源別にみると、生活排水、堆肥化施設によるものが高い割合を占めています。

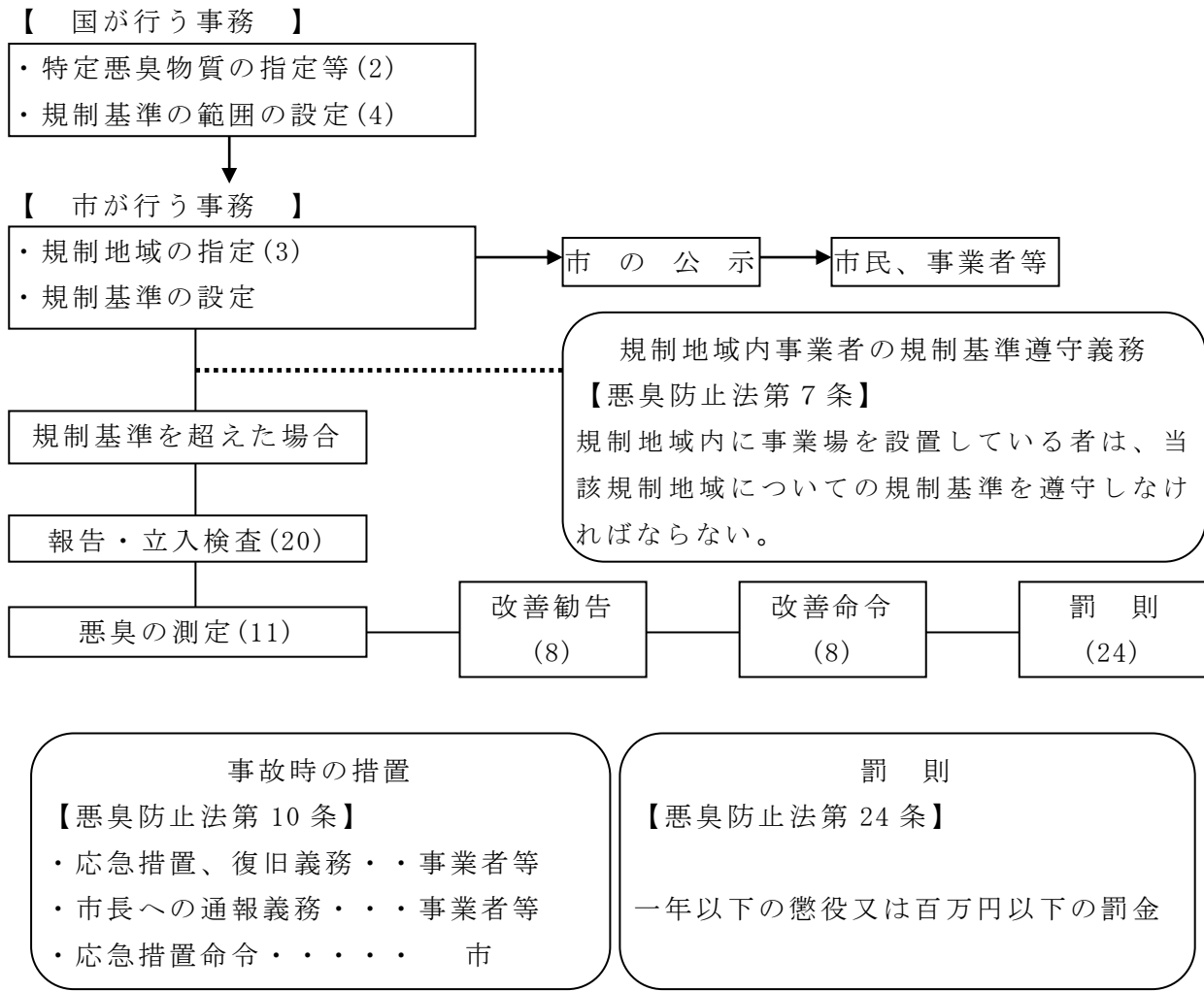
### 3. 悪臭防止対策

#### (1) 悪臭防止法による規制

悪臭防止法により、工場・事業所等における、事業活動に伴って発生する悪臭物質の濃度について規制がされています。規制地域の指定、規制基準の設定及び規制事務は市長が行うこととされています。



**第 17 図 悪臭防止法の体系（概要）**



(注) 図中の ( ) 内は悪臭防止法の条文を示す。

**① 規制地域の指定**

市長が、住民の生活環境を保全すべき地域を指定し、地域内の工場・事業所等の事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制する基準を設定します。

実際には、都市計画法に基づく用途地域や、土地利用の状況等を勘案して指定しており、用途地域の変更や都市化に伴う土地利用状況の著しい変化を考慮する必要があります。

**② 悪臭物質の指定**

現在 22 種類の物質が特定悪臭物質に指定されています。

第 47 表 特定悪臭物質と主な発生源事業所

悪臭物質	類似のにおい	主要発生源事業所
1. アンモニア	し尿のようなおい	家畜事業場、化製場、し尿処理場等
2. メチルメルカプトタン	腐ったタマネギのようなおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
3. 硫化水素	腐った卵のようなおい	パルプ製造工場、家畜事業場、し尿処理場等
4. 硫化メチル	腐ったキャベツのようなおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
5. トリメチルアミン	腐った魚のようなおい	家畜事業場、化製場、水産缶詰製造工場等
6. 二硫化メチル	腐ったキャベツのようなおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
7. アセトアルデヒド	刺激的な青ぐさいにおい	化学工場、魚腸骨処理場、タバコ製造工場等
8. スチレン	都市ガスのようなおい	化学工場、化粧合板製造工場、複合肥料製造業、FRP製造業等
9. ノルマル酪酸	汗くさいにおい	家畜事業場、化製場、でんぷん工場、畜産食料品製造工場等
10. イソ吉草酸	むれた靴下のようなおい	家畜事業場、化製場、でんぷん工場、し尿処理場等
11. ノルマル吉草酸	むれた靴下のようなおい	家畜事業場、化製場、でんぷん工場、し尿処理場等
12. フロヒオン酸	刺激的なすっぱいにおい	脂肪酸製造工場、染色工場、畜産事業場、化製場等
13. トルエン	ガソリンのようなおい	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等
14. キシレン		
15. 酢酸エチル	刺激的なシンナーのようなおい	
16. メチルイソブチルケトン		
17. イソフタノール	刺激的な発酵したにおい	
18. フロヒオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	
19. ノルマルブチルアルデヒド		
20. イソブチルアルデヒド		
21. ノルマルバレアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、魚腸骨処理場、油脂系食料品製造工場、輸送用機械器具製造工場等
22. イソバレアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	

### ③ 規制基準

規制基準は、規制地域について必要に応じ地域を区分し、悪臭物質の種類ごと、また排出形態ごとに定めることとなっています。

なお、悪臭物質の排出形態は、次の3つがあります。

- ・ 特定の煙突・排気口がなくその事業所全体から排出される場合
- ・ 煙突などの気体排出施設から排出される場合
- ・ 工場などの事業所から排出される排水に含まれた特定悪臭物質が気化・蒸散する場合

#### 第48表 悪臭防止法に係る規制基準

##### (2) 事業所全体から排出しているような場合（敷地境界の基準）

特定悪臭物質ごとに、敷地境界での大気中濃度の許容限度として定められています。

	悪臭物質	A地域	B地域	C地域
規制基準 敷地境界線 [ppm以下]	アンモニア	1	2	5
	メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
	硫化水素	0.02	0.06	0.2
	硫化メチル	0.01	0.05	0.2
	二硫化メチル	0.009	0.03	0.1
	トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
	アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5
	プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5
	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08
	イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2
	ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.02	0.05
	イソバレールアルデヒド	0.003	0.006	0.01
	イソブタノール	0.9	4	20
	酢酸エチル	3	7	20
	メチルイソブチルケトン	1	3	6
	トルエン	10	30	60
	スチレン	0.4	0.8	2
	キシレン	1	2	5
	プロピオン酸	0.03	0.07	0.2
	ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004	
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01	

(注)

A地域：主に住居の用に供する地域及び商業の用に供する地域。ただし、当該地域に指定することが適当でないと客観的に認められる地域を除く。

B地域：主に工業の用に供する地域及び臭気に対する順応のある地域。ただし、当該地域に指定することが適当でないと客観的に認められる地域を除く。

C地域：指定地域のうち、A、B以外の地域。

### (3) 煙突などの気体排出施設の排出口における基準

排出口の高さに応じて、特定悪臭物質ごとに流量を算出する方法として定められています。

#### ① 規制対象の特定悪臭物質

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、キシレン、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、ノルマルバレルアルデヒド

#### ② 規制基準

実際に測定を行い、事業所の規制基準値と排出されている特定悪臭物質の量を求め、両者を比較することで規制基準適否の判断を行います。

### (4) 工場等から排出される排水

排水の量に応じて、排水中の特定悪臭物質ごとに濃度の許容限度として定められています。

#### ① 規制対象の特定悪臭物質

メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル

#### ② 規制基準

敷地外に排出される排水の量に応じて係数を乗じて算出します。



## 第3章 環境保全

第1節 市民参加による生活環境の保全

第2節 廃棄物

第3節 その他の環境保全対策

第4節 公害防止協定

第5節 融資制度等

## 第1節 市民参加による生活環境の保全

### 1. 環境月間

1972年6月5日、ストックホルムで開かれた国連人間環境会議で「人類と子孫のため、かけがえのない地球を守ろう」という趣旨の「人間環境宣言」が採択されましたが、これを記念して同年12月26日第27回国連総会において毎年6月5日を「世界環境デー」とすることが決議され、世界各国で環境問題の意義と重要性を認識するための諸行事が毎年実施されています。

わが国においても、6月の1ヶ月間を「環境月間」とし、環境問題に対する国民の責任と義務の自覚を促すとともに、よりよい環境を作る為に種々な行事が実施されてきています。本市においては、清掃等の全市民的な取組として7月に「環境美化の日」を、また11月に県下一斉の「クリーンアップ宮崎」を行っています。

#### 「人間環境宣言」前文第6項

われわれは歴史の転回点に到達した。いまやわれわれは世界中で、環境への影響に一層の思慮深い注意を払いながら、行動をしなければならない。無知、無関心であるならば、われわれは、われわれの生命と福祉が依存する地球上の環境に対し、重大かつ取り返しのつかない害を与えることになる。逆に十分な知識と賢明な行動をもってするならば、われわれは、われわれ自身と子孫のため、人類の必要と希望にそった環境で、よりよい生活を達成することができる。環境の質の向上と良い生活の創造のための展望は広く開けている。いま必要なものは、熱烈ではあるが冷静な精神と、強烈ではあるが秩序だった作業である。

自然の世界で自由を確保するためには、自然と協調して、より良い環境を作るため知識を活用しなければならない。現在および将来の世代のために人間環境を擁護し向上させることは、人類にとって至上の目標、すなわち平和と、世界的な経済社会発展の基本的かつ確立した目標と相並び、かつ調和を保って追求されるべき目標となった。

### 2. 環境衛生週間

環境衛生週間は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が施行された9月24日を「清掃の日」、「浄化槽法」が施行された10月1日を「浄化槽の日」として、この間を「環境衛生週間」としています。1987年（昭和62年）に厚生省（現在は環境省に移管）が現在の期間を定めています。

この期間中、各行政機関が中心となり関係団体の協力を得て、ごみ減量や資源の循環的利用及び廃棄物の適正処理の推進、また、浄化槽の適正管理並びに合併処理浄化槽の普及促進に関する各種啓発活動を総合的に行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するものです。

本市では、企業、市民及び行政の協働作業のもと環境啓発事業を企画・立案、運営し、毎年10月に「都城市環境まつり」を開催し、事業者や地域コミュニティ、市民等への浸透と主体形成を図っています。

### 3. 都城市環境美化の日

本市では環境保全及び公衆衛生の向上を図り、より明るく、より美しく、より豊かな住みよいまちの実現を目指すため、毎年7月の第4日曜日を基準日とする「都城市環境美化の日」と設定し、市全域において市民総ぐるみで清掃、浄化、緑化、環境保全に関する啓発等の地域環境美化を推進しています。

なお、昭和62年度から「心豊かな子どもを育てる地域活動」の一環として小、中学校の児童、生徒もそれぞれの地域において美化活動に参加しています。

また、毎年11月の第2日曜日を県下一斉の「クリーンアップ宮崎」として設定し、居住地周辺の道路・公園・水辺等の環境美化活動を行っています。

**第49表 「都城市環境美化の日」実績**

年 度	25	26	27	28	29	30
参加戸数 (戸)	33,577	33,921	33,816	30,286	32,352	34,516
参加人数 (人)	37,697	40,883	40,329	32,933	38,431	44,879

(平成25年度から平成30年度まで)

**第50表 「クリーンアップ宮崎」実績**

年 度	25	26	27	28	29	30
参加戸数 (戸)	17,200	17,625	18,170	16,658	16,824	18,895
参加人数 (人)	20,124	20,956	26,192	17,354	18,076	19,094

(平成25年度から平成30年度まで)

### 4. クリーン作戦

私たちが毎日通る道路、また憩いと安らぎを与えてくれる公園、河川には、たくさんの空き缶やペットボトル等のポイ捨てごみが散乱し、環境を阻害しています。

本市では、毎年各団体等においていろいろなクリーン作戦が展開されており、大きな成果をあげています。大淀川の支流である年見川、柳河原川、横市川等の河川においてボランティア団体が多く、市民と河川の清掃に取り組まれています。

美しいまちをつくるために、私たち1人1人がもっと自分の周囲の環境に目を向けて、積極的に取り組んでいくことが望まれます。



## 第2節 廃棄物

### 1. 廃棄物の概要

私たちは、快適で文化的な生活を営むために、毎日たくさんの物品を消費し、廃棄物を出します。これらの廃棄物は、私たちの生活の場から速やかに取り除かれ、適切に処分されなければ、快適な生活環境を維持することはできません。また、生活水準の向上と共に、廃棄物の量も増え、また種類も複雑多様化してきているために、その処理に要する費用も大幅に増えています。

一方、増え続けている廃棄物の中には、古新聞、古雑誌、空き缶、ビン類等資源として再利用できるものも安易に出されています。

私たちが快適な環境と生活を維持していくには、一人ひとりがこれまでのライフスタイルを見直し、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を担い、相互共存のもと、廃棄物の減量化・再資源化を推進する取組が重要になってきます。

### 2. 廃棄物処理の現状

#### (1) 一般廃棄物

##### ① 廃棄物の処理

廃棄物の収集については、現在、可燃物は1週間に2回、不燃物は1～2週間に1回の間隔で行っています。なお、市内において排出された廃棄物の総排出量は第52表のとおりとなっています。

第51表 廃棄物の総排出量

年度	可燃物		不燃物		資源物		有害物	
	生活系 (t)	事業系 (t)	生活系 (t)	事業系 (t)	生活系 (t)	事業系 (t)	生活系 (t)	事業系 (t)
26	30,718	20,782	7,238	2,625	4,558	12,217	41	0
27	36,250	23,728	2,396	367	4,474	11,702	44	0
28	35,789	23,374	2,339	339	4,253	11,325	44	0
29	35,565	22,730	2,294	320	4,052	10,756	41	0
30	36,620	18,493	2,552	151	3,911	8,013	44	0

年度	危険物		埋立		合計 A	生活系	事業系
	生活系 (t)	事業系 (t)	生活系 (t)	事業系 (t)			
26	0	0	739	91	79,009	43,294	35,715
27	0	0	828	71	79,860	43,992	35,868
28	0	0	748	61	78,272	43,173	35,099
29	23	0	650	41	76,472	42,625	33,847
30	30	0	768	76	70,658	43,925	26,733

年度	人口	生活系	事業系	可燃+不燃 ( t, ※ g )
26	169,620	699	577	1,276
27	168,574	713	581	1,294
28	167,510	706	574	1,280
29	166,540	701	557	1,258
30	165,513	727	443	1,170

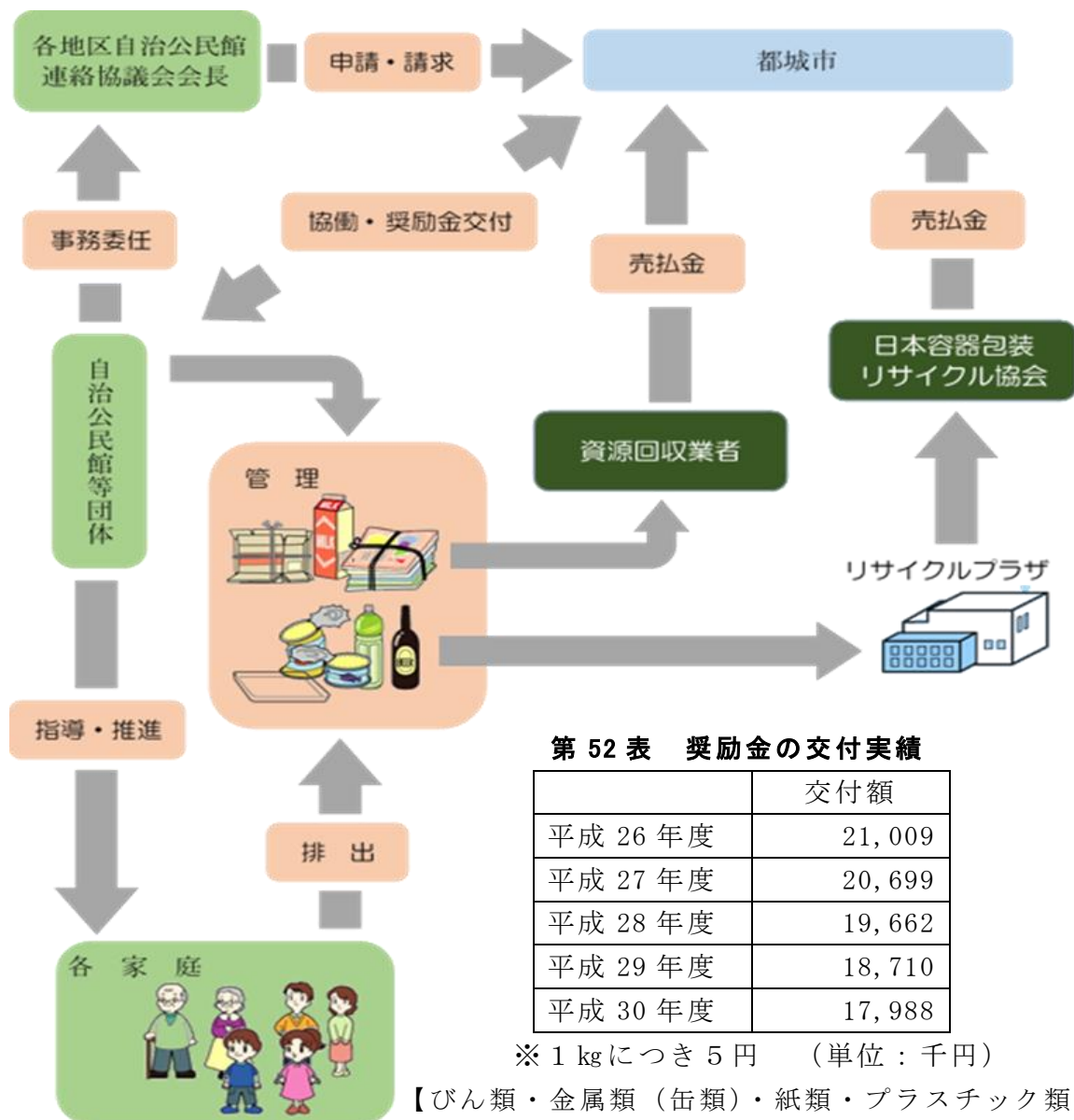
※ 都城市住民基本台帳人口（10月1日現在）

※ 1人1日あたりのごみ排出量（g）＝ごみ排出量（g）÷人口÷365日  
ただし、H27年度は366日

※ 四捨五入により合計欄の値と内訳が一致しない場合がある。

## (2) 都城市リサイクル事業

廃棄物の減量化及び再資源化を図るため、平成4年からリサイクル事業を進めています。また、市が実施するリサイクル事業の推進に協力する自治公民館及び市長が認める団体に対して、資源分別奨励金を交付しています。



第52表 奨励金の交付実績

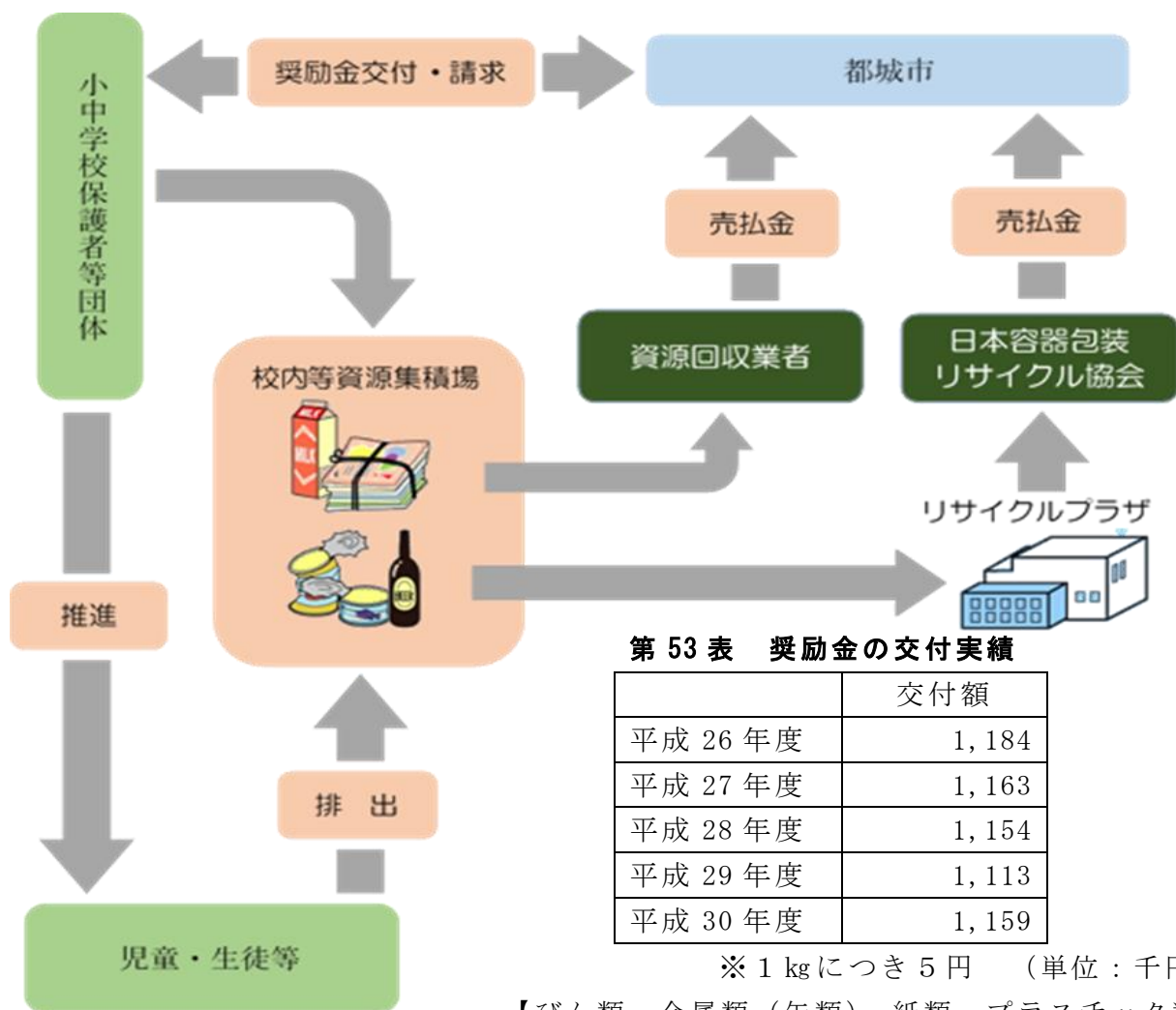
	交付額
平成26年度	21,009
平成27年度	20,699
平成28年度	19,662
平成29年度	18,710
平成30年度	17,988

※ 1kgにつき5円（単位：千円）

【びん類・金属類（缶類）・紙類・プラスチック類】

### (3) 校内団体資源回収事業

資源の再生利用と環境美化に対する園児、児童、生徒の意識高揚を図ることを目的として、平成3年7月から実施し、回収の量に応じて奨励金を交付しています。現在84団体（平成30年4月1日現在）が実施しています。



### 3. 廃棄物処理対策

#### (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律概要

##### ① 廃棄物処理法制定の意義

昭和45年に制定された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」で初めて産業廃棄物の概念が導入されました。それまでの清掃法では、公衆衛生を確保する観点から、廃棄物は家庭ごみを中心に市町村が責任をもって処理することとされていましたが、「廃棄物処理法」では、事業活動に伴って発生する一定の廃棄物が「産業廃棄物」に、それ以外のものが「一般廃棄物」に分類されました。

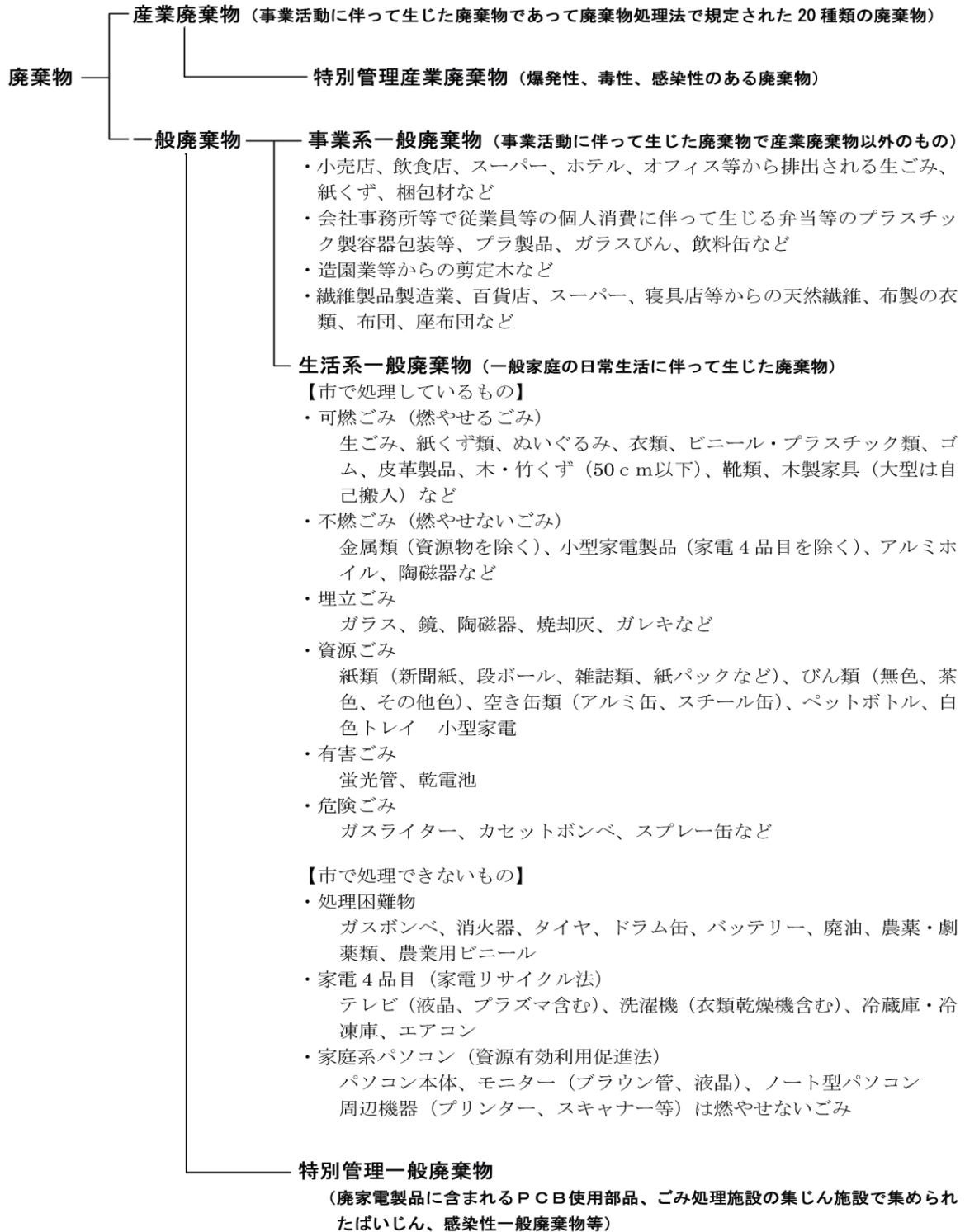
また、法の目的には「環境保全」が加わり、廃棄物処理業者の許可制度や処理基準など、現行制度の骨格となるような基準も導入されました。

##### ② 廃棄物とその区分

廃棄物とは、人間の活動によって発生する廃棄物、燃えがら、汚泥、糞尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物、又は不要物であって、固形状又は液状のものをいうと定義されています。

さらに廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に区分されます。  
 一般廃棄物は私たちの暮らしに伴って発生するし尿、ごみ(台所ごみ、空き缶、空ビンなど)、粗大ごみ(家具、電気製品など)で、産業廃棄物は、工場や事務などの事業活動に伴って発生するプラスチック、ビニール、廃油、廃酸などの20種類が指定されています。

## 第18図 廃棄物の分類



### ③ 廃棄物の処理責任

廃棄物処理法では、廃棄物の処理責任は、次のようにそれぞれ役割が明記され適正に処理することとされています。なお、土地、建物の占有者等は自己の所有し管理する土地、建物を清潔に保つよう義務づけられています。

国	廃棄物処理の技術開発促進及び地方公共団体に対する技術的財政的援助
都道府県	市町村に対する技術的援助及び産業廃棄物処理計画の策定並びに広域的処理に適するものの処理
市町村	一般廃棄物の処理 一般廃棄物の減量に関し、住民の自主的な活動の促進を図る。
市民	廃棄物の排出の抑制し、適正処理を行い、再生利用に努める。
事業者	減量化及び資源化に努め、自ら排出した廃棄物の適正処理
処理業者	許可・委託を受けた廃棄物の適正処理

### ④ 事業者による産業廃棄物の処理

廃棄物処理法の対象となる事業者は農林漁業、鉱業、建設業、製造業、卸小売業、サービス業等の事業活動により廃棄物を排出する事業者すべてをいい、法人、個人、営利、非営利を問わず広い範囲のものであります。事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理することや廃棄物の再生利用を行うことにより、その減量化及び適正処理困難化に対する対策等を講ずることなどが義務づけられています。

また、産業廃棄物を自ら運搬又は処分を行う場合は、政令で定める産業廃棄物収集、及び処分に関する基準に従わなければいけないようになっています。

## (2) 廃棄物対策事業

### ① 都城市リサイクル事業

ごみの減量化及び再資源化を図るため、4種10品目を対象に市内全域でリサイクル事業を実施しています。

なお、リサイクル事業の推進に協力する自治公民館及び市長が認める団体に対しは、資源の回収量に応じて資源分別奨励金を交付しています。

### ② 都城市校内資源回収事業

資源の再利用と環境美化に対する児童、生徒等の意識高揚を図るため、市内の学校等において、空き缶、牛乳パック、紙類、びん類、ペットボトル（一部の団体）の資源回収事業を実施しています。

### ③ 庁内リサイクル事業

市役所内から出る空き缶・空きビン・古紙等を回収し、資源の再利用運動を推しながら職員への意識の高揚を図っています。

### ④ 指定ごみ袋によるごみ排出

ごみに対する市民意識の高揚を図り、分別の徹底、廃棄物の発生制御、リサイクル

の推進、収集時の効率化や安全確保等を目的に、平成7年10月1日から指定ごみ袋によるごみ排出を実施しています。

### ⑤ 環境教育事業

市民が環境について関心を持つために、ごみの分別、河川浄化対策等について出前講座を行っています。

また、毎年開催している環境まつりは、志和池のリサイクルプラザ等を会場とし、環境に関する教室・イベントを通して、環境教育を行っています。

### (3) リサイクル事業の位置づけ

都城市におけるリサイクル事業は、単にごみ減量化及び再資源化のためのとらえかたではなく、人間が環境と共生していくために、人の考え方自体を変えていかねばならない大きな課題の中の一つの方策です

## 4. 一般廃棄物処理施設

### (1) 都城市一般廃棄物最終処分場

不燃物の埋立地として、昭和52年度より埋立をしてきました大岩田町の最終処分場は平成10年度で埋立終了しました。

平成11年度からは上水流町の管理型一般廃棄物最終処分場第1期分（埋立面積39,700㎡）で埋立をしていましたが、平成25年9月30日で終了しました。

第2期分（埋立面積18,000㎡）が平成25年10月1日から埋立を開始しています。

### 第54表 都城市一般廃棄物最終処分場の概要

所在地	都城市上水流町1784-1	
総敷地面積	246,000 m <sup>2</sup>	
	第1期	第2期
埋立面積	39,700 m <sup>2</sup>	18,000 m <sup>2</sup>
埋立容積	343,000 m <sup>3</sup>	137,000 m <sup>3</sup>
総事業費	3,793,757千円	642,700千円
供用開始	平成11年4月1日～	平成25年10月1日～
埋立終了	平成25年9月30日	令和6年終了予定
整備期間	H8年9月25日～H11年3月30日	H24年3月23日～H25年9月28日
埋立期間	平成11年 ～ 令和6年（予定）	

### (2) 都城市高崎一般廃棄物最終処分場

高崎一般廃棄物最終処分場は、旧4町で平成17年に整備され、平成18年の合併時に都城市に移管された施設です。本施設は、高崎町の中心部に近い位置にあり、従来のオープン型処分場ではなく、地域からの要望（埋立物の飛散、騒音、カラス被害防止

等)によりクローズドシステム処分場となっています。これにより環境管理も容易でクリーンなイメージが得られています。

**第55表 高崎一般廃棄物最終処分場の概要**

所在地	都城市高崎町大牟田2079-6
埋立面積	11,700 m <sup>2</sup> (埋立地Ⅰ 10,200 m <sup>2</sup> 、埋立地Ⅱ 1,500 m <sup>2</sup> )
埋立容積	77,700 m <sup>3</sup> (埋立地Ⅰ 68,400 m <sup>3</sup> 、埋立地Ⅱ 9,300 m <sup>3</sup> )
総事業費	3,201,921千円
整備期間	着工 平成15年7月31日～竣工 平成17年3月25日
供用開始	平成17年4月1日～埋立終了 令和2年3月末予定

**(3) 都城市クリーンセンター（一般廃棄物中間処理施設）**

郡元町の旧清掃工場の老朽化に伴い、平成27年3月から新たなごみ焼却施設となる都城市クリーンセンターが開所しました。

施設の特徴としては、それまで燃やせないごみとして埋立していたビニール類などを適正に焼却処理できるほか、ごみ焼却に伴い発生する熱エネルギーを回収して発電するサーマルリサイクルを行い、環境負荷の低減を図り、循環型社会の形成を推進する基幹的な役割を担っています。

**第56表 都城市クリーンセンターの概要**

所在地	都城市山田町山田7599番地5
敷地面積	25,870 m <sup>2</sup>
建物面積	4,334 m <sup>2</sup>
総事業費	8,849,452千円
整備期間	着工 平成22年9月16日～竣工 平成27年2月28日
施設能力	230 t / 日 (115 t / 24 h × 2 炉)
供用開始	平成27年3月1日～

**(4) 都城市リサイクルプラザ（一般廃棄物中間処理施設）**

都城市リサイクルプラザは、平成17年に「宮崎県ごみ処理広域化計画」に基づき、都城市及び三股町の資源ごみ及び不燃ごみ等から有価物等を選別し、再資源化（リサイクル）する設備として平成17年4月1日より供用開始しました。再生品の展示やごみに関する研修等を行う啓発設備（プラザ）をそなえ、地域のリサイクル活動の拠点となる施設です。

**第57表 都城市リサイクルプラザの概要**

所在地	都城市下水流町 4028-11
敷地面積	41,667 m <sup>2</sup>
延床面積	12,321 m <sup>2</sup> ※内訳 リサイクル処理棟 9,233 m <sup>2</sup> さいせい館 2,200 m <sup>2</sup> その他 888 m <sup>2</sup>
処理能力	76 t / 日 (5 h)
総事業費	3,526,826千円
整備期間	着工 平成15年7月31日～竣工 平成17年3月22日
供用開始	平成17年4月1日～

(5) し尿

① し尿及び浄化槽清掃汚泥の処理

し尿及び浄化槽清掃汚泥は、都城北諸地区清掃公社が市内全域を対象に収集を行い、都城市清浄館及び三股町衛生センターで処理しています。

平成30年度の処理状況は、一日平均173.94 klを収集し、両センターでし尿28.80kl(16.56%)、浄化槽清掃汚泥145.14 kl(83.44%)を処理しています。

**第58表 し尿及び浄化槽清掃汚泥の処理**

(単位：kl)

区分	収集量	処理内容	
		清浄館及び衛生センター	
		し尿	浄化槽汚泥
総量	63,489.83	10,511.75	52,978.08
1か月平均	5,290.82	875.98	4,414.84
1日平均 年間稼働(365日)	173.94	28.80	145.14
比率(%)	100.00	16.56	83.44

(平成30年度)

② し尿処理施設

都城市清浄館は平成4年1月着工し、平成6年5月竣工しました。処理方式は、し尿処理技術の中でも最も進んだ膜分離高負荷生物脱窒素処理方式を採用し、水質の安定化・浄化槽汚泥への対応、臭気への対策はもちろんのこと維持管理費の低減にも配慮しています。

三股町衛生センターは、旧1市3町の一部事務組合事業により三股町に建設しました。

1日60 klの処理を行っていましたが、施設の老朽化、また公害防止装置の整備が必要となり、昭和55年より3か年継続事業で新処理施設(処理能力110 kl/



日)を建設、昭和57年4月より処理を開始しています。三股町衛生センターでの都城市分の処理可能量は、1日50klです。

**第59表 し尿処理施設**

名 称	都城市清浄館	三股町衛生センター
所 在 地	都城市吉尾町2544-1	北諸県郡三股町蓼池744
運 転 開 始	平成6年5月	昭和57年4月
総 工 事 費	41億8千2百万円	12億7千3百万円
処 理 能 力	114 kl	110 kl
処 理 方 式	膜分離高負荷生物脱窒素処理方式	低希釈2段活性汚泥法 (高次処理)2段脱窒素法
敷 地 面 積	12,959 m <sup>2</sup>	11,015 m <sup>2</sup>
建 築 面 積	2,358 m <sup>2</sup>	1,242 m <sup>2</sup>

### 第3節 その他の環境保全対策

#### 1. 畜産に関する環境保全対策

##### (1) 畜産に関する苦情と発生原因

畜産に関する苦情は、水質汚濁、騒音、悪臭、害虫、廃棄物と多岐にわたる傾向にあります。

水質汚濁に関する苦情は、汚水処理施設の故障、施設内の雨水分離不十分などによる汚水の流出に対してのものです。騒音に関する苦情は、家畜の鳴き声などです。悪臭に関する苦情は、畜舎の管理不適切、家畜糞尿の農地への散布後の未耕運、堆肥の野積みなどによる悪臭の発生に対して寄せられたものです。また、害虫に関する苦情の場合は、生糞の野積み、畜舎の管理不十分などによるハエの大量発生に対してのものです。廃棄物に関する苦情は、廃プラの不適切な処分等に対してのものです。その他に関する苦情は、畜産等で今後起こりうる悪臭などについての不安を訴えられるものなどです。

##### (2) 畜産の環境保全に関する取組

第62表のとおり、本市の畜産経営は、農家戸数が年々減少し、高齢化が進んでおり、担い手不足が懸念されています。また、畜種によっては規模拡大により1戸あたりの飼養頭数が増えています。

第60表 畜産農家戸数及び主要家畜頭羽数推移

年度	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏		ブロイラー	
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	羽数(千)	戸数	羽数(千)
20	162	7,907	2,301	68,678	184	398,804	16	463	147	7,187
21	152	9,154	2,013	69,373	151	442,175	17	446	148	7,504
22	150	7,585	1,874	68,096	134	411,983	15	357	118	7,242
23	147	7,882	1,887	65,104	132	401,000	16	374	117	7,206
24	142	8,452	1,773	60,231	119	380,270	16	349	117	7,345
25	136	8,310	1,657	55,190	111	376,344	15	306	117	7,329
26	134	8,038	1,561	58,994	101	369,347	15	305	123	7,494
27	132	8,223	1,447	57,060	96	389,761	13	325	123	7,661
28	126	8,085	1,368	57,039	91	372,798	13	469	123	7,720
29	119	7,299	1,349	57,698	85	389,129	22	471	122	7,930
30	116	7,274	1,290	56,893	77	388,237	18	470	126	7,919

(注) 各年度2月1日現在。

平成 11 年 11 月から施行された「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」にあわせて、堆肥舎の整備や耕畜連携により、家畜排せつ物を有機肥料として活用しています。また、浄化処理施設を整備し、適正な処理水を放流するなど河川浄化にも取り組んでいます。

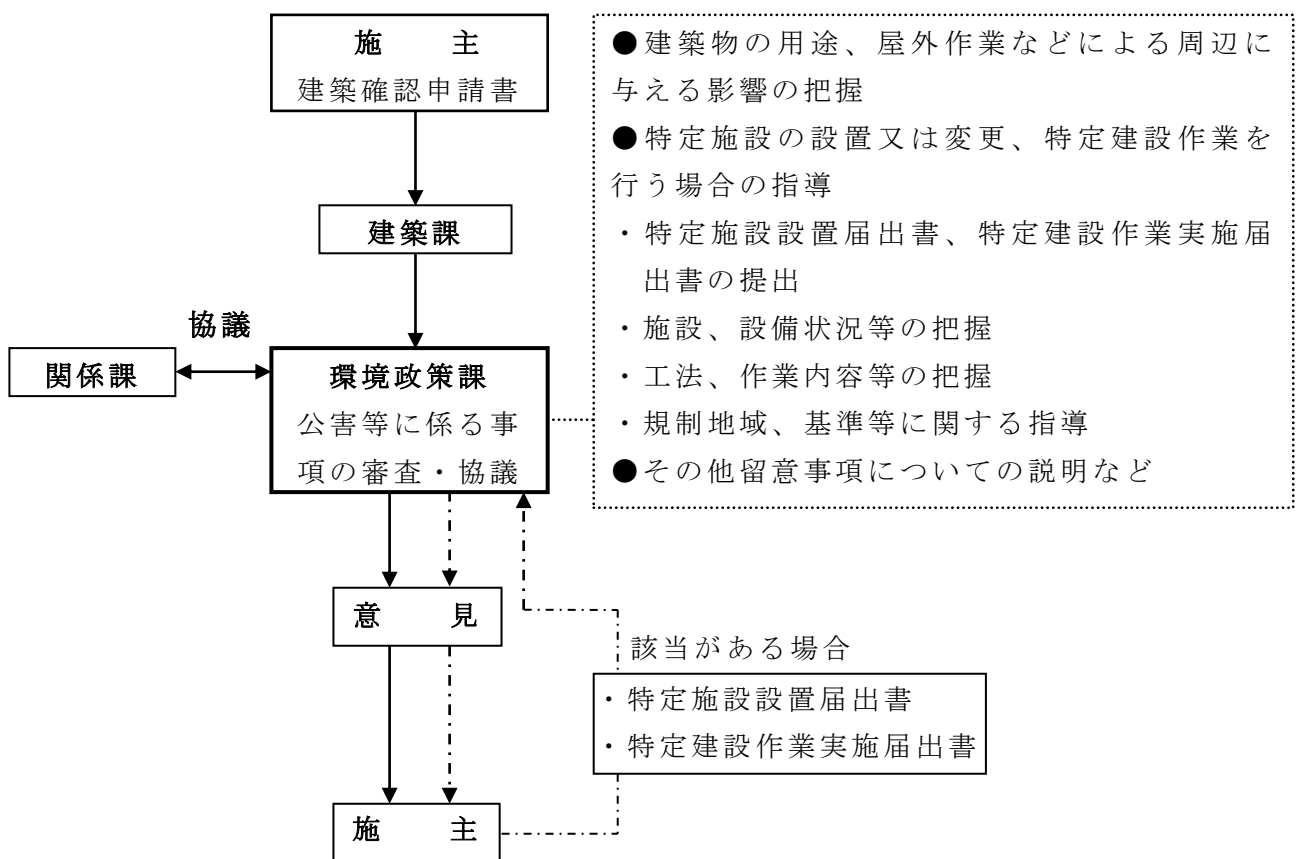
一部では、畜ふんを利用したバイオマス発電も行われています。

## 2. 建築及び開発行為に対する審査・協議

本市では、建築物の建設に伴う苦情や周辺環境の悪化を防止するために、1戸建住宅以外の全ての建築物の建築確認申請時に排水、騒音、振動、廃棄物等に係る事項について指導を行っています。

なお、これとあわせて騒音規制法、振動規制法、都城市環境保全条例で規定する特定施設の設置計画がある場合は、特定施設設置届出書の提出を求め、騒音や振動の防止対策について、審査・協議を行っています。

また、杭打などの特定建設作業にあたる工事を行う場合は、作業を行う7日前までに特定建設作業実施届出書を提出する必要があります。



## 3. 空き家・空き地等の敷地管理

近年、敷地管理に関する苦情が増えています。主に雑草繁茂や樹木の越境関係が多く、平成 28 年度は 462 件、29 年度は 464 件、30 年度は 467 件の苦情が寄せられています。

空き家・空き地などを放置しますと、倒壊の恐れや、雑草繁茂による弊害として廃棄物の格好の捨て場になる場合があります。また、夏期には害虫の発生、冬期には枯れ草

による火災の発生源ともなり、生活環境を悪化させる場合があります。さらには、隣人間のトラブルの原因ともなりかねません。

空き家・空き地などの管理については、都城市環境保全条例に基づき、適切な管理を行うよう「広報都城」等で啓発を行っています。更に、苦情が伴うものについては、所有者等に連絡し、適正管理についてお願いしています。

また、空き家については、建築課と連携して対処しています。

#### 4. 砂利採取に伴う事前指導

砂利の採取には「砂利採取法」に基づいて規制が行われており、知事の許可を必要とします。本市では、採取に伴う廃土石の流失、地下水の汚濁、土石運搬に伴う粉じん発生などの環境汚染に対応するために、事業者には採取計画書の提出を求め、事前指導を行っています。

**第 61 表 砂利採取に伴う公害に関する意見書交付状況**

年 度	18	19	20	21	22	23	24
砂利採取 (件)	4	3	2	4	1	3	6
年 度	25	26	27	28	29	30	
砂利採取 (件)	9	1	2	4	3	0	

#### 5. 風水害に伴う床上、床下浸水箇所の消毒作業

市民が健康で文化的な生活を営むためには、生活環境の整備を図っていくことが必要です。

本市では、台風や集中豪雨等で発生した床上・床下浸水箇所について消毒作業を実施しています。

**第 62 表 年度別消毒作業実施件数**

年 度	20	21	22	23	24	25
消毒件数 (件)	0	0	62	104	101	1
年 度	26	27	28	29	30	
消毒件数 (件)	0	0	83	0	30	

## 6. 狂犬病予防事業

狂犬病予防法に基づく犬の登録と狂犬病予防注射を市内の自治公民館等を循環し実施しています。実施時期は、4～6月（定期）です。

**第 63 表 犬の登録頭数**

年 度	20	21	22	23	24	25
頭 数	1,012	858	817	778	683	626
年 度	26	27	28	29	30	
頭 数	634	610	620	560	610	

（注）但し、再交付は除く。

**第 64 表 狂犬病予防注射実施頭数**

年 度	20	21	22	23	24	25
頭 数	8,746	8,551	7,669	7,882	7,761	7,575
年 度	26	27	28	29	30	
頭 数	7,351	7,013	6,937	6,664	6,574	

（注）狂犬病予防法に基づき3月2日から翌年3月1日に行った注射実施件数を単年度実績とする。

## 7. ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法においては、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（PCDD）及びポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）を「ダイオキシン類」と定義しています。

本市では、このダイオキシン類についての測定を実施しています。測定地点及び測定結果については表 67 のとおりとなっています。

第 65 表 平成 30 年度の測定結果

調査項目	地点	測定月	調査結果	単位
大気	こども発達センター	9月	0.007	pg-TEQ/m <sup>3</sup> ※
		1月	0.029	
	大岩田市民広場	9月	0.008	
		1月	0.018	
土壌	大岩田市民広場	12月	0.18	pg-TEQ/g
環境水	大淀川（乙房橋）	12月	0.063	pg-TEQ/l

※pg（ピコグラム）・・・ $10^{-12}$ g（1兆分の1グラム）

TEQ（毒性等量）・・・ダイオキシン類は種類によって毒性が大きく異なるので、毒性を評価する時に、2,3,7,8-TCDDの毒性を1として、他のダイオキシンの毒性の強さを換算して評価したもの。

ダイオキシン類対策特別措置法では、施策の基本とすべき基準として、耐容一日摂取量（TDI）と、環境基準を定めています。

耐容一日摂取量（TDI）・・・ダイオキシン類を人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼす恐れがない1日当たりの摂取量。人の体重1kg当たり4pgと設定されています（4pg-TEQ/kg/日）。

環境基準	大気・・・年平均値	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
	水質・・・年平均値	1 pg-TEQ/l 以下
	底質・・・	150 pg-TEQ/g 以下
	土壌・・・	1,000 pg-TEQ/g 以下 250 pg-TEQ/g（調査指標）

土壌にあつては、調査指標以上の場合には必要な調査を実施することとしています。

注：土壌中のダイオキシン類の調査の進め方については、環境省「ダイオキシン類に係る土壌調測定マニュアル」参照。

## 第4節 公害防止協定

### 1. 公害防止協定の締結状況

公害防止協定は、地域に進出しようとする企業あるいは既に操業している企業と、地方公共団体あるいは住民団体とが、公害の防止を目的として締結するもので、法や条例による措置規制を補完するものです。

協定では、大気、水質、騒音、振動、悪臭等の規制基準の設定と公害防止技術の開発や操業による公害発生の未然防止に努めるとともに、廃棄物の適正処理や工場緑化等、総合的な環境保全対策について定めています。

第66表 業種別公害防止協定締結状況

	業 種	協定書締結件数
1	製造業	24 件
2	養豚施設	43 件
3	養牛施設	64 件
4	養鶏施設	9 件
5	食肉加工業	6 件
6	食品加工業	6 件
7	化製場	5 件
8	廃棄物処理業（処分場）	16 件
9	運輸・流通業	9 件
10	その他	27 件
計		209 件

（令和元年 11 月 30 日現在）

## 第5節 融資制度等

公害防止関係の融資制度等について、主なものは下表のとおりです。

なお、これらの融資制度等の対象、条件、申込手続き等については、それぞれ表中の問合せ先までご連絡ください（内容等が変更になっている場合があります。）。

**第67表 貸付金融機関等一覧（主なもの）**

貸付金融機関等		融資制度等の種類	問い合わせ（TEL）
政 府 系 金 融 機 関	日本政策金融公庫 （中小企業事業）	○環境・エネルギー対策貸付	中小企業事業 宮崎支店 0985-24-4214
	日本政策金融公庫 （国民生活事業）	○環境・エネルギー対策貸付	国民生活事業 宮崎支店 0985-23-3274
	日本政策金融公庫 （農林水産事業）	○畜産経営環境調和推進資金 ○経営体育成強化資金 ○農業経営基盤強化資金 ○振興山村・過疎地域経営改善資金 ○農林水産業に特化した融資 （再生エネルギー等）	農林水産事業 宮崎支店 0985-29-6811
	中小企業基盤整備機構	○中小企業高度化資金 （集団化、共同施設等）	中小機構東京 高度化事業部高度化 事業企画課 03-5470-1528 宮崎県商工政策課 経営金融支援室 0985-26-7097
県 の 制 度 等	中小企業融資制度	○みやざき成長産業育成貸付	宮崎県商工政策課 金融対策室 0985-26-7097
	小規模企業者等設備導入資金等	○みやざき施設資金貸付制度	公財）宮崎県産業振興機構 0985-74-3850
	農業近代化資金	○建構築物造成資金「1号資金」	宮崎県営農支援課 0985-26-7131
	畜産環境整備リース事業	○畜産環境対策リース事業	宮崎県畜産課 0985-26-7139
都 城 市	都城市公害防止施設資金 利子補給制度	○日本政策金融公庫の公害防止に係る資金 ○宮崎県中小企業融資制度の公害防止に係る貸付	都城市商業観光課 0986-23-2983

（令和元年11月30日現在）





# 都城市の環境

## (資料編)

令和2年3月

都城市環境森林部環境政策課

# 資料編

1. 環境法の体系
2. 本県の環境関係行政組織
3. 公害用語の解説

## ※関係条例

都城市環境基本条例

都城市河川をきれいにする条例

都城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

都城市環境保全条例

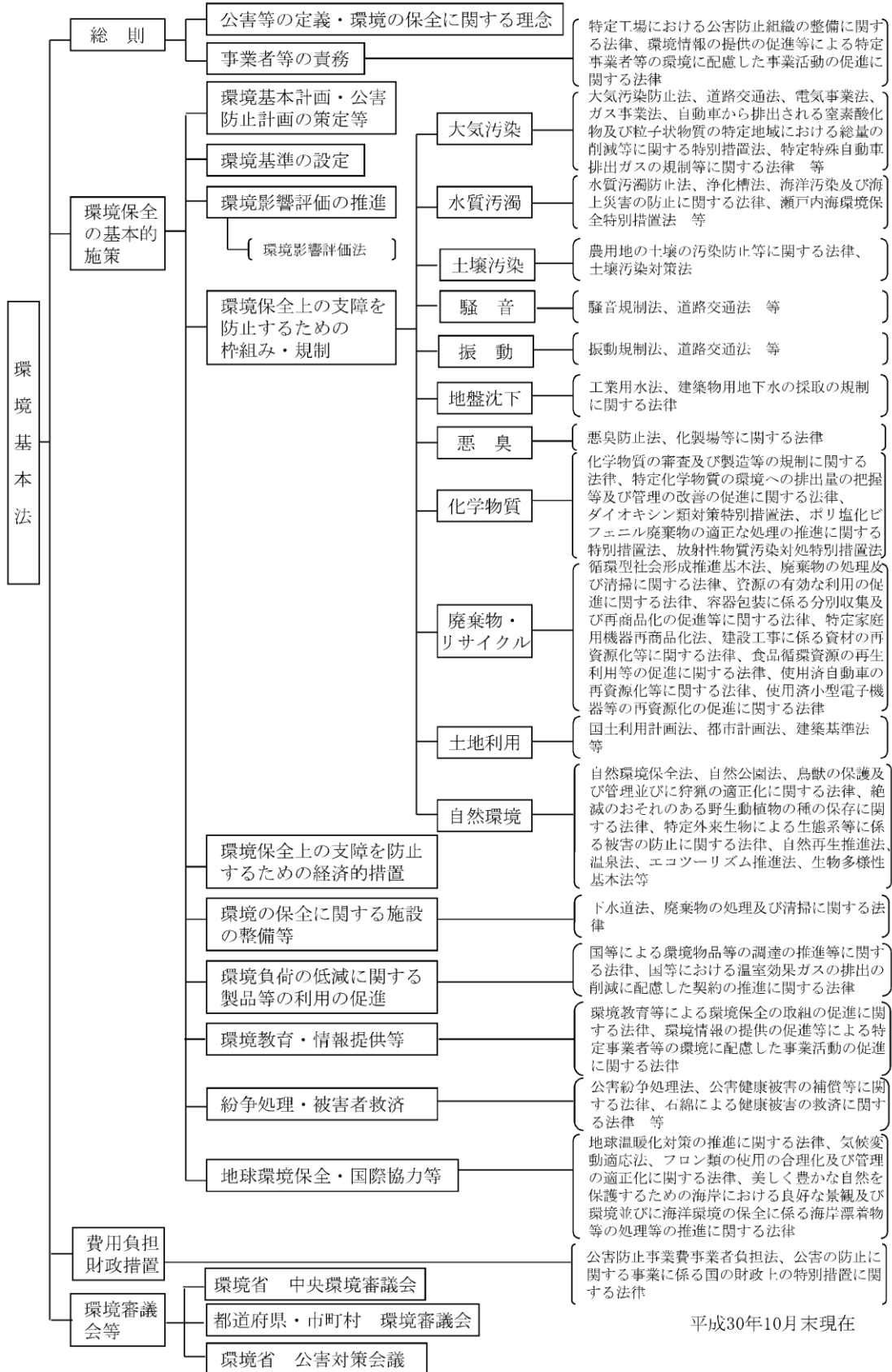
## ※実施・交付要綱

都城市リサイクル事業

都城市校内資源回収実施団体奨励金



図1 環境法の体系

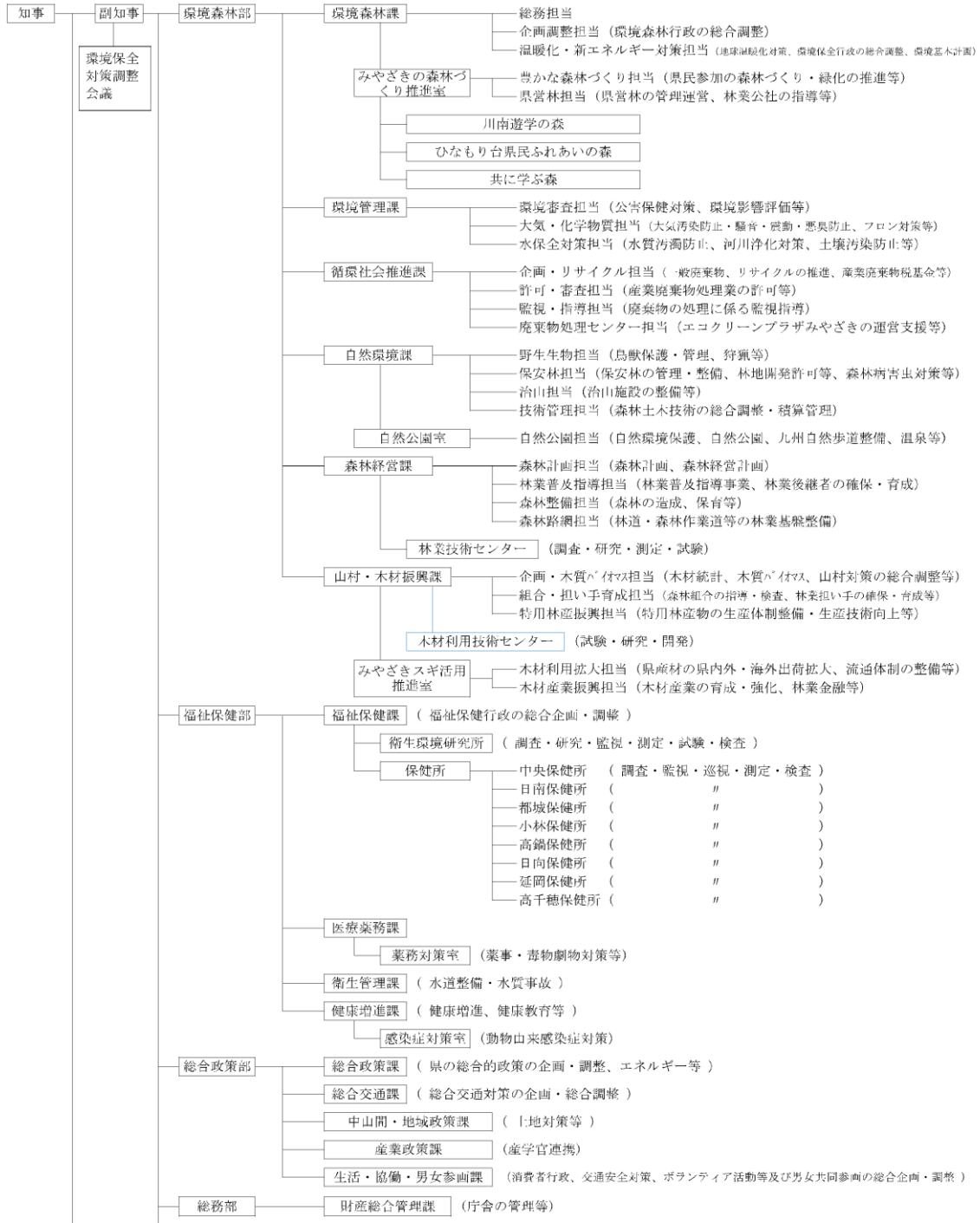


平成30年10月末現在

2 本県の環境関係行政組織  
 (1) 県の環境関係行政組織

(平成30年4月現在)

- <附属機関>
- ・環境審議会 (環境保全の基本的事項の審議機関)
  - ・自然環境保全審議会 (自然環境の保全に関する重要事項の審議機関)
  - ・公害審査会 (公害紛争処理機関)
  - ・公害健康被害認定審査会 (公害健康被害者の認定等の審査機関)
  - ・環境影響評価専門委員会 (法及び条例に基づく環境影響評価に関する技術的事項の調査審議機関)
  - ・森林審議会 (法に基づく地域森林計画の樹立等に関する諮問機関)





### 3. 公害用語の解説

(あ)

#### ISO14001

国際標準化機構（ISO）で測定した環境マネジメントに関する一連の国際規格である ISO14000 シリーズの中で、中核をなす規格です。ISO14001 には、企業活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善を実施する仕組みが継続的に改善されるシステム（環境マネジメントシステム）を構築するための要求事項が規定されています。ISO14001 に基づき環境配慮へ自主的・積極的に取り組んでいることを示すことが可能になります。

#### 亜鉛（Zn）

主に亜鉛メッキ、黄銅、ダイキャストなどの原料として使われ、鉱山廃水、これらの金属を取扱う工場の排水から検出されます。毒性は比較的弱く、中毒例としては、亜鉛 5～6mg/L を含む水を飲用して腹痛、嘔吐を起こした例があります。飲料水の許容量は、1mg/L 以下で、排水基準は 5mg/L です。

#### 赤潮

海中のプランクトンが異常増殖し、海水が赤褐色を呈する現象です。発生のメカニズムは完全に究明されていませんが、海洋沿岸や河川の注ぐ湾内に、しかも雨後に強い日射と海面の静かな日が続くときに発生しやすくなっています。海水中の窒素、燐等の栄養塩類濃度、自然条件の諸要因が相互に関連して発生すると考えられています。魚介類に対する被害の要因として、①赤潮プランクトンが魚介類のえらに詰って窒息する。②赤潮プランクトンの細胞分解のため海水中の DO が欠乏する。③有毒物が赤潮プランクトンにより生産排出される。④細菌が増殖する。などの諸説があります。

#### 悪臭物質

悪臭防止法では、現在次の 22 物質を悪臭物質として定めています。

- (1) アンモニア ( $\text{NH}_3$ ) ……刺激臭、し尿臭
- (2) メチルメルカプタン ( $\text{CH}_3\text{-SH}$ ) ……タマネギの腐敗臭
- (3) 硫化水素 ( $\text{H}_2\text{S}$ ) ……卵の腐敗臭
- (4) 硫化メチル ( $(\text{CH}_3)_2\text{S}$ ) ……キャベツの腐敗臭
- (5) トリエチルアミン ( $(\text{CH}_3)_3\text{N}$ ) ……魚の腐敗臭
- (6) 二硫化メチル ( $\text{CH}_3\text{-S-S-CH}_3$ ) ……ニンニクの腐敗臭
- (7) アセトアルデヒド ( $\text{CH}_3\text{CHO}$ ) ……刺激臭、し尿臭
- (8) スチレン ( $\text{C}_6\text{H}_5\text{-CH=CH}_2$ ) ……ポリエチレンなどの加工臭
- (9) プロピオン酸 ( $\text{CH}_3\text{CH}_2\text{COOH}$ ) ……すっぱいような刺激臭
- (10) ノルマル酪酸 ( $\text{CH}_3(\text{CH}_2)_2\text{COOH}$ ) ……汗臭
- (11) ノルマル吉草酸 ( $\text{CH}_3(\text{CH}_2)_3\text{COOH}$ ) ……むれたくつ下臭
- (12) イソ吉草酸 ( $(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{COOH}$ ) ……むれたくつ下臭
- (13) トルエン ( $\text{C}_6\text{H}_5\text{CH}_3$ ) ……ガソリンのような臭い
- (14) キシレン ( $\text{C}_6\text{H}_4(\text{CH}_3)_2$ ) ……ガソリンのような臭い
- (15) 酢酸エチル ( $\text{CH}_3\text{CO}_2\text{C}_2\text{H}_5$ ) ……刺激的なシンナーのような臭い
- (16) メチルイソブチルケトン ( $\text{CH}_3\text{COCH}_2\text{CH}(\text{CH}_3)_2$ ) ……刺激的なシンナーのような臭い
- (17) イソブタノール ( $(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{OH}$ ) ……刺激的な発酵した臭い
- (18) プロピオンアルデヒド ( $\text{CH}_3\text{CH}_2\text{CHO}$ ) ……刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い
- (19) ノルマルブチルアルデヒド ( $\text{CH}_3(\text{CH}_2)_2\text{CHO}$ ) ……刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い
- (20) イソブチルアルデヒド ( $(\text{CH}_3)_2\text{CHCHO}$ ) ……刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い
- (21) ノルマルパレルアルデヒド ( $\text{CH}_3(\text{CH}_2)_3\text{CHO}$ ) ……むせるような甘酸っぱい焦げた臭い
- (22) イソパレルアルデヒド ( $(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{CHO}$ ) ……むせるような甘酸っぱい焦げた臭い

#### アジェンダ 21

各国政府及び各国国際機関が、21 世紀に向け、持続可能な開発を実現するために実行すべき行動計画のことです。大気保全、森林、砂漠化、生物多様性、淡水資源、海洋保護、廃棄物等の具体的な問題についてプログラムを示すとともに、その実施のための資金メカニズム、技術移転、国際機構、国際法の在り方等についても規定している。

#### アセスメント (assessment)

査定。評価（環境影響評価の項参照）。

#### アルキル水銀（R-Hg）

有機水銀の一つで、この中に含まれているメチル水銀、エチル水銀は人間の神経をおかします。また、水俣病の原因とされており、アルキル水銀を含む魚介類を長期に摂取すると慢性中毒になり、知覚・聴力・言語障害・視野狭窄・手足のまひなどの中枢神経障害を起こし、死亡する場合があります。



### アルファ線（ $\alpha$ 線）

ある種の放射性物質から放出される放射線の一種で、ヘリウム（ ${}^4\text{He}$ ）の原子核の流れであり、物質の透過力は弱く、タバコの銀紙ぐらいで止められています。

### アンモニア（ $\text{NH}_3$ ）

特有の刺激臭のある無色の気体で、圧縮することによって常温でも容易に液化します。粘膜刺激、呼吸器刺激、腐食性があり、眼に入ると結膜浮腫等を起こします。悪臭物質としての主な発生源は、畜産農業、鶏糞乾燥場です。

### アンモニウム体窒素（ $\text{NH}_4\text{-N}$ ）

アンモニウム体窒素が多過ぎると、稲の生育障害をきたし、また、浄水処理においては塩素滅菌の効果が低下する等の問題が生じます。

### 硫黄酸化物（ $\text{SO}_x$ ）

二酸化硫黄（ $\text{SO}_2$ 、亜硫酸ガスともいいます。）、三酸化硫黄（ $\text{SO}_3$ 、無水硫酸ともいいます。）など、硫黄の酸化物の総称で、硫黄分を含む燃料の燃焼等に伴い発生します。

硫黄酸化物は、それ自体有害ですし、環境大気中では他の汚染物質と共存することによって人間や動植物に影響を与えます。特に、環境での人間に対する影響としては、いわゆる「ぜんそく」を引き起こす等呼吸器への影響が顕著です。

### 閾値（いきち）

その値以下では地域住民の健康上に悪い影響が起こらない値をいいます。

この閾値は、世界保健機構（WHO）が1963年に行った「大気性状の判定条件と大気汚染の測定法」のためのシンポジウムの中で報告された大気汚染判定の4つのレベルの第1レベル〔その値又はそれ以下の値であれば現在までの知見では直接又は間接の影響（反射又は適応、あるいは防御反応の変化を含めて）が観察されなかった濃度と暴露時間〕に相当するものです。

### 一酸化炭素（ $\text{CO}$ ）

炭素又は炭素化合物の不完全燃焼によって発生します。一般には、燃料の不完全燃焼によって発生しますが、都市における最大の発生源は、自動車の排出ガスです。一酸化炭素は、血中ヘモグロビンと結合して、血液の酸素輸送を阻害します。

### 移動汚染源

移動しながら汚染物質を排出するものをいいます。例えば、自動車は移動しながら排出ガスによって大気を汚染し、騒音を発生し、騒音公害を引き起こしています。航空機も同様です。

これに対し、工場や事業場は固定された位置で汚染物質を排出しているため、固定汚染源と呼ばれます。

### 上乗せ基準

ばい煙や事業場排水等の排出の規制に関して都道府県が条例で定める基準であって、国が定める基準より厳しいものをいいます。

### 栄養塩類

富栄養化の一つの指標物質で、藻類その他の水生植物が増殖をもたらすための必要な各種元素です。藻類その他水生植物が要求する物質として、窒素、リン、硫黄、マグネシウム、鉄等の物質がありますが、藻類生産を制限しやすい物質、すなわち窒素、リン（藻類増殖の最小律）が富栄養化の栄養塩とされています。

### SS（浮遊物質）

粒径2mm以下の水に溶けない懸濁性の物質をいいます。水の濁りの原因となるもので、魚類のエラをふさいで死なせたり、日光の透過を妨げることによって水生植物の光合成作用を妨害するなどの有害作用があります。また、有機性浮遊物質の場合は、河床に堆積して腐敗するため、底質を悪化させます。

### オゾン（ $\text{O}_3$ ）

酸素の同素体で、大気中の酸素が紫外線、雷等によって反応し、生成します。オゾンは、有機物の酸化分解や漂白剤として利用される物質で、光化学スモッグに関連し、粘膜を刺激したり、植物被害、ゴムの劣化を起こす汚染物質として注目されています。また、生物に有害な紫外線（280～320nm）を吸収する性質があり、高層大気中に形成されたオゾン層は、地球上の生命を保護する役割を果たしています。近年、フロンによるオゾン層破壊の影響が懸念されています。

### オゾン層の保護のためのウィーン条約（ウィーン条約）

オゾン層の保護のため、国連環境計画（UNEP）を中心として国際的な対策の枠組みが検討され、1985年3月に採択された条約です。ウィーン条約と略称されます。国際的に協調してオゾン層やオゾン層を破壊する物質について研究を進めること、各国が適切と考える対策を行うこと等を定めています。

### オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書

ウィーン条約に基づき、オゾン層を破壊する物質の削減スケジュール等の具体的な規制措置等を定めたものです。1987年に採択され、1990年、1992年、1995年、1997年及び1999年の5度にわたって、規制強化のための改正等が行われてきました。

### 汚濁負荷量

大気や水などの環境に排出される硫黄酸化物、BOD等の汚濁物質の量です。一定期間における汚濁物質の濃度と、これを含む排出ガス量や排水量等との積で表されます。

## 汚泥

工場排水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のものであって、有機質の多分に混入した泥水を指すのではなく、有機性及び無機性のものすべてを含むものです。

## 温室効果ガス

地球の表面温度は、太陽から流れ込む日射エネルギーと、地球自体が宇宙に向けて出す熱放射とのバランスによって定まります。太陽から流入する日射については、ほとんどが可視光及び赤外線であり、大気を素通りして地表面で吸収されます。日射によって加熱された地表面は赤外線の熱放射をしますが、大気中には赤外線を吸収する「温室効果ガス」といわれるガスがあり、地表面からの熱をいったん吸収してしまいます。温室効果ガスを含む大気によって吸収された熱の一部は地表面に下向きに放射され、一部は大気上層に上向きに放射されます。このように、日射に加えて大気からの下向きの放射による加熱があるため、地表面はより高い温度となります。この効果を「温室効果」といいます。京都議定書では、二酸化炭素（ $\text{CO}_2$ ）、メタン（ $\text{CH}_4$ ）、一酸化二窒素（ $\text{N}_2\text{O}$ ）、ハイドロフルオロカーボン（ $\text{HFC}$ ）、パーフルオロカーボン（ $\text{PFC}$ ）、六フッ化硫黄（ $\text{SF}_6$ ）の6物質が、温室効果ガスとして削減対象とされています。

----- (か) -----

## 活性汚泥法

有機性汚水に空気を吹き込むと、その汚水に適した好気性の微生物が繁殖し、フロックを形成するようになります。通気を止めると、フロックは急速に沈降し、透明な処理水が得られます。このフロック状のスラッジは、汚水中のコロイド状あるいは溶解性の有機物を吸着し、酸化分解します。この現象と作用を利用して汚水を好氣的に浄化する方法を、活性汚泥法といいます。

## 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

家庭や事業所から排出される特定家庭用機器廃棄物のリサイクルシステムを確立するため、消費者が収集・運搬及び再商品化のための料金を負担し、小売業者は消費者から引き取り、製造業者等へ引き渡す義務を負い、製造業者等は再商品化等（リサイクル）する義務を果たすことを基本とし、このシステムの整備により、特定家庭用機器の効果的なリサイクルと廃棄物の減量化を図ることを目的とする法律です。

## カドミウム（Cd）

銀白色の軟らかい金属で、亜鉛とともに産出されます。メッキや溶けやすい合金の原料として用いられるほか、硫化物は、黄色顔料や塗料として使用されます。慢性中毒になると腎臓障害、骨変化を起こすなど、イタイイタイ病の一要因として注目されました。

## カレット

びんやガラスを細かく砕いたかけらで、溶かして再び、びんや板ガラス、グラスファイバーなどの製品を作るための原料となります。

## 環境影響評価（環境アセスメント）

開発事業を行う前に、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自身が調査、予測又は評価を行い、その結果を公表して地域の人々の意見を聴き、環境保全のため適切な対策を講じようとする制度です。

## 環境影響評価書

環境影響評価手続で作成する文書です。環境影響評価書（評価書）は、外部手続により地域の環境情報を補完しつつ、事業者自らが環境影響評価を実施した結果をとりまとめた文書です。

## 環境影響評価準備書

環境影響評価手続きで作成する文書です。事業者は、環境影響評価方法書（方法書）に対する意見を勘案・配慮して環境影響評価の項目等を選定し、環境影響評価を実施します。環境影響評価準備書（準備書）は、この「環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として」作成する文書です。

## 環境影響評価方法書

環境影響評価手続で作成する文書です。環境影響評価方法書（方法書）は、「対象事業に係る環境影響評価（調査、予測、評価）を行う方法」の案について、環境の保全の見地からの意見を求めるために作成します。

## 環境活動評価プログラム

二酸化炭素や廃棄物などの環境負荷の状況と環境保全の取組の状況についての自己評価の手法を示すとともに、その結果をもとにした環境行動計画づくりの方法を示すことにより、中小規模の事業者を含む幅広い事業者を対象に、環境保全の取組を広げていこうとするものです。平成8年9月に環境庁が策定し、平成11年9月に改訂しました。

## 環境管理計画

地方公共団体が、大気、水質、自然環境などを将来にわたって守り、適切に利用していくために策定する計画です。この計画には、望ましい地域環境のあり方を実現するための基本的な方策、その方策を具体化する手順などが示されます。

## 環境基準

環境基本法は、「環境基準とは、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定義しています。環境基準は行政上の目標基準であり、直接に工場等を規制するための規制基準とは異なります。

## 環境基本法

平成5年に制定、施行された環境に関する分野について国の政策の基本的な方向を示した法律で、具体的には、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めています。

## 環境月間

昭和47年6月にスウェーデンのストックホルムで開催された国連人間環境会議において、「人間環境の擁護、向上は人類の至上の目標である」として、「人間環境宣言」が採択され、環境問題が世界共通の重要な問題として認識されることとなりました。これを記念して、国連では、6月5日を「世界環境デー」として、毎年この日に国際的な活動を行うことになりました。

我が国では、昭和48年から6月5日を初日とする「環境週間」を設け、環境問題に対する各種行事を実施しています。

平成3年度は、環境庁創設20周年に当たることから、「日本の環境20年と'92国連環境と開発に関する国連会議に向けて」という認識の下、6月を環境月間として位置づけ、諸行事を展開しました。さらに、平成4年度以降も、6月は環境月間として定着しています。

## 環境の日

平成5年11月に公布施行された環境基本法に基づき、6月5日を「環境の日」としました。「環境の日」は、事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるために設けられました。

## 環境負荷

人が環境に与える負担のことです。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含まれます。環境基本法では、環境への負荷を、「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の文障となるおそれのあるものをいう。」としています。

## 環境ホルモン（外因性内分泌攪乱化学物質）

現在、一部の野生生物に、オスのメス化やその逆の現象が起こっていることが指摘されています。また、人の精子の数が減少しているのではないかと報告もなされています。これらの原因物質でないかと疑われている一部の化学物質が、「環境ホルモン」と呼ばれています。環境省によれば、「環境ホルモン」とは、動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質であるとされています。

## 環境マネジメントシステム

事業者等が環境に関する方針を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための体制、手続きであり、国際標準化機構（ISO）が発行したISO14001に基づくものや、EUのEMASに基づくものが代表的な事例です。ISO14001に基づく環境マネジメントシステムは、経営層が策定した環境方針に沿って、PDCAリサイクル（Plan→Do→Check→Action）を繰り返すことにより、環境の継続的な改善を図っていくものであり、規格を遵守していることについて、外部機関による第三者認証、自己宣言等を行うことができます。

## 環境容量

環境には、排出された環境汚染物質が環境の浄化作用によって浄化しうる限界があるものとし、その限界を環境容量あるいは環境受容能力といいます。また、環境基準と同じ意味で使われることもあります。

## ガンマ線（ $\gamma$ 線）

放射性元素から出る電磁波です。 $\gamma$ 線は物質を透過する力が $\alpha$ 線や $\beta$ 線に比べて強いので、原子力発電所では厚いコンクリートで原子炉を囲い、 $\gamma$ 線が外へ出ないようにしてあります。

## 気候変動に関する政府間パネル（IPCC：intergovernmental Panel Climate Change）

各国が政府の資格で参加し、地球の温暖化問題について議論を行う公式の場として、UNEP（国連環境計画）とWMO（世界気象機関）の共催により1988年11月に設置されました。温暖化に関する科学的な知見、温暖化の環境的・社会経済的影響の評価、今後の対策のあり方について検討しています。

## 気候変動に関する国際連合枠組条約（気候変動枠組条約）

地球の気候系に対し危険な人為的干渉を及ぼすことにならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極的な目的とした条約で、1992年5月9日に採択されました。

## 規制基準

工場等から排出する物質及び発生する騒音等についての限度を定めた基準であり、この数値は、人体に影響を及ぼす限界あるいは農作物などに影響を及ぼす限界などを考慮して定められ、具体的数値は、各法令に定められています。

## 京都議定書

1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において採択されたもので、先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意されました。

## グリーン購入

製品やサービスを購入する際、その必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけではなく、環境のことを考え、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入することです。

## グリーン・ツーリズム

緑豊かな鳥山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動のことです。

## クローズドシステム

水使用を合理化し、用水量の節減を回り、排水量も減少させることは、あらゆる産業を通じて要求される状況となっています。また、公害を防止するための最善の策は、排水を外部に出さないということです。この目的を達成するために技術革新が行われ、排水を完全に浄化し、循環使用することができるようになりました。このような排水等を外部に出さないで再利用するシステムを、クローズドシステムといいます。

## クロム (Cr)

空気及び湿気に対して極めて安定な、すなわち酸化されにくい硬い金属であるので、日用品、装飾品を初めとして広くメッキに利用されています。クロム化合物のうち、三価クロムはほとんど毒性がありませんが、六価クロムは極めて高い毒性を有しています。六価クロムの水道水水質基準及び公共用水域の水質の環境基準は、0.05mg/L以下とされ、工場排水基準は0.5mg/Lになっています。

## K値規制

煙突の高さに応じて硫黄酸化物の許容排出量を定める規制方式で、Kの値が小さいほど厳しい基準となります。なお、具体的な数値は、大気汚染防止法で定める地域ごとに、政令により定められています。

## 健康項目

環境基準の定められた項目のうち、水質に係る人の健康の保護に関する項目で有害物質を示すものです（「有害物質」の項参照）。

## 建設廃材

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第1条第9号に掲げる産業廃棄物であり、工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片、その他各種の廃材の混合物を含むものであって、専ら土地造成の目的となる土砂に準じたものを除くものです。

## 建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）

特定の建設資材（コンクリート、アスファルト、木くず）について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る法律です。

## 公害

「環境基本法」によると、公害とは、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる、①大気汚染、②水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含みます。）、③土壌汚染、④騒音⑤振動⑥地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除きます。）及び⑦悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」と定義し、行政的に取り組む公害の対象を限定しており、この7公害を通常「典型7公害」と呼んでいます。

## 公害防止管理者

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に定められた特定工場において、公害の防止に関する業務のうち、技術的事項を管理する者をいいます。特定事業者は、ばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、粉じん発生施設、振動発生施設及びダイオキシン類発生施設（一部除外があります。）の区分ごとに、それぞれ異なる種類の公害防止管理者を選任しなければなりません。資格としては、国家試験に合格するか、国の資格認定講習の課程を修了する必要があります。なお、排出ガス量が毎時4万Nm<sup>3</sup>以上、かつ、排出水量が1日当たり1万m<sup>3</sup>以上の特定工場には、公害防止主任管理者を選任するものとされています。また、資格の要求はありませんが、常時使用する従業員が21人以上の特定工場には、公害防止統括者の選任が義務づけられています。

この制度は、公害防止統括者を公害防止に関する最高責任者とし、公害防止主任管理者及び公害防止管理者を公害防止に関する技術的事項の管理者とする公害防止管理体系です。

## 公害防止協定

公害防止の一つの手段として、地方公共団体又は住民と企業との間で締結される協定をいいます。これらの協定は、法令の規制基準を補完し、地域に応じた公害防止の目標値の設定、具体的な公害対策の明示などを内容とし、法律や条例の規制と並ぶ有力な公害防止対策上の手段として広く利用されています。

## 公害防止計画

公害が現に著しい地域、あるいは人口及び産業の急速な集中等により公害が著しくなるおそれがある地域において、公害防止に関する施策を総合的、計画的に講ずることによって、公害の防止を図ることを目的として設定されるものであり、「環境基本法」に基づく施策の重要な柱になっています。

この計画の策定は、内閣総理大臣が関係都道府県知事に基本方針を示してその策定を指示し、その指示を受けた知事が計画を作成して内閣総理大臣に承認を受けるという手続きによって行われます。

## 光化学オキシダント (Ox)

大気中の窒素酸化物や炭化水素が、太陽の紫外線により光化学反応を起こして二次的に生成する物質で、オゾン (O<sub>3</sub>)、パーオキシアセチルナイトレート (PAN) 等の酸化性物質の総称です。このオキシダントが原因で起こる光化学スモッグは、日ざしの強い夏季に発生しやすく、人の目や呼吸器を刺激したり、植物を枯らしたりします。

## 公共用水域

水質汚濁防止法では、公共用水域とは、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法第2条第3号及び第4号に規定する公共下水道及び流域下水道であって、同条第6号に規定する終末処理場を有しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含みます。）を除きます。）という。」と定義されています。

## コージェネレーション（熱電供給システム）

発電と同時に発生した排熱も利用して、給湯・暖房などを行うエネルギー供給システムのことです。従来の発電システムでのエネルギー利用効率は40%程度で、残りは排熱として失われていましたが、このシステムでは最大80%まで高められます。これまでは紙パルプ、石油化学産業などで導入されていましたが、最近ではオフィスビルや病院、ホテル、スポーツ施設などでも導入されつつあります。

## 合成洗剤

洗剤には、やし油等の原料から作られる「石けん」と、鉱油や動植物油から合成して作られるF合成洗剤の2種類があります。合成洗剤は、界面活性剤（LAS等）と助剤（性能向上剤）からなり、硬水でも使用できる等利便性があることから、幅広く利用されています。近年、界面活性剤による皮膚障害等の安全性や、助剤に含まれるリン酸塩による閉鎖性水域での富栄養化が問題にされているので、合成洗剤の低リン化、無リン化などの対策が進められています。

## 固定汚染源

移動汚染源を参照

## こどもエコクラブ

環境省が全国の小中学生を対象に設立を呼びかけている、自主的に環境に関する学習・活動を行うクラブで、教員から20人程度の仲間とその活動を支える大人（サポーター）で構成されます。環境省では、クラブの子どもたちが地域の中で楽しみながら環境に関する学習・活動を展開できるよう、環境学習プログラムや分かりやすい環境情報の提供等を行っています。

## コンポスト

生ごみなどの有機性廃棄物を発酵させて作った堆肥のことです。

-----（さ）-----

## 最終処分場

一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立処分するのに必要な場所及び施設・設備の総体をいいます。産業廃棄物処分場には、安定型（廃プラスチック等）、管理型（汚泥類）、しゃ断型（有害物質を埋立基準以上含む廃棄物）があります。

## サーマルリサイクル

廃棄物を焼却して熱源として再利用することです。リサイクルの一方法です。

## 産業廃棄物

廃棄物は、発生源によって、ごみ、糞尿等の一般廃棄物と産業廃棄物とに区分されます。産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じる廃棄物であり、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器くず、鉱さい、動物の糞尿、動物の死体、ばいじん等の20種類です。

## 酸性雨

化石燃料などの燃焼で生じる硫酸化合物や窒素化合物などが大気中に取り込まれて生じる酸性の降下物で、通常pH（水素イオン濃度指数）5.6以下の雨をいいます。欧米では、湖沼や森林などの生態系に深刻な影響を与え、国境を越えた国際問題となっています。

国内における酸性雨による生態系等への影響は、現時点では明らかになっていませんが、現在のような酸性雨が今後も降り続けるとすれば、将来、影響が現れる可能性があります。

## COD（Chemical Oxygen Demand:化学的酸素要求量）

水中の有機物などは、溶存酸素を消費することなどにより、水中生物の成育を阻害します。このような有機物などによる水質汚濁の指標として、現在、BOD及びCODが採用されています。これらの有機汚濁指標は、いずれもmg/Lで表され、数値が高いほど汚濁が著しいことを示します。

CODは、水中の汚濁物質（主として有機物）を酸化剤で化学的に酸化するときに消費される酸素量をもって表し、環境基準では、海域及び湖沼の汚濁指標として採用されています。

## ジクロロメタン

洗浄及び脱脂溶剤、塗料剥離剤などとして多岐にわたり用いられる無色揮発性のエタノール様臭を持つ液体です。別名、塩化メチレンともいいます。

労働環境等における高濃度曝露において神経系への影響が明らかとなっており、また、非常に高濃度吸引がある場合には精巣毒性を発揮する可能性があります。

## 自浄作用

河川などが汚濁された場合、時間の経過に伴って、もとの清澄な水質にもどる現象をいい、微生物による酸化、還元、物理的な作用として沈でん、希釈拡散、化学的酸化作用が自浄作用の因子と考えられます。

## 自然公園

すぐれた自然の風致、傑出した自然景観、野生のままの動植物相などを含む広大な自然地域を対象として、これらの自然を保護し、人々の野外レクリエーション利用や教育する区域として、自然公園法又は県立自然公園条例に基づき指定する区域をいいます。自然公園には、国が指定する国立公園、国定公園のほか、県が指定する県立自然公園の3種類があります。

## 指定物質

有害大気汚染物質のうち、人の健康被害を防止するためその排出又は飛散を臍急に抑制しなければならない物質で、大気汚染防止法施行令において、「ベンゼン」、「トリクロロエチレン」及び「テトラクロロエチレン」が指定されています。

これらを排出又は飛散させる施設を「指定物質排出施設」といい、11種類の施設が柑定されています。

また、指定物質については環境基準が、指定物質排出施設については排出又は飛散の抑制に関する基準（「指定物質抑制基準」）が定められています。

## 地盤沈下

主として地下水の過剰揚水によって発生しますが、そのメカニズムについてはまだ解明されていません。しかし、沈下現象の把握がしにくいこと、沈下が始まると急速に進む可能性が大きいこと、いったん沈下すればほとんど回復しないことなど問題点が多く、地域の水需要の動向とあわせて解決は難しいとされています。

## 重金属

比重4.0以上の金属をいい、水銀、カドミウム、銅、鉛、クロム等、生体内に入ると微量でも有害なものが少なくありません。

## 循環型社会形成推進基本法

廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会を形成するための基本指針を定めた法律です。

廃棄物の処理の優先順位を①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分と定めています。

## 浄化槽

し尿等を微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、公共用水域等に放流するための設備又は施設をいいます。し尿のみを処理する設備又は施設を単独処理浄化槽、し尿及び生活排水（厨房排水、洗濯排水等）を一緒に処理する設備又は施設を合併処理浄化槽といいます。

## 植生自然度

自然が人間の開発行為によってどの程度改変されているかを、植生の状況によって分類し、客観的に自然環境の現状を10段階に区分して表すものです。

自然度	植生の区分	柱 生 の 内 容
1		市街地、造成地など植生のほとんどない地区
2	農耕地	畑地、水田、牧草地、田畑等に囲まれた郊外の住宅（緑の多い住宅地）
3		果樹園、桑園、茶畑など
4	二次草原	シバなどの背丈の低い草原伐跡地
5		ササ、ススキなど背丈の高い草原
6	人工林	スギ、ヒノキなど常緑針葉樹、広葉樹の核林地
7	二次林	クリ、ミズナラ群落など、クリ、クヌギの一次林
8		ブナ、ミズナラの再生林、シイ、カシの萌芽林
		ミズナラ、カシワ、コナラ群落など
9	原生林	エゾマツ、トドマツ、ブナなどの自然植生
10		自然草原、高山ハイデ及び風衝草原など

## 深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約(砂漠化対処条約)

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）が砂漠化に対処するために国家行動計画を作成し及び実施すること、また、そのような取組を先進締約国が支援すること等について規定した条約です。

## 振動

物体がある一点を中心に、ある周期をもってゆれ動くことですが、この動きによって人の生活等が阻害されることを振動による公害といいます。したがって、公害を発生させる振動は、「不快な振動」、「好ましくない振動」といえます。

## 水域類型・

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の基準については、河川、湖沼、海域別に利水目的に応じた水域を区切って類型を設けています。pH、BOD等の項目について、それぞれの水域類型ごとに環境基準値を定め、各公共用水域に水域類型のあてはめを行うことにより、当該水域の環境基準が具体的に示されます。

## 水銀（Hg）

水銀は有毒で、水銀の蒸気を吸入したり、皮下吸収すると全身中毒を起こします。水銀の可溶性塩類、例えば塩化第二水銀（HgCl<sub>2</sub>）は、猛毒で消化器官をおかします。致死量は、0.2～0.4gです。

## 水生生物による水質調査

川には、サワガニ、トビケラ、ヘビトンボ、カワゲラなどいろいろな水生生物が生息しており、これらの生息の状況が水の汚れとも密接に関連していることから、生物を指標化することによって、川の水質を調査することができます。

## スクリーニング

環境影響評価法において、一定規模以上の事業については、第一種事業として、環境影響評価手続を必ず要するものとするとともに、第一種事業の規模に準ずる規模を有する第二種事業について、個別に環境影響評価手続の要否を判定する仕組みを導入することとしたものです。この判定の仕組みは、事業を「ふるいにかける」という意味で「スクリーニング」と呼ばれています。

## スコーピング

環境影響評価方法書（方法書）の作成から、各主体の意見の聴取を経て環境影響評価の項目及び手法の選定に至るまでの一連の過程を、項目及び手法を「絞り込む」という意味で「スコーピング」といいます。

## 生活環境項目

環境基準に定められた項目のうち、水質に係る生活環境の保全に関する項目をいい、次の項目があります。  
pH、BOD、COD、SS、n-ヘキサン抽出物質（油分）、大腸菌群数、窒素、燐。

## 生活雑排水

各家庭から排出される排水（生活排水）には、台所、洗濯、風呂などからの排水とし尿とがあり、このうち、し尿を除いた排水を生活雑排水といいます。

生活雑排水は、下水道や合併処理浄化槽に接続している家庭では、し尿を含んだ水とともに処理されますが、そのほかの家庭では大部分が未処理のまま流されており、河川等の公共用水域の汚濁要因の一つとなっています。

## 生活騒音

一般家庭の日常生活から発生する騒音のことです。近年、都市の過密化やクーラー、ピアノ等の生活関連機器の普及に伴い問題となっています。

## 生態系

生物群集（植物群集と動物群集）及びそれらを取りまく自然界の物理的、化学的環境要因が総合された物質系をいいます。生態系は、生産者、消費者、分解者及び還元者から構成され、無機物と有機物との間に物質代謝系が成立しています。自然環境を基準にして陸地生態系、海洋生態系等に区別され、また、生物群を基準にして森林生態系、鳥類生態系等に区別されます。生態系の一部が人為的に変更又は破壊されると、その生態系全体の物質代謝回路が大きく影響を受けるようになります。人間が食物集めだけをしていた時代には、人間は自然環境の共生者でしたが、現在では工業化の進展に伴い、自然の生態系は破壊され、異なった生態系ができています。最近の人口の爆発的増加も、生態系の変化の一つとして注目されねばなりません。

## 生物指標

水のきれいなところと汚れているところでは、その程度に応じてそれぞれ異なった生物が棲んでいます。このことを利用して、生物から逆に水質を知ろうとするので、生物指標といいます。物理化学的な水質指標に比べて、誰にでもわかりやすく、なじみやすいものとされています。

## 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）

絶滅のおそれのある動植物の国際取引を規制する条約です。1972年の国際人間環境会議の決議において、野生動植物の特定の種が過度の国際取引によって絶滅の危機に瀕しているとの認識が示され、これを受けて、1973年にこの条約が受諾されました。

## 総量規制

一定の地域内の汚染（濁）物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対し汚染（濁）物質許容排出量を配分し、この量をもって規制する方法をいいます。大気汚染、水質汚濁に係る従来の規制方式は、個々の施設

（工場・事業場）の排出ガスや排出水に含まれる汚染（濁）物質の量や濃度のみを対象としていましたが、この個別規制では地域の望ましい環境を維持造成することが困難な場合に、その解決手段として総量規制が行われています。

----- (た) -----

## 第一種事業

環境影響評価法の対象となる事業のうち、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業を「第一種事業」として定め、環境影響評価を必ず行うこととしています。

## ダイオキシン・ダイオキシン類

ダイオキシンとは、「ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）」の通称であり、これに「ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）」を加えてダイオキシン類といいます。なお、平成11年7月16日に公布されたダイオキシン類対策特別措置法において、PCDD及びPCDFに「コプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）」を含めて“ダイオキシン類”と定義されました。これらは単独の物質ではなく、2つのベンゼン環を基本骨格とする有機塩素化合物群の総称であり、塩素原子の付加する数や位置により、PCDDには75種、PCDFには135種、Co-PCBには13種の異性体が存在し、化学物質の合成過程、燃焼過程で非意図的に生成されます。

通常は無色の固体であり、水に極めて溶けにくく、また、化学的にも安定な物質です。一方、有機溶媒（いわゆる油）には比較的溶けやすく、紫外線により分解されやすい性質も持っています。

他の化学物質に比べ、極めて微量で生体に影響を及ぼすことが特徴であり、動物実験により、急性毒性、慢性毒性、発ガン性、生殖毒性、催奇形性及び免疫毒性など多岐にわたる毒性が確認されています。

## 第二種事業

環境影響評価法において、第二種事業は、第一種事業と同じ要件に該当する事業のうち、第一種事業に準ずる規模を有するものであって、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかについて、環境影響評価法第四条に規定する手続により、個別に判定する必要があるものとして政令で定めるものです。

## 大腸菌群数

大腸菌は、一般に人畜の腸管内に常棲する細菌（ふん便1g中に10億～100億が存在します。）で、それらが水中に存在するか否かによって、その水がし尿で汚染されているかどうかを判断する指標となります。

## WECPNL

Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level の頭文字で、直訳すると「荷重等価平均感覚騒音レベル」となります。1機ごとの騒音レベルに加え、機数や発生時間帯など加味した航空機騒音に係る単位で、「うるささ指数」と呼ばれることもあります。航空機騒音の特徴をよく取り入れた単位として、ICAO（国際民間航空機関）が提案した国際単位です。

## 窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）

窒素と酸素の化合物の総称であり、大気中の窒素酸化物の主なものは、一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）です。石油、ガス等が燃焼する際などに発生し、燃焼過程では最初一酸化窒素として排出され、これが空気中の酸素と結合して徐々に二酸化窒素に変わります。発生源は、工場・事業場、自動車から家庭の厨房施設など多種多様です。人の呼吸器に影響を与えるほか、光化学オキシダントの原因物質の一つでもあります。環境基準は、二酸化窒素について定められています。

## 鳥獣保護区

野生鳥獣の保護、増殖を図るために狩猟を禁止する区域であり、この区域では、保護施設を設け、食餌植物の植栽を行うほか、特に鳥獣の保護繁殖を図る必要があるところを特別保護地区に指定して、野生鳥獣の生息に影響を及ぼす行為を規制しています。

## 低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、NO<sub>x</sub>、粒子状物質、CO<sub>2</sub>といった大気汚染物質や温室効果ガスの排出が少ない、又は全く排出しない自動車のことであり、電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ガソリンエンジン等と電気によるモーターを組み合わせたハイブリット自動車などがあります。

低公害車普及は、地球温暖化対策や大都市の大気汚染の改善のための抜本的な対策の一つとして期待されています。

## 底質

河川、湖沼、海域などの水底を形づくっている粘土、シルト、砂、榛などの堆積物や岩のことをいいます。また、底質は、貝類や水生昆虫類、藻類をはじめとした、いろいろな底棲生物の生活の場でもあります。

水質汚濁の進行に伴って、有機物質や重金属類などが沈積し、底質中に蓄積されます。そのため、底質を調べることによって、汚濁の進行傾向や速度について、有用な情報を得ることができます。また、一度底質に移行した各種物質の一部は、溶出やまき上がり現象によって、再び水質に対して大きな影響を及ぼすことが知られています。

## 低周波空気振動

最近、人の耳には聞きとりにくい低い周波数の空気振動（低周波空気振動といえます。）が問題となっており、工場施設、道路橋等から発生することがあります。

苦情内容としては、「ガラス窓、戸、障子等が揺れる」といった物的苦情、「ガラス窓等がガタガタ鳴る音がうるさい、睡眠が妨害される」、「考え事や読書が邪魔される」などといった心理的苦情、「耳鳴りがする」、「頭痛がする」、「胃腸の具合が悪い」などといった生理的苦情が発生しています。

## DO（溶存酸素）

溶存酸素（DO）の項参照

## デシベル（dB）

音の強さなどの物理量を、ある標準的な基準量と対比して、相対的な比較検討を行うのに用いる単位のことであり、騒音や振動等のレベルを表すのに用います。

騒音を耳の感覚に合うように補正した音の「大きさ」をはかる単位をdB（A）といえます。

振動の場合は、感覚に合うよう補正した鉛直振動加速度の「大きさ」をはかる単位をdBといっています。

## デポジット制度

缶飲料等を販売するに当たって、現在、我が国のビールびん等で行われているように、一定金額を預り金として上乗せして販売し、消費者が空き缶等を返却すると預り金が払い戻される方式のことです。

空き缶等の散乱防止と資源回収に有効な制度といわれ、アメリカでは1953年バーモント州で初めて採用し、現在、オレゴン州ほか数州で採用しています。

## テレメータシステム

テレメータシステムとは、環境濃度等自動測定機で測定したデータを、無線や専用電話回線を利用して監視室に送信し、得られたデータを集中管理するシステムをいいます。

## 典型7公害

社会的に公害と呼ばれる事象は、範囲が広く、建築物による日照の障害、道路照明等の人工光源による農作物被害、電波障害等も公害と呼ばれています。典型7公害とは、「環境基本法」で規定されている公害であって、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭をいいます（「公害」の項参照）。



## 銅 (Cu)

銅自身にはほとんど毒性がないか、あるいは極めて少ないとされています。しかし、銀粉末を生ずる作業を行う時の最高許容濃度は 1 ppm とされ、極めて高濃度の銀粉により気道刺激が起こり、発汗、歯の着色の起こることが報告されていますが、慢性中毒になるかどうかは疑問とされています。また、化合物についてはあまり問題は起こっていません。

汚染源としては、自然界の岩石からの溶出、鉱山廃水、工場排水（メッキ工場、金属加工工場、化学工場、非鉄金属精錬所等）、農薬（ボルドー液等）などがあります。

水道水基準 1.0mg/L 以下、排水基準 3.0mg/L 以下 農用地土壌汚染対策地域指定要件 125mg/kg 以上

## 特定施設

公害規制法令で規制の対象になっている施設で、汚水を排出する施設や騒音、振動を発生する施設等をいいます。

## 特定物質

物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に被害を与えるおそれがある物質で、大気汚染防止法施行令において、アンモニアや弗化水素等 28 物質が定められています。

これらを発生する施設（ばい煙発生施設を除きます。）を「特定施設」といい、設置者は事故等により特定物質が多量に大気中に排出された場合は、その状況等を直ちに都道府県知事に通報しなければなりません。

## 毒性等価係数・毒性等量 (TEF・TEQ)

ダイオキシン類には多くの異性体があり、毒性についてもそれぞれ大きく異なっています。このため、ダイオキシン類全体としての毒性を評価するためには、合計した影響を考える手段が必要です。

そこで、最も毒性が強い 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性を 1 とし、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算した係数が用いられ、この係数を「毒性等価係数 (TEF)」とといいます。また、各異性体ごとの検出濃度に TEF を乗じた値を「毒性等量 (TEQ)」とといいます。

なお、TEF については、これまで国際毒性等価係数 (I-TEF (1988)) が用いられてきましたが、近年は 1997 年に世界保健機構 (WHO) が提案し、1998 年の *Environmental Health Perspective* に掲載された毒性等価係数 (WHO-TEF (1998)) を用いる方が一般的です。

## 土壌汚染

土壌が次のものによって汚染されることをいいます。

- (1) 重金属、酸性降下物によるもの
- (2) 農薬、肥料によるもの
- (3) 除草剤などの農薬によるもの
- (4) ごみの不衛生処分によるもの

なお、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」では、特定有害物質として、カドミウム、銅、砒素及びその化合物が指定されています。また、平成 3 年 8 月に「土壌の汚染に係る環境基準」が定められました。

## トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン-1,1,1-トリクロロエタン

主に、金属・機械部品などの脱脂洗浄剤や、ドライクリーニング用の洗浄剤として使われている有機塩素化合物です。これらの有機塩素化合物は、一般に炭素と塩素が直接結合した有機化合物のことをいい、水にあまり溶けず、油に溶けやすい性質があります。

なお、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンについては、労働環境における高濃度曝露において神経系への影響が認められており、また、発ガン性や肝臓・腎臓障害等も報告されています。

## トリハロメタン

メタン分子中の 4 個の水素原子のうち、3 個がフッ素や塩素などのハロゲン原子に置き換わったものです。

## トリハロメタン生成能

試料水に塩素を強制的に加えてできるトリハロメタンの量をいいます。

(な)

## ナショナル・トラスト運動

1895 年、イギリスの文化的遺産を保存するために設立された民間団体が始めた運動で、自然的、歴史的にすぐれた土地や建物を、会員からの会費や寄付金などによって買取り、保存しています。

我が国でもこの運動が紹介されてから、「知床 100 ㎡運動」、「和歌山県田辺市の天神崎の募金による買い取り運動」、「東京都日野市 0.1 ㎡運動」などが起こり、現在では、各地域でこの運動が盛り上がっています。

## ng (ナノグラム)

1 ng とは、1 g の 10 億分の 1 の重さをいいます。

## 鉛 (Pb)

鉛及び鉛化合物は、有害物質として古くから知られています。他の重金属と同じく、原形質毒で造血機能を営む骨髄神経を害し、貧血、血液変化、神経障害、胃腸障害、身体の衰弱等を起こし、強度の中毒では死亡します。金属鉛は、常温では蒸発しないが、粉じんとして吸入し、あるいは経口的に摂取する恐れがあります。

水道水基準は 0.05mg/L 以下、環境基準（水質）0.01mg/L 以下、排水基準 0.1mg/L 以下、大気汚染防止法による排出基準は、

鉛及びその化合物について、ガラス製品の製造 20mg/N%、鉛、銅、亜鉛の精練溶解炉等 10～30mg/N%となっています。

### 75%値

年間の日間平均値の全データを、その値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$  番目（ $n$  は、日間平均値のデータ数）のデータ値が 75%値です（ $0.75 \times n$  が整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目の値となります）。

BODやCODの環境基準適合状況を判定するときに用います。

### 二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）

燃料中の硫黄分が酸化燃焼された時生ずる無色の刺激性の気体で、金属腐食性と還元性が強い気体です。急性毒性症状は塩素や臭素等と同じですが、慢性毒性は繰り返し曝露による歯牙酸食、気管支炎、ぜんそく、胃腸障害、結膜炎、味覚・臭覚障害、全身疲労、さらに高じると酸欠症による症状が現れます。

### 二次汚染物質

一次汚染物質が他の汚染物質等と化学変化し、新たに生成された汚染物質をいいます。大気中で炭化水素（HC）と窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）の混合系に紫外線が作用し、生成される光化学オキシダントがその例です。

### 二次林

天然林を伐採したあとに、植林したのではなく、自然にはえてきた林をいいます。

### ノルマルヘキサン抽出物質

ノルマルヘキサン抽出物質とは、主として排水中に含まれる比較的揮発しにくい炭化水素、炭化水素誘導体、グリース油状物質等を総称していいます。通常、「油分」といわれており、鉱油及び動植物油等の油分の位を表す指標として使用されています。

-----（は）-----

### 廃棄物

廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の定義によると、産業廃棄物と一般廃棄物に分けられます。産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等に代表されるものです。産業廃棄物とされるものは、量的、質的に環境汚染源として重要な意味を持つものであって、その特性に応じて定められた厳しい処理基準に従って処理する必要がある廃棄物です。

なお、一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいい、住民の日常生活に伴って生ずるし尿、ごみ、粗大ごみ等のほか、一部の業種の事業活動に伴って排出された紙くず、木くず等の産業廃棄物に含まれない廃棄物の総称です。

### 排出基準(排水基準)、規制基準

#### (1) 排出基準(排水基準)

ばい煙、汚水などを排出する工場・事業場が守らねばならない汚染物質の排出の許容値です。大気汚染防止法では排出基準、水質汚濁防止法では排水基準といいます。これらの基準を超えた場合は、処罰の対象となるほか、改善のための措置がとられます。

#### (2) 規制基準

工場・事業場が守らねばならない騒音、振動、悪臭の許容値です。この基準を超えた場合は、改善のための措置がとられます。

### ばいじん・粉じん

ばいじんは、燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生し、粉じんは、物の破碎、選別その他の機械的処理又は鉱物等の堆積に伴い発生し、又は発散する物質です。

### BOD（生物化学的酸素要求量）

BODは、水中の汚濁物質（有機物）が微生物によって酸化分解されるときに必要なとされる酸素量をもって表し、環境基準では河川の汚濁指標として採用されています（CODの項参照）。

### pg（ピコグラム）

1pgとは、1gの1兆分の1の重さをいいます。

### PCB・Co-PCB（ポリ塩化ビフェニル・コプラナーポリ塩化ビフェニル）

PCBは、不燃性で熱に強く、絶縁性にすぐれ、化学的にも安定であるなど多くの特性をもった化学物質であるため、用途も広範で、熱媒体、絶縁油、塗料等多岐に使用されてきました。しかし、カネミ油症事件の原因物質で、皮膚障害や肝臓障害を引き起こすことが明らかとなり、環境汚染物質として注目され、大きな社会問題となったため、現在、我が国では製造は中止され、使用も限定されています。水質汚濁の環境基準値は、検出されないこととなっています。

なお、PCBのうち、塩素原子の付加する位置により扁平構造を有するものをCo-PCBといい、PCDDやPCDFと類似した分子構造、毒性作用を示します（ダイオキシン・ダイオキシン類の項参照）。

### 砒素

自然水中に含まれていることはまれで、鉱山廃水、工場排水、鉱泉などの混入によって含有します。昔から知られた毒物ですが、シアンや水銀などに比べると、毒性は高くありません。蓄積による慢性毒性が問題となるので、水道水の水質基準値、水質汚濁の環境基準値とも0.01mg/L以下となっています。

## ppm

parts per million の略であり、ある量が全体の百万分のいくつあるかを表す無次元量です（百万分率）。

一般的に、気体の場合は体積比、その他の場合は重量比ですが、水質汚濁では mg/kg と mg/L を同一とみなして、mg/L を ppm で表すことがあります。したがって、大気中一酸化炭素が 2 ppm とは 1 m<sup>3</sup>の大気中に 2ml の一酸化炭素があることを、排水中、銅が 3 ppm とは 1kg（1L）の排水中に 3mg の銅があることを示します。

## ppb

parts per billion の略で、十億分率を表します（ppm の千分の一）。

## PPP

PPP とは、Polluter Pays Principle の略であり、環境汚染防止のコスト（費用）は汚染者が支払うべきであるとの考えであって、一般的には、汚染者負担の原則といわれています。

## PRTR (Pollutant Release and Transfer Register:環境汚染物質排出・移動登録)

化学物質を取り扱う事業者が、化学物質の環境中への排出量や廃棄物として外部へ移動した量を自ら把握してこれを行政に報告し、行政は、データを取りまとめて公表するシステムです。これによって、行政は、排出源情報を知ることにより、環境リスク対策を進めることができます。事業者は、自己の環境中への排出量を知ることにより、化学物質の適正な管理に役立てることができます。市民は、地域でどんな化学物質が排出されているか知ることにより、環境リスクに対する理解を深めることができます。

## 非メタン炭化水素 (NMHC)

全炭化水素から光化学反応性を無視できるメタンを除いた炭化水素であり、光化学オキシダントの原因物質の一つです。また、二酸化窒素や浮遊粒子状物質の生成にも大きく寄与していると考えられています。

自動車排出ガスなど、人工発生源由来の炭化水素にはメタンも少量含まれますが、そのほかに、非メタン炭化水素として多種類のオレフィン系及び芳香族炭化水素やアルデヒド類、ケトン類、アルコール類などが含まれます。

## 富栄養化

湖沼、内湾のような滞水性水域の水が、窒素、リンなどの水生植物の栄養素を多く含むようになり、その結果、水中の生物生産性が増大する現象のことを富栄養化といいます。本来は自然に進行するものですが、近年の急激な開発、人口の集中等により進行が加速され、藻類の異常発生などが見られるようになりました。溶存酸素の欠乏、色度、臭気の増加、溶解性有機物の増加等の水質の悪化が、上水道、水産業、農業などに多くの被害をもたらします。

## 複合汚染

通常、各種の汚染物質による汚染が重複して生ずる環境汚染形態を指し、単一汚染という概念に対応するものです。例えば、古い型の汚染ともいべきばいじんによる大気汚染と、新しい型の汚染ともいべき硫黄酸化物 (SO<sub>x</sub>) や自動車排出ガス (CO, Pb 等) による汚染とが重なり合っているような場合であり、複合汚染による公害はより深刻です。

## 浮遊粒子状物質 (SPM: Suspended Particulate Matter)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、その粒径が 10 μm 以下のもので、大気中に長期間滞留し、肺や気管等に沈着して呼吸器に影響を及ぼします。工場・事業場やディーゼル自動車等から排出される人為的なもののほか、土壌粒子、海塩粒子などの自然界に由来するものがあります。

なお、浮遊粒子状物質のうち、粒径が 2.5 μm 以下のもの (PM<sub>2.5</sub>) については、特に健康影響が指摘されています。

## プランクトン

水中に浮遊する微小な生物群をプランクトンといいます。プランクトンは、魚のエサとして、また、その量的、質的变化は、水質管理の基準として役立ちます。

## フロン (クロロフルオロカーボン)

メタン・エタン等の炭化水素に塩素やフッ素等のハロゲンが結合した化合物の総称です。炭素・水素・フッ素の原子の数により、フロン 11・フロン 12・フロン 113 と呼ばれ、量産されているだけで約 20 種あるといわれています。

フロンは、エアロゾルの噴霧剤、エアコンの冷媒、電子部品の洗浄剤などとして広く使われており、成層圏中のオゾン層を破壊します。

## pH (水素イオン指数)

液体中の水素イオン濃度を表す値です。水中の水素イオン濃度の逆数の常用対数で表されます。7 を中性とし、7 より大きいものをアルカリ性、小さいものを酸性といいます。

## ベータ線 (β線)

放射線の一つで、物質の透過力はα線より大きい、γ線より小さいとされています。

## 閉鎖性水域

地形等により水の交換が悪い内湾、内海、湖沼等の水域をいいます（富栄養化の項参照）。

## ベクレル

放射線の単位で、壊変率（原子核が放射線を出しながら崩壊していく割合）を表します。1秒間に一つの放射性核種が壊変する場合をいい、壊変毎秒ともいいます。

## ヘドロ

流れの緩やかな河川、運河、港湾等の水底に通常存在する、水分を非常に多く含んだ軟らかい泥のことです。パルプ工場廃液によるヘドロの堆積がその例です。

## ベンゼン

広範囲の化学工業製品の合成原料や抽出剤として用いられ、また、自動車燃料としてガソリンに混合される無色揮発性の特有の芳香を持つ液体です。

労働環境における高濃度曝露において発ガン性（白血病等）が認められており、また、中枢神経作用や皮膚・粘膜刺激、骨髄毒性等も報告されています。

----- (ま) -----

## マテリアルリサイクル

金属、ガラス、プラスチック、紙など、廃棄物の性質を変えずに、他の製品の原材料として再生利用することです。

## マニフェスト

産業廃棄物の排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する場合に処理業者に交付する管理表のことです。

委託する収集運搬業者、処分業者、廃棄物の種類と量等を記入することとなり、処分後に処理業者から回付されるマニフェストにより、自己の排出した産業廃棄物の適正処理を確認する仕組みになっています。

## マンガン (Mn)

地殻中に存在する生物には必須元素の一種ですが、マンガンの製造、粉碎、マンガン塩類を精練する時、マンガン鉱（褐石、 $MnO_2$ ）により中毒を起こすことがあり、慢性神経症（マンガン病）になります。マンガン塩による中毒については不明です。マンガンによる職業的中毒の例は、比較的少ないとされています。

水道水基準：0.3mg/L以下、排水基準（溶解性）10mg/L以下

## mg/L

水1Lの中に、その物質が1mg含まれていることで、ppmとほぼ同じ値を示します。

## メタン (CH<sub>4</sub>)

メタン系炭化水素に属するものの一つで、メタンは天然ガス、石炭ガス、炭坑からのガス、自動車排出ガスなどの中に含まれる無色、無臭の気体です。

メタンそのものには毒性はありませんが、地球温暖化の原因物質の一つです。下水を活性汚泥法で処理するときに見える余剰汚泥を嫌気性分解する場合にも、炭酸ガス、メタンガス、その他のガスが発生します。

## メチル水銀

有機水銀の一つで、アルキル基の一つであるメチル基と水銀が結合したものです。毒性が著しく、水俣病の病原はメチル水銀であるといわれています。水質汚濁に係る環境基準は、検出されないこととなっています。

----- (や) -----

## 有害大気汚染物質

大気汚染防止法における有害大気汚染物質とは、「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの（ばいじん以外のばい煙及び特定粉じんを除きます。）」と定義されており、低濃度ではありますが、多様な物質が環境大気中から検出されており、その長期曝露による健康影響が懸念されています。

なお、現在、健康リスクがある程度高いと考えられる22項目の有害大気汚染物質が「優先取組物質」として選定されており、地方公共団体は、既に測定方法の確立されている優先取組物質について、大気汚染の状況を把握するための調査（モニタリング）に努めなければならないとされています。

## 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（バーゼル条約）

有害廃棄物の越境移動に伴う環境汚染に対処するため、1989年3月、国連環境計画（UNEP）を中心に採択された条約です。有害廃棄物の輸出に際しての許可制や事前通告制、不適正な輸出、処分行為が行われた場合の再輸入の義務等を規定しています。

## 有害物質

大気汚染防止法では、物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除きます。）に伴い発生する、①カドミウム及びその化合物、②塩素及び塩化水素、③弗素、弗化水素及び弗化珪素、④鉛及びその化合物、⑤窒素酸化物の5項目をいい、水質汚濁防止法では、カドミニウム等23項目（「人の健康の保護に関する環境基準」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準」についてを参照）が定められています。

## 有機燐

燐と有機物の化合物の総称で、毒性のものが多く、パラチオンは、その代表的なものです。

排水基準は、1mg/L以下となっています。

## 要監視項目

人の健康の保護に係る物質ですが、河川・海域等における検出状況等から直ちに環境基準項目とはせずに、引き続き知見の集積に努めるべきとされたもので、クロロホルム等25項目が定められています。

## 容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

一般廃棄物の約6割を占める容器包装廃棄物について、消費者が適正排出を、事業者が再商品化を、行政が分別収集をそれぞれ役割分担し、廃棄物の減量化とリサイクルを推進することを目的とする法律です。

## 溶存酸素（DO）

DOとはDissolved Oxygenの略称で、水中に溶けている酸素のことをいいます。溶解量を左右するのは、水温、気圧、塩分などで、汚染度の高い水中では消費される酸素の量が多いので、溶存する酸素量は少なくなります。きれいな水ほど酸素は多く含まれ、水温が急激に上昇したり、藻類が著しく繁殖するときには過飽和となります。溶存酸素は、水の自浄作用や水中の生物にとって必要不可欠のものです。

水質汚濁に係る環境基準・・・（「生活環境の保全に関する環境基準」を参照）

## 4R（よんあーる）

4Rとは、英語の「Refuse」（リフューズ：ごみになるものは買わない、断る）、「Reduce」（リデュース：廃棄物の量を減らす）、「Reuse」（リユース：不要になったものを工夫して再度使う）、「Recycle」（再生できるものは資源として再利用する）のそれぞれの頭文字をとって名付けたもの。

環境への負荷の少ない循環型社会の形成のためには、一人ひとりが日常生活や事業活動において4Rの意識を持って行動する必要がある。

（ら）

## リサイクル

資源の有効活用と環境負荷低減のために、廃棄物を資源として再生し、利用することです。

処理の方法により、マテリアルリサイクルとサーマルリサイクルに分けられます。

## リターナブルびん

洗って、何度も繰り返して容器として利用されるびんのことで、ビールびん、牛乳びん、酒びんなどがこれに該当します。

## 硫化水素（H<sub>2</sub>S）

無色の腐卵臭のある、有毒で水に溶けやすい気体です。水溶液を硫化水素水といい、弱酸性、空気中で酸化され、硫黄を遊離します。青い炎をあげて燃え、二酸化硫黄と水になります。悪臭防止法による規制物質の一つです。

## 緑被率

一定面積の中に樹林等が成育している面積の割合をいいます。正確には、その土地の区域と樹冠投影面積の和との割合で表します。

## 類型あてはめ（類型指定）

水質汚濁及び騒音の環境基準については、国において類型別に基準値が示され、これに基づき都道府県が河川等の状況、騒音に関係するところの都市計画地域等を勘案し、具体的に水域、地域にあてはめ、指定していくことをいいます（「水域類型」の項参照）。

## レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の種について、それらの生息状況等を取りまとめたものです。全世界レベルのレッドデータブックを編纂しているIUCN（国際自然保護連合）で、より定量的な評価基準に基づく新たなカテゴリーが平成6年に採択されたこと等を受け、我が国においても、平成7年からレッドデータブックの見直し作業を開始し、平成17年3月までに、爬虫類・両生類、植物Ⅰ、植物Ⅱ、哺乳類、鳥類、汽水・淡水魚類の改訂版レッドデータブックを刊行しています。

## レム（rem）

線量当量の単位であり、放射線が生体に与える影響を考慮した吸収量の単位です。放射線の照射により、物質1gに100エルグのエネルギーが吸収されたとき1ラド（rad）といいますが、生体に対する放射線の効果は、吸収線量（ラド）が等しくても、放射線の種類・照射条件が異なれば等しいとは限りません。

そこで、レムは、放射線の線質等必要な荷重係数及び修正係数を乗じて得られます。

\* X線、γ線に関しては、ほぼ次の関係が成り立ちます。

$$1\text{R} \approx 1\text{rad} \approx 1\text{rem} \quad (\because \text{RBE} = 1)$$

$$\text{rem} = \text{rad} \times \text{線質係数} \times (\text{分布係数その他の修正係数})$$

## 六価クロム

クロム化合物の中でも、6価として働いているクロムをいいます。三酸化クロム（CrO<sub>3</sub>）、重クロム酸カリ（K<sub>2</sub>Cr<sub>2</sub>O<sub>7</sub>）、重クロム酸ソーダ（Na<sub>2</sub>Cr<sub>2</sub>O<sub>7</sub>）等が主なもので、強力な酸化剤として働くため、金属の洗浄、装置の防蝕等に用いられます。6価クロムの毒性は強く、消化器、肺等から吸収されて浮腫、潰瘍を生じます。

水質汚濁に係る環境基準は0.05mg/L以下、排水基準は0.5mg/L以下となっています。

# ○都城市環境基本条例

平成18年1月1日

条例第168号

## 目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全に関する基本的施策（第7条—第16条）

第3章 地球環境保全（第17条・第18条）

第4章 都城市環境保全審議会（第19条—第26条）

第5章 雑則（第27条）

附則

わたくしたち都城市民は、地球環境の大きな恵みに支えられ、霧島連山の霊峰高千穂峰の麓、豊かな水、肥沃な土地そして限りない自然の恩恵を受けながら、永々と築かれてきた歴史と文化の中で育まれてきた。しかしながら、近年、私たちの健康で文化的な生活を支えてきた自然環境が損なわれ始め、これが地球的規模の広がりとして将来の世代にわたる環境問題を生み出している。

かけがえのない地球、かけがえのないふるさと都城の恵み豊かな環境を保全し、将来の世代に引き継ぐことは、わたくしたち都城市民の願いであり責務である。

わたくしたちは、市、市民、事業者すべての者が共同して恵み豊かな環境の保全と創造を図り、持続的に発展するまちを築くため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、現在及び将来の世代の市民が健康で文化的な生活に欠くことのできない健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行わなければならない。

2 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的に発展可能な循環を基調とする社会の構築を目指し、市、市民及び事業者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行わなければならない。

3 地球環境保全は、全人類の共通の重要な課題であることを、市、市民及び事業者が認識して、それぞれの日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

## 第2章 環境の保全に関する基本的施策

(施策の策定等に係る基本方針)

第7条 環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(3) 人と自然の豊かな触れ合いが保たれること。

(4) 循環を基調とし、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、水の循環構造の保全等が積極的に推進されること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する目標及び施策の大綱

(2) 環境保全を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(環境基本計画の策定手続等)

第9条 市長は、環境基本計画を策定する場合においては、都城市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市長は、市の施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図り、環境の保全について配慮しなければならない。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第11条 市長は、騒音、振動、悪臭その他の公害を防止するために必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市長は、市民の健康、生活環境又は自然環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備等)

第12条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第13条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第14条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第15条 市は、第13条に掲げる環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(監視等の推進)

第16条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な環境監視、調査等の推進に努めるものとする。

### 第3章 地球環境保全

(地球環境保全の推進)

第17条 市は、地球温暖化の防止等の地球環境保全に資する施策の推進に努めるものとする。

(地球環境保全に関する国際協力等)

第18条 市は、地球環境保全に関して国、他の地方公共団体等と連携するとともに、国際協力のための活動を推進するものとする。

### 第4章 都城市環境保全審議会

(設置)

第19条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、都城市環境保全審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第20条 審議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 環境基本計画に関し、第9条第1項に規定する事項を処理すること。
- (2) 環境の保全に関する基本的事項及び重要事項を審議すること。



(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が諮問した事項を審議すること。

(組織)

第21条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 民間団体等の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認めた者

(任期)

第22条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その職を失うものとする。

#### 第5章 雑則

(会長)

第23条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席及び意見の聴取)

第25条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第26条 審議会の庶務は、環境森林部において所掌する。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の都城市環境基本条例（平成13年都城市条例第19号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年6月29日条例第321号)

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

# ○都城市河川をきれいにする条例

平成18年1月1日

条例第163号

## 目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 河川の汚濁の防止（第7条—第13条）

第3章 水質検査（第14条）

第4章 河川浄化対策等推進本部等（第15条・第16条）

第5章 雑則（第17条—第22条）

附則

深山に端を発し、日向灘に注ぐ、自然の創造した最高の恵みである清く豊かな「母なる大淀川」をはじめとして、河川は、私たちのかけがえのない郷土の文化、産業、経済のあらゆる礎となって歴史をはぐくんできた。

しかしながら、近年における科学技術の進歩は、産業経済の進展をもたらした反面、幾多のひずみを招来し、私たちの生活環境を破壊するに至った。とりわけ、河川環境の悪化は、河川本来の機能である自浄作用までも低下させ、このまま放置すれば将来に大きな悔恨を残しかねない。

私たち都城市民は、失いかけている水を大切にするとともに、川を愛する心を喚起するとともに、市民ひとりひとりの財産である「母なる大淀川」をはじめとする河川を清流に戻し、次代に引き継ぐことが、私たちの責務であることを強く認識しなければならない。

ここに、市民の英知と総力を結集して、「母なる大淀川」をはじめとする河川を清流に戻すことを宣言し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、河川が市民の生活、文化、産業及び経済において果たすべき重要な役割にかんがみ、市、市民及び事業者が河川の浄化及び河川の愛護の推進に努め、もって美しく豊かな河川環境の形成を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 河川 河川法（昭和39年法律第167号）第3条の河川又は同法第100条の河川及びこれらに接続する湖沼、公共溝きよ、かんがい水路その他公共の用に供される水路（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号の公共下水道で同法第6条の終末処理場を設置しているもの及び都城市農業集落排水施設条例（平成18年条例第171号）により設置された農業集落排水施設を除く。）をいう。
- (2) 生活排水 炊事、洗濯、入浴等の市民の生活に伴い排出される水をいう。
- (3) 事業排水 事業活動に伴い排出される水をいう。
- (4) 浄化装置等 排出水の浄化に有効な装置及び器具をいう。

（市の責務）

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、総合的な施策を策定し、その実施に努めなくてはならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、第1条の目的の達成に寄与するように努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、第1条の目的の達成に寄与するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(相互協力)

第6条 市、市民及び事業者は、第1条の目的を達成するため、相互に協力し、連携しなければならない。

## 第2章 河川の汚濁の防止

(生活排水による汚濁の防止施策の推進)

第7条 市は、生活排水による河川の汚濁の防止に必要な施策を計画的に推進するものとする。

(生活排水の処理等)

第8条 市民は、生活排水を河川に排出しようとするときは、浄化装置等を設置して排出するように努めなければならない。

2 市民は、浄化装置等が常に有効に機能するように、点検及び管理を行わなければならない。

(事業排水の処理)

第9条 事業者は、事業排水を河川に排出しようとするときは法令に定められた基準によるよりも河川の汚濁の低減に資する設備により処理した上で排出するように努めるとともに、可能な限り再生等の方法により当該事業所排水を河川に排出しないように努めるものとする。

(河川の浄化の義務)

第10条 何人も、ごみの投棄等を禁止する法令を遵守し、河川の浄化に努めなければならない。

(調理くず等の適正処理等)

第11条 何人も、調理くず、食用廃油等を適正に処理し、並びに無リン洗剤及び石けんを適正に使用することにより、河川の汚濁の防止に努めなければならない。

(肥料又は農薬の適正使用)

第12条 何人も、肥料又は農薬を使用するときは、これらを適正に使用し、河川の汚濁の防止に努めなければならない。

(家畜等のふん尿の適正処理)

第13条 家畜等の動物を飼育するものは、動物のふん尿が河川に流出しないように、処理施設の設置、完熟肥料による土壌への還元等の方法により、動物のふん尿の適正な処理に努めなくてはならない。

## 第3章 水質検査

(水質検査)

第14条 市は、河川の水質検査を定期的を実施し、その結果を市民に公表するものとする。

2 市は、前項の検査結果に異常が認められたときは、必要な措置を講ずるとともに、速やかに関係行政機関に連絡して、適当な措置を講ずべきことを要請するものとする。

## 第4章 河川浄化対策等推進本部等

(河川浄化対策等推進本部の設置)

第15条 市に、第1条の目的を達成するため、河川浄化対策等推進本部を置く。

(河川浄化等推進員の設置)

第16条 市は、第1条の目的の達成に当たらせるため、河川浄化等推進員を置くことができる。

2 河川浄化等推進員は、都城市環境保全条例（平成18年条例第169号）第12条に定める環境監視員の地域監

視員をもって充てる。

## 第5章 雑則

(関係機関等との連携等)

第17条 市は、第1条の目的を達成するため、関係地方公共団体と連携して必要な施策を講ずるほか、必要に応じて関係行政機関に協力の要請をするものとする。

(啓発活動)

第18条 市は、あらゆる機会を通じて、河川に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、啓発に努めるものとする。

2 市は、前項の啓発を効果的に行うため、毎年、河川愛護月間を設けるものとする。

(表彰等)

第19条 市は、第1条の目的の達成に著しく功労のあった者を表彰し、又は同条の目的の達成に寄与する活動を支援し、若しくは奨励することができる。

(助言又は指導)

第20条 市は、事業者が行う河川の汚濁防止のための施設の整備について、助言又は指導を行うことができる。

(他の条例との調整)

第21条 この条例の規定が他の条例の規定と重複する場合には、他の条例の規定を優先して適用するものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の都城市河川をきれいにする条例（平成6年都城市条例第4号）、山之口町の河川をきれいにする条例（平成6年山之口町条例第7号）、高城町の河川をきれいにする条例（平成6年高城町条例第5号）、山田町の河川をきれいにする条例（平成6年山田町条例第11号）又は高崎町河川をきれいにする条例（平成6年高崎町条例第16号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

## ○都城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成18年1月1日

条例第164号

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）に定めるもののほか、市の廃棄物の処理及び清掃に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の定めによる用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 減量化 廃棄物の発生を抑制することをいう。

(2) 資源化 活用されずに不用となっている物又は廃棄物を再び活用し、原材料又は熱源等として利用することをいう。

(3) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた一般廃棄物（し尿を除く。）をいう。

(4) 共同住宅 2以上の住戸又は住室を有する建築物で、廊下若しくは階段を共有し、住戸又は住室が各々独立して営まれる建築物をいう。

(市の責務)

第3条 市は、一般廃棄物の排出を抑制するため、廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等（以下「廃棄物の適正処理等」という。）の推進に必要な措置を講じなければならない。

2 市は、廃棄物の適正処理等に関する市民及び事業者の自主的な活動を支援し、これらに関する意識の高揚を図らなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、排出に当たっては、廃棄物を分別し、廃棄物の適正処理等に努め、再生品の使用、不用品の活用等により廃棄物の再生利用を図るように努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の適正処理等に関する市の施策に積極的に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業系一般廃棄物の減量化及び資源化に努めるとともに、その廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、廃棄物の適正処理等に関する市の施策に積極的に協力しなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第6条 市長は、4月1日から翌年3月31日までを一事業年度とする法第6条第1項の規定による一般廃棄物処理計画を定め、事業年度当初に告示するものとする。

2 前項の一般廃棄物処理計画に変更があった場合には、その都度告示するものとする。

(市民等の協力義務)

第7条 市民及び事業者並びに土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下「市民等」という。）は、その土地又は建物から排出した一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処理することができる一般廃棄物を自ら処理するように努めなければならない。

2 市長は、多量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、当該廃棄物の減量に関する計画書の作成、当該一般廃棄物を運搬又は処分すべき場所及び運搬又は処分の方法その他必要な事項を指示することができる。

(ごみステーションの管理等)

第8条 市長は、建物の敷地等の管理者の申請に基づき、当該場所を一般廃棄物（し尿を除く。以下この条において同じ。）を集積する場所（以下「ごみステーション」という。）に指定することができる。

2 共同住宅を建設しようとする者が、当該共同住宅敷地内にごみステーションを設置する場合は、市長と事前に協議しなければならない。

3 市民等は、自ら処理できない一般廃棄物をごみステーションに排出する場合には、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次の各号に掲げるものを除き、当該一般廃棄物を一般廃棄物処理計画に従い分別し、飛散し、又は流出するおそれがないように市が指定する袋（以下「指定袋」という。）に収納し、かつ、指定された日時に排出する等市長の指示に従わなければならない。

(1) 特別管理一般廃棄物

(2) 危険性のある物

(3) 引火性のある物

(4) 有害物質を含む物

(5) 著しく悪臭を発する物

(6) 容積又は重量の著しく大きい物

(7) 前各号に掲げるもののほか、市の行う一般廃棄物の処理に著しい支障を及ぼす物

4 前項の指定袋の規格等については、規則で定める。

5 ごみステーションの管理者は、一般廃棄物の適切な排出及び当該ごみステーションの清潔の保持を確保するため、その利用者に対し、適切な啓発及び指導を行うことができる。

6 市長は、ごみステーション、排出方法等が一般廃棄物の収集に支障があると認められるとき、又は生活環境の保全上適当でないとき、当該ごみステーションの廃止又は改善を指示することができる。

(一般廃棄物の自己処理の基準)

第9条 市民等は、その土地又は建物から排出した一般廃棄物を自ら処理する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条又は第4条の2に定める基準に従い処理しなければならない。

(動物死体の処理)

第10条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の犬、ねこ等の死体を自ら処理することが困難なときは、市長に届け出なければならない。

(一般廃棄物処理手数料)

第11条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、別表第1に定めるところにより算出した額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額を一般廃棄物処理手数料（以下「処理手数料」という。）として徴収するものとする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(粗大ごみの処理手数料)

第12条 別表第1家庭用粗大ごみの項金額の欄に規定する種別、品目及び額は、別表第2のとおりとする。

(処理手数料の免除)

第13条 市長は、市民等が次の各号のいずれかに該当するときは、規則に定めるところにより処理手数料を免除することができる。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助を受けているとき。

(2) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害に被災したとき。

(一般廃棄物処理業等の許可手数料)

第14条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業（以下「一般廃棄物処理業」という。）の許可を受けようとする者、法第7条第2項及び第5項の規定により一般廃棄物処理業の許可の更新を受けようとする者、法第7条の7第1項の規定により一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとする者は、許可証交付の際、別表第3に掲げる手数料を納付しなければならない。

2 浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者、浄化槽法第35条第2項の規定により浄化槽清掃業の許可の更新を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとする者は、許可証交付の際、別表第4に掲げる手数料を納付しなければならない。

(市が処理する産業廃棄物)

第15条 法第11条第2項の規定による一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物その他市が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理については、規則で定める。

(改善勧告)

第16条 市長は、第7条第2項、第8条第3項に規定する指示に従わない市民等に対し、期限を定めて当該指示の内容を履行するように勧告することができる。

(公表)

第17条 市長は、前条に規定する勧告を受けた者が、その勧告に従わない場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他必要な事項を公表することができる。

(聴聞)

第18条 市長は、前条の規定による氏名等の公表を行う場合においては、あらかじめ当該公表に係る者について聴聞を行わなければならない。

(委任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。ただし、別表第1中生活系廃棄物（し尿、粗大ごみ及び資源ごみを除く。）の項及び事業系一般廃棄物（し尿を除く。）の項の規定は、平成18年1月1日から平成18年3月31日までの間については、次表のとおりとする。

生活系廃棄物（し尿、粗大ごみ及び資源ごみを除く。）	収集運搬		無料
	埋立処分（都城市一般廃棄物処分場に限る。）	1回につき、300キログラム以下の場合	無料
		1回につき、300キログラムを超える場合、100キログラムまでごとに	200円
埋立処分（都城市高崎一般廃棄物処分場に限る。）	1回につき、300キログラムを超える場合、20キログラムまでごとに	100円（消費税及び地方消費税の額を含む。）	
事業系一般廃棄物（し尿を除く。）	収集運搬		170円
	埋立処分	10キログラムまでごとに	20円

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の都城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成7年都城市条例第10号）又は高崎町廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例（平成9年高崎町条例第7号）の規

定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第11条関係）

一般廃棄物の種別	区 分	単 位		金 額	
し尿	収集運搬	人員制	1人1月	250円	一般家庭（主に当該世帯を構成する者のみで便槽を利用している家庭をいう。）ただし、下記2及び3に規定する一般家庭を除く。
		従量制	10リットル	65円	1 事業所等一般家庭以外のもの 2 汲取量が1人1月39リットルを超える一般家庭 3 臨時汲取りを要する一般家庭
家庭用粗大ごみ	収集運搬	1個		1,500円以内で品目別に別表第2で定める額。ただし、一般家庭から排出されるもののうち自ら運搬することが困難な場合に限る。	
生活系廃棄物（し尿、粗大ごみ及び資源ごみを除く。）	収集運搬			無料	
	埋立処分	1回につき、300キログラム以下の場合		無料	
1回につき、300キログラムを超える場合、20キログラムまでごとに		100円			
事業系一般廃棄物（し尿を除く。）	収集運搬	10キログラムまでごとに		170円	
	埋立処分	1回につき、100キログラム以下の場合		500円	
		1回につき、100キログラムを超える場合、50キログラムまでごとに		250円	

別表第2（第12条関係）

種 別	品 目	手数料の額(円) (1個につき)
電気・ガス・石油器具	ミシン(卓上式のもの)	300
	ミシン(卓上式以外のもの)	900
	衣類乾燥機	400
	ガステーブル(ガスこんろ)	200
	電子レンジ	400
	食器洗い乾燥機	400
	湯沸器	300
	ガス風呂	400
	ストーブ	300
	扇風機	200
	除湿器	200
	換気扇	200
	電気掃除機	200
	照明器具	200
	ステレオセット(ミニコンポーネントステレオセット)	300
	ステレオセット(ミニコンポーネントステレオセット以外のもの)	500
	カラオケ演奏装置	500
	スピーカー	300
ビデオデッキ	200	



	オーディオ機器(単体のもの。カラオケ演奏装置及びスピーカーを除く。)	200	
	電気こたつ(こたつ板を除く。)	200	
家具・寝具	こたつ板	200	
	たんす(高さ90センチメートル未満のもの)	300	
	たんす(高さ90センチメートル以上のもの)	900	
	サイドボード	900	
	げた箱	300	
	ロッカー(一人又は二人用のもの)	400	
	ロッカー(三人用以上のもの)	900	
	オーディオラック	300	
	戸棚(サイドボード、げた箱、ロッカー、オーディオラックを除く。)	400	
	カラーボックス	200	
	テーブル	300	
	応接用いす(一人用のもの)	300	
	応接用いす(二人用以上のもの)	500	
	いす(応接用いすを除く。)	200	
	鏡台	400	
	両そで机	900	
	机(両そで机を除く。)	400	
	敷物	200	
	アコーディオンカーテン	200	
	ブラインド	200	
	ベットマット	400	
	シングルベッド(ベッドマットを除く。)	400	
	ダブルベッド(ベッドマットを除く。)	500	
	布団	200	
	趣味用品	オルガン	900
		スキー板	200
ゴルフ用具		200	
サーフボード		200	
サイクリングマシン(自転車を除く。)		400	
ローイングマシン		300	
ランニングマシン		900	
ぶらさがり健康器		300	
その他	ワードプロセッサ	200	
	スーツケース	200	
	編み機	300	
	流し台	400	
	ガス台(調理台を含む。)	300	
	米びつ	200	
	浴槽	400	
	洗面化粧台	400	
	畳	400	

	建具(アルミサッシ及びガラス戸)	300
	建具(アルミサッシ及びガラス戸以外のもの)	200
	物干し台	400
	物置(解体した状態にあるもの)	900
	ペット小屋	400
	水槽	300
	衣装箱	200
	自転車	300
	脚立	200
	ブランコ	300
	滑り台	300
	子供用遊具(ブランコ及び滑り台を除く。)	200
	ベビーベッド	300
	乳児用具(ベビーベッドを除く。)	200
	その他のもの	200
部分品	現形の2分の1以上のもの	現形の額
	現形の2分の1に満たないもの	現形の額の2分の1の額
備考 上記に定める品目以外の粗大ごみにあつては、容量、重量又は形状が類似する品目に応じた手数料を徴収する。		

別表第3(第14条関係)

種 類	区 分	単 位	金 額
一般廃棄物処理業許可手数料	一般廃棄物収集運搬業許可	1件	5,000円
	一般廃棄物処分業許可	1件	5,000円
	一般廃棄物収集運搬業変更許可	1件	5,000円
	一般廃棄物処分業変更許可	1件	5,000円
	一般廃棄物収集運搬業許可更新	1件	5,000円
	一般廃棄物処分業許可更新	1件	5,000円
	一般廃棄物収集運搬業許可証再交付	1件	1,000円
	一般廃棄物処分業許可証再交付	1件	1,000円

別表第4(第14条関係)

種 類	区 分	単 位	金 額
浄化槽清掃業許可手数料	浄化槽清掃業許可	1件	5,000円
	浄化槽清掃業許可更新	1件	5,000円
	浄化槽清掃業許可証再交付	1件	1,000円

# ○都城市環境保全条例

平成18年1月1日

条例第169号

## 目次

### 第1章 総則

第1節 通則（第1条・第2条）

第2節 市長の責務（第3条―第12条）

第3節 事業者の責務（第13条―第19条）

第4節 市民の責務（第20条―第23条）

### 第2章 自然環境の保全（第24条―第26条）

### 第3章 生活環境の保全

第1節 廃棄物の処理（第27条―第31条）

第2節 公共の場所の清潔保持等（第32条―第41条）

第3節 空き缶等の散乱の防止（第42条）

第4節 空き地等の管理（第43条―第49条）

### 第4章 公害の防止

第1節 規制基準（第50条・第51条）

第2節 工場等の規制（第52条―第62条）

第3節 特定建設作業に関する規制（第63条―第65条）

第4節 騒音等の規制（第66条―第70条）

第5節 建築物による障害の防止（第71条・第72条）

第6節 地下水の保全（第73条―第76条）

第7節 自動車公害等の防止（第77条―第79条）

### 第5章 雑則（第80条―第86条）

### 第6章 罰則（第87条―第91条）

## 附則

### 第1章 総則

#### 第1節 通則

##### （目的）

第1条 この条例は、人、まち、自然が一体となったウエルネス都城を実現するために、市長、事業者及び市民の良好な環境の保全に関する責務を明らかにし、公害防止に関する事項、その他良好な環境の保全に必要な事項を定めることにより、すべての市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 市民が健康な心身を保持し、安全で快適な生活を営むことができる自然環境及び生活環境をいう。
- (2) 自然環境 自然の生態系をめぐる土地、大気、水及び人を中心とする生物の生存の基盤となる環境をいう。
- (3) 生活環境 人の生活に関する環境をいい、人の環境に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係

のある動植物及びその生育環境を含むものとする。

- (4) 公害 事業活動その他の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に被害が生じることをいう。
- (5) 空き缶等 飲食料を収納していた缶、びんその他の容器をいう。
- (6) 回収容器 空き缶等のごみを回収するための容器をいう。
- (7) 規制基準 事業活動その他の活動に伴って生じる騒音又振動に係る法令等で定める許容限度をいう。
- (8) 指定地域 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条及び振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条の規定により知事が指定した地域をいう。
- (9) 特定施設 工場又は事業場（以下「工場等」という。）に設置される施設又は作業場のうち、騒音又は振動を著しく発生するものであって、規則で定めるものをいう。
- (10) 特定工場 特定施設を設置している工場等をいう。
- (11) 特定建設作業 建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音及び振動を発生する作業であって、規則で定めるものをいう。
- (12) 事業者 市内において、事業活動を行うものをいう。
- (13) 市民 市内に住所を有する者、市内に土地及び建物を有する者及び市内に滞在する者をいう。
- (14) 建築 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築、同条第14号に規定する大規模の修繕若しくは同条第15号に規定する大規模の模様替え又は同法第87条第1項に規定する用途の変更をいう。
- (15) 建築物 建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (16) 中高層建築物 高さが12メートルを超える建築物（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域（当分の間、従前の第一種住居専用地域をいう。）にあっては、軒の高さが7メートルを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物）をいう。

## 第2節 市長の責務

（基本的責務）

第3条 市長は、市民の健康で快適な生活を守るため、良好な環境の確保に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

（自然環境の保全）

第4条 市長は、豊かな自然の保護と回復に必要な施策を講じ、良好な環境の保全に努めなければならない。

2 市長は、自然環境の保全のために必要な基礎調査の実施及び自然環境の保全に関する知識の普及を図るとともに、市民意識を啓発して市民の自主的活動の助長に努めなければならない。

3 市長は、第1項の施策達成のため必要があると認めるときは、財政上の措置、技術的な援助その他必要な措置を講じなければならない。

（環境施設の整備）

第5条 市長は、良好な環境を確保するため、公園、緑地、広場その他の公共空地、道路、水道、下水道、廃棄物処理施設等の整備に努めなければならない。

（開発行為についての責務）

第6条 市長は、土地の埋立て、造成その他土地の区画形質の変更等の自然環境の変更を伴う地域の開発（以下「開発行為」という。）及び整備に関する計画等の策定及び実施に当たっては、自然環境の保護と公害の防止

について配慮しなければならない。

(公害防止施策)

第7条 市長は、公害を防止し、良好な環境を守るため、次に掲げる事項について必要な施策を策定し、これを実施しなければならない。

- (1) 公害の防止に関する必要な規制の措置を講ずること。
- (2) 公害の状況を把握するために必要な監視、測定及び調査を行うこと。
- (3) 公害に関する知識の普及及び情報の提供に関すること。
- (4) 公害に関する苦情処理の体制を整備し、適切な処理に努めるとともに、公害に関する紛争について適切な解決を図ること。
- (5) 公害により被害を受けた者に対し、その実情並びに健康に及ぼす影響の調査及びその他必要な措置を講じ、又は救済その他必要な措置が講ぜられるように努めること。
- (6) 都市の開発及び地域の整備に関する計画の策定及び実施に当たっては、公害の防止について特に配慮すること。
- (7) 小規模事業者が行う公害の防止のための施策の設置及び整備等について、必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の措置を講ずるように努めること。

(公害状況の公表等)

第8条 市長は、公害の状況を把握し、及び公害の防止に関する施策を適正に実施するため、必要な監視及び調査を行うとともに、調査の結果明らかになった公害の状況を公表するものとする。

(公害に係る苦情の処理)

第9条 市長は、公害に係る苦情の迅速かつ適正な処理に努めなければならない。

2 前項に規定する苦情を処理するため、都城市公害苦情相談員若干人を置くことができる。

(公害防止協定の締結の要請)

第10条 市長は、公害の防止を図るため必要があると認めるときは、事業者に対し公害防止協定の締結を要請するものとする。

(協力の要請)

第11条 市長は、公害防止のため必要があるときは、国その他関係地方公共団体に協力を要請するとともに、国その他関係地方公共団体から公害防止のための協力の要請があったときには、これに応じなければならない。

(環境監視員の設置)

第12条 良好な環境を守るため、規則で定めるところにより、市に環境監視員を置くことができる。

### 第3節 事業者の責務

(基本的責務)

第13条 事業者は、環境の破壊を防止するため、自己の責任及び負担において必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、法令等及びこの条例に違反しない場合においても、良好な環境の保全を図るため、最大限の努力をしなければならない。

(協力義務)

第14条 事業者は、市その他の行政機関が実施する良好な環境の保全に関する事業又は施策に協力しなければならない。

(自然環境の育成)

第15条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、自然環境を破壊し、又は損傷することのないように努める

とともに、進んで植生の回復、緑地の造成等自然環境の育成に必要な措置を講じなければならない。

(開発行為における自然の保護及び公害の防止)

第16条 事業者は、開発行為をしようとするときは、自然の保護及び公害の防止を図るとともに良好な環境の保全に努めなければならない。

(監視義務等)

第17条 事業者は、その事業に係る公害の発生源を監視し、公害の防止に努めるとともに、公害が発生したときには、その被害者に対し、救済その他適切な措置を講じなければならない。

(廃棄物の自己処理の義務)

第18条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物をその責任及び負担において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより廃棄物の減量に努めるとともに、製造、加工、販売等に係る製品、容器等が廃棄物となった場合においては、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

(公害防止協定の締結)

第19条 事業者は、第10条の規定による市長の要請があったときは、公害防止協定を締結するように努めなければならない。

#### 第4節 市民の責務

(基本的責務)

第20条 市民は、健康で快適な生活環境の保全に努めるとともに、自然を破壊し、公害を発生させ、又はその他の行為により地域の良好な環境を損なってはならない。

(協力義務)

第21条 市民は、市及びその他の行政機関が実施する良好な環境の保全に関する事業又は施策に協力しなければならない。

(良好な環境の育成)

第22条 市民は、緑に満ちた豊かな環境をつくるため、進んで樹木、花等を植栽し、また、動植物を愛護する等良好な環境の育成に努めなければならない。

(土地、建物等の清潔保持)

第23条 市民は、その所有し、占有し、若しくは管理する土地又は建物（建造物を含む。以下同じ。）及びそれらの周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するように努めなければならない。

#### 第2章 自然環境の保全

(適正利用)

第24条 何人も、自然の保護及び育成に関する認識を深めるとともに、自然環境を利用するに当たっては、自然環境を破壊し、又は汚損することのないように適正な利用に努めなければならない。

(土地形質変更行為)

第25条 宅地造成、土砂採取、廃棄物及び残土の処分その他土地の形質を変更しようとする者（以下「土地形質変更行為者」という。）は、自然環境の破壊及び変更を最小限にとどめるとともに、自然環境の復元に努めなければならない。

(防災措置等)

第26条 土地形質変更行為者は、その行為に伴う災害の発生を未然に防止するように必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、前項の措置を怠ったことにより良好な環境を侵害していると認めるときは、その者に対し、その事態を除去するために必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

### 第3章 生活環境の保全

#### 第1節 廃棄物の処理

(不法投棄の禁止)

第27条 何人も、道路、河川、水路、池沼その他の公共的な場所及び他人が占有する場所に廃棄物を捨ててはならない。

(市民の協力)

第28条 市民は、廃棄物の不法な投棄を発見したときは、速やかに市長に通報する等、市が行う廃棄物の不法投棄の防止に関する施策に協力しなければならない。

(畜舎等の管理)

第29条 畜舎又は鶏舎を設置している者は、常にその設備を整備し、汚水及び汚物の処理について適切な措置を講じ、悪臭、水質汚濁その他の公害及び蚊、ハエ等の害虫が発生しないように努めなければならない。

(廃棄物の燃焼制限)

第30条 何人も、燃焼の際、著しいばい煙、有毒ガス又は悪臭を発生するおそれのあるゴム、いおう、ピッチ、皮革、プラスチックその他の廃棄物を焼却してはならない。ただし、これらの廃棄物を焼却することがやむを得ないと認められる場合であって、法令等に基づく処理又はその他の方法により、人の健康又は生活環境に損害を及ぼすおそれのない措置を講じたときは、この限りでない。

(改善勧告)

第31条 市長は、第27条から前条までに規定する廃棄物の処理に関する措置を怠ったことにより良好な環境を侵害していると認めるときは、その者に対し、その事態を除去するために必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

#### 第2 公共の場所の清潔保持等

(公共の場所の清潔保持)

第32条 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所の清潔を保つように努めなければならない。

(資材等の適正管理)

第33条 何人も、自己の所有又は管理する資材、廃材、土砂等の飛散、流失、脱落又はたい積等により、住民の生活環境を害してはならない。

(油水分離施設の設置等)

第34条 公共下水道の処理区域外において、自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定する自動車分解整備事業をいう。）、ガソリンスタンド、飲食店、廃車処理業等を営業者は、当該事業場からの油類を公共用水域又は生活環境の保全上、支障を生ずる場所に流出させないように油水分離施設を設置しなければならない。

2 前項の規定により油水分離施設を設置している者は、当該施設を適正に維持管理しなければならない。

(土砂等の流出防止)

第35条 岩石若しくは土砂（以下「土砂等」という。）の採取又は宅地造成等の開発行為を行う者は、公共用水域に著しく土砂等を流出させ、又は水質を汚濁させないように努めなければならない。

2 土砂等の採取地跡は、早急に埋戻しをする等事故の防止に万全の措置を講じなければならない。

(たい積土砂等の除去)

第36条 公共用水域に土砂等を流出させたことにより当該水域に土砂等をたい積させた者は、自らの責任及び

負担において、その土砂等を除去しなければならない。

(積載物の飛散防止)

第37条 土砂、木片等を運搬する者は、その運搬により積載物が落下し、又は粉じんが発生し、若しくは飛散しないように配慮しなければならない。

(生の家畜ふんの管理)

第38条 住宅が密集している周辺で生の家畜ふんをたい積している者は、これを適正に管理し、悪臭、ハエ等が異常に発生しないように努めなければならない。

(動物の排泄物の処理)

第39条 公共の場所において動物がふんを排泄したときは、その動物の管理者又は連行者は、速やかに清掃しなければならない。

(回収容器の設置等)

第40条 道路、公園、河川その他の公共の場所及び駅舎、大規模の店舗その他の公衆が集まる場所を管理する者は、回収容器を設置する等みだりに廃棄物が捨てられないように必要な措置を講じなければならない。

(勧告)

第40条 市長は、第32条から前条までに規定する清潔保持に関する措置を怠ったことにより良好な環境を侵害していると認めるときは、その者に対し、その事態を除去するために必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

#### 第3節 空き缶等の散乱の防止

(散乱防止)

第42条 市民は、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器に収納するなど散乱の防止に努めなければならない。

2 事業者のうち、容器入り飲食物を販売する者は、容器入り飲食物を販売する場所に回収容器を設け、空き缶等を散乱させないように当該回収容器を適切に管理し、生じた空き缶等を自らの負担において運搬し、処分するとともに、空き缶等の散乱防止について消費者に対する啓発に努めなければならない。

#### 第4節 空き地等の管理

(空き地の所有者等の責務)

第43条 空き地の所有者、占有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、当該空き地に雑草が繁茂し、若しくは枯れ草が密集し、又は廃棄物が投棄され、かつ、それが放置されているために良好な環境が著しく損なわれている状態（以下「荒廃状態」という。以下同じ。）にあるときは、荒廃状態を解消し、良好な環境の保全に努めなければならない。

(雑草等の除去の勧告)

第44条 市長は、空き地が荒廃状態にあり、著しく生活環境の保全に支障があると認めるときは、当該空き地の所有者等に対し、荒廃状態を解消するように勧告することができる。

(除去命令)

第45条 市長は、前条の勧告に従わない者があるときは、その者に対して、空き地の荒廃状態を解消すべきことを命ずることができる。

(委託による除去)

第46条 市長は、所有者等が特別な事情により空き地の荒廃状態を解消することが困難な場合には、所有者等の委託を受けて、これを解消することができる。

(空き家の所有者等の責務)



第47条 空き家の所有者又は管理者は、常に当該空き家が荒廃し、次に掲げる状態が発生することのないように適正に管理しなければならない。

- (1) の生命、身体、財産を害し、又は害するおそれがあること。
  - (2) 罪、非行又は災害の発生を誘発するおそれがあること。
  - (3) 2号に掲げるもののほか、良好な環境を著しく阻害するおそれがあること。
- (違反者に対する勧告等)

第48条 市長は、前条の規定に違反していると認めるときは、人の生命、身体若しくは財産又は良好な環境を保全するため、必要な措置を講ずるように勧告し、又は命令することができる。

(空き地に準ずる土地に対する措置要請)

第49条 市長は、鉄道敷、道路敷、河川敷、鉄塔敷及び池沼その他空き地に準ずる土地（以下「空き地に準ずる土地」という。）が荒廃状態にあるときは、当該土地の所有者等に対し、荒廃状態を解消するため必要な措置を講ずるように要請するものとする。

#### 第4章 公害の防止

##### 第1節 規制基準

(規制基準の設定)

第50条 市長は、特定工場又は特定建設作業を行う場所から生じる騒音及び振動（以下「騒音等」という。）の発生について、特定工場又は特定建設作業を行う者が遵守すべき基準（以下「規制基準」という。）を規則で定めるものとする。

(規制基準の遵守等)

第51条 特定工場を設置している者又は特定建設作業を行う者は、規制基準を超える騒音等を発生させてはならない。

2 前項の規定は、一の工場等が特定工場となったときは、当該工場等が特定工場となった日から1年間は適用しない。

3 規制基準の適用を受けない工場等の設置者又は建設作業等を行う者は、第1項の規定に準じて公害を発生させないように努めなければならない。

##### 第2節 工場等の規制

(特定施設の設置届出)

第52条 特定施設を設置しようとする者は、当該特定施設の設置工事の開始日の30日前までに、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 場等の名称及び所在地
- (3) 種並びに作業の種類及び方法
- (4) 場等に係る建築物並びに施設の種類（特定施設については、種類ごとの数を含む。）構造及び配置
- (5) 害防止の方法
- (6) 定施設の配置図及びその付近の見取図
- (7) 各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(完成の届出)

第53条 前条の規定による届出をした者は、当該許可に係る特定施設の設置の工事が完成したときは、完成の日から15日以内に規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

(経過措置)

第54条 一の施設が特定施設となった際、現にその施設を配置している者（設置工事をしている者を含む。）は、当該施設が特定施設となった日から30日以内に規則で定めるところにより、第52条に規定する事項を市長に届け出なければならない。

（構造等の変更の届出）

第55条 第52条による届出をした者が、同条第3号から第5号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則の定めるところにより、市長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更であって規則で定めるものについては、この限りでない。

（計画変更勧告）

第56条 市長は、第53条又は第54条若しくは前条の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定施設において発生する騒音又は振動が規制基準に適合しないことにより、その特定施設の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、公害防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

（氏名変更等の届出）

第57条 第53条又は第54条の規定による届出をした者は、第52条第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定施設のすべての使用を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（承継）

第58条 第53条又は第54条の規定による届出をした者からその届出に係る特定工場に設置する特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第53条又は第54条の規定による届出をした者について、相続、合併又は分割（当該届出の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該届出の全部を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第52条又は第53条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継のあった日から30日以内に、規則に定めるところにより市長に届け出なければならない。

（改善勧告及び改善命令）

第59条 市長は、特定工場において発生する騒音又は振動が規制基準に適合しないことにより、その特定工場周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場を設置している者に対し期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、公害防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

2 市長は、特定施設の設置者で前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、期限を定めて規制基準に適合させるために必要な限度において、公害防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。

（改善措置の届出）

第60条 前条の規定による改善勧告又は改善命令を受けた者は、その改善勧告又は改善命令に基づく改善の措置を完了したときは、規則で定めるところにより速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（測定及び記録）

第61条 特定工場を設置する者は、規則で定めるところにより公害の原因となる物質等の量等の測定及び記録をし、これを市長に報告しなければならない。

(事故発生時の措置)

第62条 特定工場を設置している者は、事故により工場等から規制基準に適合しない騒音及び振動を発生したとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより市長に報告し、速やかに事故の復旧に努めなければならない。

2 特定工場又はその他の工場等を設置している者は、事故により当該特定工場等から公害の原因となる騒音又は振動を発生させたときは、直ちに規則の定めるところにより、その事故の状況等を市長に報告しなければならない。

3 市長は、前項に規定する事故が発生した場合には、特定工場を設置している者に対し、その事故の拡大又は再発防止のための必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

### 第3節 特定建設作業に関する規制

(特定建設作業の実施の届出)

第63条 特定建設作業を行おうとする者は、当該作業の開始の日の7日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、災害その他の非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(1) 名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 事の目的に係る施設又は工作物の種類

(3) 業の場所及び付近の見取図

(4) 業時間及び実施の時期

(5) 音又は振動の防止の方法

(6) 各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項ただし書の場合において、特定建設作業を行う者は、速やかに前項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第64条 市長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動が規制基準に適合しないことにより、その特定建設作業の場所の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該作業を行う者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音及び振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音若しくは振動の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。

(特定建設作業等の周知義務)

第65条 騒音規制法及び振動規制法に規定する特定建設作業及びこの条例による特定建設作業を行おうとする者は、当該作業の現場の周辺住民に対し、当該作業の内容、作業期間及び騒音の防止の方法等について説明し、周知しなければならない。

### 第4節 騒音等の規制

(深夜営業騒音等の規制)

第66条 市長は、規則で定める飲食店営業等の営業に伴って、深夜（午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。以下同じ。）に発生する騒音が規則で定める騒音に係る規制基準に適合しないことにより、その騒音が発生する場所の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その事態を除去するために必要な限度において、当該営業を営む者に対して、当該違反行為の停止、騒音の防止方法の改善その他必要な措置を講ずべきこ

とを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで営業を営んでいるときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、当該違反行為の停止、騒音の防止方法の改善その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 飲食店営業等を営む者は、深夜における静穏の保持を必要とする地域として規則で定める区域において、午後11時から翌日の午前6時までの間においては、規則で定める音響機器等を使用し、又は使用させてはならない。ただし、当該音響機器等から発生する音が外部に漏れない営業施設については、この限りでない。

4 第1項及び第2項の規定は、飲食店営業等を営む者が前項の規定に違反することにより、その営業施設の周辺の生活環境が損なわれると認められる場合に準用する。

(静穏の保持)

第67条 何人も、周辺の生活環境を著しく損なう騒音を発生させてはならない。

2 何人も、住居の周辺において自動車等のエンジンを作動させたまま駐車することによって騒音を発生し、近隣の静穏を害してはならない。

(拡声機の使用制限)

第68条 何人も、学校又は病院の周辺等静穏の保持を必要とする区域で規則で定める区域内においては、規則で定める場合を除き、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。

2 何人も、午後5時から翌日の午前9時までの間は、商業宣伝を目的として、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第1項に規定する航空機をいう。)から機外に向けて、拡声機を使用してはならない。

(爆音機の使用制限)

第69条 鳥獣駆除のため爆音機を使用する者は、規則で定める使用基準を遵守しなければならない。

(改善命令等)

第70条 市長は、前3条の規定に違反する行為をしている者があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該違反の行為の停止、騒音防止の方法の改善その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

#### 第5節 建築物による障害の防止

(建築主等の日照障害の防止)

第71条 建築主等は、その建築物を建築し、設計し、又はその工事を施行し、若しくは監理しようとする場合においては、近隣の建築物及び建築予定地周辺の日照に関する影響をあらかじめ調査し、その日照障害により生活環境に支障を及ぼさないように努めなければならない。

(電波障害の防止)

第72条 中高層建築物を建築しようとする者は、当該建築物によって周辺住民のテレビジョン又はラジオの電波の受信に障害を与えるおそれがあると認められるときは、あらかじめその影響が予想される地域の受信状況を調査の上、必要な措置を講じ、近隣関係者から当該電波受信に関して説明を求められたときは、誠意をもって説明しなければならない。

#### 第6節 地下水の保全

(地下水の採取の届出)

第73条 規則で定める規模以上の施設(井戸又は揚水設備)をもって地下水(温泉を除く。)を採取しようとする者(以下「採取者」という。)は、当該井戸又は揚水設備ごとに、規則で定めるところにより、次に定める事項を市長に届け出なければならない。

(1) 名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 戸又は揚水設備の設置場所

- (3) トレーナーの位置
- (4) 水機の種類
- (5) 水機の吐出口の断面積
- (6) 各号に掲げるもののほか、規則で定める事項  
(揚水量の測定)

第74条 前条の採取者は、地下水の揚水量を測定し、その結果を記録するとともに、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

(汚水浸透の禁止)

第75条 何人も、土壌及び地下水の汚染を防止するため、規則で定める物資を地下に浸透させてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反していると認める者があるときは、その者に対し直ちにその事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(勧告等)

第76条 市長は、地下水の採取により、地下水の水位が異常に低下し、汚水が地下水の水源に混入し、地盤が沈下し、又は地下水の相互干渉が著しく生ずると認めるときは、採取者に対し、地下水の採取の停止、揚水量の制限その他必要な措置を採るべきことを勧告し、又は命ずることができる。

#### 第7節 自動車公害等の防止

(交通環境の整備)

第77条 市長は、自動車（原動機付自転車を含む。）による公害及び交通上の危険を防止するため、公害対策上及び交通安全対策上必要な交通環境の整備に努めなければならない。

2 市長は、自動車による公害及び交通事故の発生状況等に応じ、必要と認めるときは、関係行政機関に対し、交通規制その他の措置を要請しなければならない。

(自動車の整備等)

第78条 自動車の運転者及び所有者は、当該自動車の必要な整備を行い、適正な運転を行うことにより、自動車から発生する排出ガス及び騒音を最小限度に抑制するように努めなければならない。

(緊急時における運行制限)

第79条 自動車の運転者及び所有者は、自動車排出ガスに係る緊急事態（大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第23条第1項及び第4項に規定する事態をいう。以下同じ。）が発生したときは、当該事態が解消するまで、緊急事態が発生している地域への自動車の乗り入れ及び当該地域内の自動車の運行を自主的に制限するように努めなければならない。

#### 第5章 雑則

(報告の徴収)

第80条 市長は、この条例の施行に必要な限度において良好な環境を害し、若しくは害するおそれのある者又はこれらの者の関係者に対して、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第81条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、所属職員に自動販売機の設置者若しくは管理者の事務所、自動販売機の設置されている土地若しくは建物、特定施設を設置する者の工場等、特定建設作業を行う者の建設工事の場所若しくはその他の場所又は飲食店営業等を営む者の営業施設に立ち入り、帳簿書類、自動販売機、回収容器、機械設備、建築物の敷地、営業施設その他の物件及び土地並びにその場所で行われている行為の状況を調査し、又は検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、

これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(中小企業に対する配慮)

第82条 市長は、中小企業者(中規模以下の事業を営む者で規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。)が公害防止のために行う施設の設置、整備等について金銭上のあつせん及び必要な指導を行うように努めなければならない。

2 市長は、中小企業者に対する改善勧告又は改善命令の適用に当たっては、その者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないように当該勧告又は命令の内容について特に配慮しなければならない。

(規制基準の適用を受けない工場等に対する指導)

第83条 規制基準の適用を受けない工場等の設置者又は建設作業を行おうとする者は、第51条の規定に準じて公害を発生させないように努めなければならない。

2 市長は、前項の工場等において公害が発生し、生活環境に著しい影響を及ぼしていると認めるときは、当該事態を発生させている者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

(公表)

第84条 市長は、この条例の規定による命令に従わない者がある場合には、その者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)その他必要な事項を公表することができる。

(聴聞)

第85条 市長は、前条の規定による氏名等の公表を行う場合においては、あらかじめ当該公表に係る者について聴聞を行わなければならない。

(委任)

第86条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

#### 第6章 罰則

第87条 第59条第2項又は第66条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第88条 特定施設について第52条の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第64条第2項の規定による命令に違反した者は、25万円以下の罰金に処する。

第89条 特定施設について第54条又は第55条若しくは特定建設作業について第63条第1項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は特定施設、特定建設作業について第80条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第81条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、15万円以下の罰金に処する。

第90条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第91条 特定施設について第57条、第58条第3項又は特定建設作業について第63条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、2万円以下の罰金に処する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の都城市環境保全条例(平成6年都城市条例第5号)の規定によ

りなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

# 都城市リサイクル事業実施要綱

(改正 平成25年2月19日告示第312号)

(趣旨)

第1条 この告示は、ごみの減量化及び再資源化を図るため、市が実施するリサイクル事業について、必要な事項を定めるものとする。

(回収品目)

第2条 リサイクル事業における回収の対象となる品目（以下「回収品目」という。）は、別表第1に掲げるとおりとする。

(回収方法)

第3条 回収品目に該当する資源は、市内を15地区（各地区公民館を単位とする地区及び各総合支所を単位とする地区をいう。以下「各地区」という。）に分割し、それぞれ月1回以上の資源回収日を定め、回収する。

2 各地区の資源回収場の位置及び数は、各地区の実情により定める。

3 各地区で分別された資源は、回収品目及び資源回収場ごとに回収する。

(回収品の処分)

第4条 回収した資源は、資源回収指定業者（以下「業者」という。）の入札により決定した単価で契約し、売却する。

2 単価契約の期間は、市況に応じて市と業者が協議し、決定する。

(奨励金の交付)

第5条 市は、市が実施するリサイクル事業の推進に協力する自治公民館及び市長が認める団体（以下「自治公民館等」という。）に対して、資源分別奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付については、都城市補助金等交付規則（平成18年都城市規則第64号）に定めるもののほか、次条及び第7条に定めるところによる。

(奨励金の額)

第6条 奨励金の額は、資源分別奨励金交付基準（別表第2）により算定する。

(奨励金の交付申請等)

第7条 奨励金の交付を申請しようとする自治公民館等の代表者は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期日までに、補助金等交付申請書に実績報告書を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、各地区の自治公民館等は、自治公民



館連絡協議会の長に奨励金の交付申請及び請求に係る手続を委任することができる。

- (1) 4月から6月実施分 7月15日
- (2) 7月から9月実施分 10月15日
- (3) 10月から12月実施分 1月15日
- (4) 1月から3月実施分 3月31日

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(暫定施行した告示の廃止)

2 平成18年1月1日から暫定施行した都城市リサイクル事業実施要綱（平成9年度都城市告示第210号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日の前日までに、前項の告示の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年2月19日告示第312号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

リサイクル事業対象回収品目

種 類	品 目
びん類	無色びん、茶色びん、その他の色びん
金属類	缶 類
紙 類	新聞紙及びチラシ類 ダンボール紙類 雑誌及び本類 牛乳パック類
プラスチック類	ペットボトル 白色トレイ

別表第2（第6条関係）

資源分別奨励金交付基準

種 類	単 位	金 額
びん類	1キログラムにつき	5円
金属類	1キログラムにつき	5円
紙 類	1キログラムにつき	5円
プラスチック類	1キログラムにつき	5円

# 都城市校内資源回収実施団体奨励金交付要綱

平成18年 5 月12日

告示第49号

(趣旨)

第1条 市長は、資源の再利用と環境美化に対する児童、生徒等の意識高揚を図るため、市内の学校等において、空き缶、牛乳パック等の資源回収事業を実施する団体に対し奨励金を交付するものとし、その交付に関しては、都城市補助金等交付規則（平成18年都城市規則第64号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(奨励金の交付対象者)

第2条 奨励金の交付対象者は、校内で児童又は生徒等が資源回収事業を実施している団体であって、次条の規定による登録を受けているものとする。

(団体登録)

第3条 奨励金の交付を受けようとする団体は、校内資源回収実施団体登録申請書（別記様式）により、市長に登録を申請しなければならない。

2 校内資源回収実施団体としての登録を受けた団体の代表者は、登録の内容に変更が生じた場合は、その内容を速やかに市長に届けなければならない。

3 市長は、登録の内容に虚偽又は著しい変更があり、適当でないと認めたときは、登録を取り消すことができる。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、校内資源回収実施団体奨励金交付基準（別表）により算定する。

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を申請しようとする団体は、補助金等交付申請書に実施報告書を添えて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 4月から6月実施分 7月15日

(2) 7月から9月実施分 10月15日

(3) 10月から12月実施分 1月15日

(4) 1月から3月実施分 3月31日

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(暫定施行した告示の廃止)

2 平成18年1月1日から暫定施行した都城市校内団体資源回収奨励金交付要綱（平成3年都城市告示第82号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日の前日までに、前項の告示の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第4条関係）

校内資源回収実施団体奨励金交付基準

種類	単位	金額
空き缶	1キログラム	5円
牛乳パック	1キログラム	5円
紙類	1キログラム	5円
びん類	1キログラム	5円

別記様式（第3条関係）

別記様式（第3条関係）

校内資源回収実施団体登録申請書

都城市校内資源回収実施団体奨励金交付要綱第3条の規定により、実施団体の登録を申請します。 年 月 日 都城市長 へ 申請者 住所 代表者名 ⑩			
団 体 名			
代表者住所氏名	住 所	電 話 ー	
	氏 名		
金 融 機 関		支 店 名	
預 金 種 目	1 普 通 2 当 座	口 座 番 号	
口座名義人			

